

目次

序文	iv
謝辞および連絡先	v
はじめに	vi
ガイダンスのアップデート	1
短期保険契約	2
金融商品	5
減損	5
分類および測定	8
デリバティブ契約の更改の現行のヘッジ会計に対する影響	10
負債商品におけるコンティンジェント・プットおよびコール・オプション	12
リース	13
収益認識	15
持分法会計への移行の簡素化	19
連結ー共通支配下の関連当事者を通じて保有される持分	20
従業員株式ベースド支払会計処理の改善	22
繰延税金の分類	26
法人所得税の会計処理:グループ事業体間の資産の譲渡	28
キャッシュ・フロー計算書:一定の現金受取および現金支払の分類	29
制限付預金	33
事業の定義の明確化	33
非公開会社の代替的な会計処理	35
テクニカルな訂正および改善ー公正価値測定	37
将来に向けて	38
長期保険契約	39
金融商品	43
ヘッジ	43
負債および資本ー的を絞った改善	46
償還可能負債証券の購入に関連する利息収益の会計処理	48
貸借対照表上の債務の分類の簡素化	49

非金融資産の部分的売却の会計処理	51
株式ベース報酬および従業員給付	52
非従業員株式ベース支払に係る会計処理の改善	52
従業員給付制度のマスター・トラストに係る報告	53
純期間年金コストおよび純期間退職後給付コストの表示の改善	54
政府援助に関する企業体の開示	55
開示フレームワーク	56
FASBの決定プロセス	56
事業体の決定プロセス	57
公正価値測定	57
法人所得税	60
確定給付制度	63
その他のトピック	64
保険監督会計の動向(全米保険監督官協会:NAIC)	65
SECアップデート	67
付録	76
付録A—2016年に発効した会計基準の要約	77
付録B—準書その他の公表物の一覧	81
付録C—略語	89

序文

2017年1月19日

保険セクターにおけるデロイトのクライアント、保険業界の皆様へ

9回目となる年次の「会計および財務報告アップデート」をお届けできることを喜ばしく思います。本出版物において考察されているトピックは、保険会社にとって特に興味深いものが選定されています。

本出版物の前号の発行後に生じた注目すべき基準設定の進展には、(1)長期保険契約の会計処理の改善案の発行、(2)短期保険契約の開示に関する新しいガイダンスの発行、(3)SECによるルール策定の継続的重視、特に、ドッド・フランク法のもとで義務付けられた事項の完遂に向けた尽力に関連したものが、ありました。

本出版物は次の3つのセクションに分かれています。(1)「ガイダンスのアップデート」では、保険会社が今から準備を始める必要のある会計および報告基準の変更を取り上げます。(2)「将来に向けて」では、保険会社が将来への計画を立てる中で影響を受けると思われる基準設定のトピックを検討します。(3)「その他のトピック」では、保険セクターの企業にとって興味深いと思われる問題を扱います。さらに、付録Aでは、2016年に発効した会計基準を一覧表にしています。

加えて、銀行・証券、資産運用および不動産セクターの年次の会計および財務報告のアップデートも、会計および財務報告関連のニュースを提供するデロイトのウェブサイトである[US GAAP Plus](#)から入手することができます。

詳細情報やご支援について、貴社担当のデロイト・オフィスにお問い合わせ頂けますと幸いです。

敬具



リック・ショコウスキー
(Rick Sojkowski)
インシュアランス・インダストリー担当
プロフェッショナル・プラクティス・ディレクター



エドワード・ウィルキンス
(Edward Wilkins)
ナショナル・インシュアランス担当
プロフェッショナル・監査リーダー

謝辞および連絡先

本資料に貢献してくれた次の方々に謝意を表します。

Teri Asarito	David Eisenberg	Michael Lorenzo	Shahid Shah
Ermir Berberi	Casey Fersch	Stephen McKinney	Rick Sojkowski
Mark Bolton Lynne	David Frangione	Morgan Miles	Stefanie Tamulis
Campbell Ashley	Margaret Furry	Adrian Mills	John Tittle
Carpenter	Rachel Grandovi	Emily Montgomery	Nick Tricarichi
Vesna Ciringer	Emily Hache	Magnus Orrell	Curtis Weller John
Brandon Coleman	Jeff Jenkins	Jeanine Pagliaro	Wilde
Jamie Davis	Sandie Kim Colin	Lauren Pesa	Karen Wiltsie
Joe DiLeo	Kronmiller	Doug Rand	Andrew Winters
Geri Driscoll	Brittanie Lehman	Christine Reicheneder	Sandy Zapata

本資料に関して、何かご質問等ございましたら、次のデロイト業界専門家までご連絡ください。

Rick Sojkowski

Insurance Industry
Professional Practice Director
+1 860 725 3094
rsojkowski@deloitte.com

Edward Wilkins

National Insurance Professional
Audit Leader
+1 312 486 3143
ewilkins@deloitte.com

Kenny Smith

Vice Chairman
U.S. Financial Services Leader
+1 415 783 6148
kesmith@deloitte.com

Susan Freshour

Financial Services Industry
Professional Practice Director
+1 212 436 4814
sfreshour@deloitte.com

はじめに

保険業界は引き続き成長と発展に向けて体制を整えています。景気の安定や利用可能な資本により、保険会社は、新たな商品・サービスの開発や新たな市場への参入に目を向けることが可能でした。しかし、こうした好機には数多くの障害が伴います。例えば、保険会社は、絶えず付きまとうサイバー犯罪のリスクや、消費者行動の大幅な変化、投資収益を圧迫し続ける低金利環境の対応に追われています。来るべき新たな規制や会計基準もまた、変化への迅速な対応を保険会社に求めます。こうしたあらゆる変動要因により、保険会社の幹部は多忙を極めています。

経済成長

低金利の純利益への影響を相殺するために、保険会社は引き続き保険市場の新たなセグメント内で成長の機会を模索しています。こうした模索は、新商品の開発、新市場戦略の実施や、合併・買収を通じた新市場への参入によって行われています。

規制改革

保険の規制情勢は、2017年も引き続き重要な課題を提示すると見られ、保険会社は、事業運営に重大な影響を及ぼす恐れのある新たなまたは改正されたルールや要求事項に直面すると思われれます。規制の一部の領域では、要求事項が過去1年にわたって明確化されてきており、企業は現在、法令遵守と精緻化を重視しています。その一方で、規制の出現や進化が依然として存在することから、保険会社は来るべき変化に備えるための手掛かりを探しています。

2015年に米国の保険会社はリスクおよびソルベンシーの自己評価(ORSA)の実施を要求されました。ORSAは、保険会社に、自社のリスク管理の妥当性および現在と将来の支払余力(ソルベンシー)の状況の評価を求めるものでした。2016年には引き続き、年次のORSA報告の要求を満たすために、保険会社が自社の統合的リスク管理フレームワークを向上させる動きが見られました。

連邦レベルでは、ドッド・フランク法といった法律により、連邦保険局(Federal Insurance Office : FIO)、金融安定監視評議会(Financial Stability Oversight Council : FSOC)および金融調査局(Office of Financial Research : OFR)を含む、多数の新たな規制当局や規制上の影響力を持つ機関が出現し、これらは保険事業に重大な影響を及ぼしています。

これらの新たな機関は、自身の役割を定義し、権威を確立するために、活発に取り組んでおり、多くの保険会社にとって不確実性や混乱をもたらしています。これらの機関が、特に資本要件、ガバナンス、リスク管理および消費者保護の領域において、連邦規制当局からの考えられる侵害を防ぐために、より積極的かつ攻撃的になるよう州の規制当局に促している場合もあります。

保険当局が主導権争いを展開し、保険業界が最終的にどのルールを適用すべきかを議論する中、保険会社は、継続して規制の変化および不確実性を見込まなければなりません。

会計上の変更

2016年9月、FASBは、長期保険契約を発行する保険会社のための米国GAAPに基づく会計処理と開示の双方の規定を改訂することで、長期保険契約に関する会計処理を改善するASU案を公表しました。FASBは、的を絞った改善は、より適時かつ有用な情報を財務諸表利用者に提供するとともに、既存の会計モデルの一定の側面を簡略化すると考えています。本公開草案に対するコメント期限は2016年12月15日でした。発効日は未だ定められていません。

IASBの新保険基準(2017年の初旬に公表される見込み)には、米国GAAPと著しく異なる会計モデルおよび開示要求が設定される見通しです。

業界の課題や動向の詳細については、デロイトの[2016 Financial Services Industry Outlooks](#)をご覧ください。

ガイドランスのアップデート

短期保険契約

背景

2013年6月、FASBはIASBとの共同プロジェクトの一環として保険契約に関するASU案を公表し、これに関するパブリックコメントを募集しました。この提案は2年間の審議を経て公表されましたが、両審議会はこれを完全に収斂することはできませんでした。この提案に対する関係者のフィードバックを受けて、2014年初めにFASBは、(1)IFRSと収斂される会計モデルを目指すのではなく、米国GAAPの保険会計に対する限定的な改善への取組みを再度重視し、(2)短期契約に関する限定的な開示の改善と、長期契約に関する限定的な改善とを個別に審議を行う、と決定しました。特に、FASBは、IASBが提案した契約ベースのアプローチを採用するのではなく、米国GAAPに基づく既存の保険会計の範囲を維持するという決定も行いました。したがって、FASBの限定的な改善の対象となるのは保険会社のみとなります。

FASBは2015年5月、ASU 2015-09を公表し、保険会社が発行する短期保険契約について、企業が提供すべき開示の範囲を拡大しました¹。当該ASUは開示のみに焦点を当てており、米国GAAPの短期契約に係る既存の会計モデルを変更するものではありません。

主要な規定

本ASUに基づき、短期保険契約を扱う保険会社は、年次で以下の開示を行う必要があります。

- 「発生保険金と支払保険金[および損害調査費(claim adjustment expenses: CAEs)配賦額]の事故年度別ディベロップメントの情報(再保険によるリスク軽減後の純額ベース。通常発生保険金が未確定である年数分(財政状態計算書に表示した直近事業年度を含め最長10年分))。直近報告期間より前の各期間のクレーム・ディベロップメントの開示は、補足情報として取扱われる」。表示した直近報告期間に関して、保険会社は、クレーム・ディベロップメント表に個別に表示されないすべての事故年度に係る未確定の保険金の純額も合算で開示する必要がある。
- クレーム・ディベロップメントの開示と、「直近報告期間で表示している支払備金および損害調査費準備金の帳簿価額合計(保険金未払額のうち再保険による回収可能額を別途開示)」との調整。
- クレーム・ディベロップメント表に表示した各事故年度について、(1)保険金請求件数(実務上不可能な場合を除く)、および、(2)既発生未報告(IBNR)備金に、報告済保険金の予想されるディベロップメントを加算した金額、に関する情報。
- 次の算定方法および当該算定方法の重要な変更に関する説明。(1)IBNR備金および報告済保険金の予想されるディベロップメント、および(2)保険金請求累計件数。

¹ 本ASUの適用範囲は、ASC 944が適用される保険会社に限定されます。

- 健康保険を除くすべての保険金について、クレーム・ディベロップメント表に表示した事故年度に係る発生保険金に対する年間平均保険金支払率(経過年数別、再保険控除後)。
- 支払備金および損害調査費準備金を現在価値で表示している場合の帳簿価額および次を含む割引の影響。(1)負債から控除した割引額合計、(2)各期に認識する利息の計上額、(3)利息の計上を分類した包括利益計算書上の勘定科目²。
- 支払備金および損害調査費準備金の算定に適用した方法と前提条件の重要な変更に関する情報³。当該変更の理由および当該変更が直近報告期間の財務諸表に与える影響を含む。
- 開示は、「重要でない大量の詳細情報を含めて、特性が著しく異なるものを合算することにより、有用な情報が不明瞭となることのないよう」合算または細分化しなければならない。

加えて、保険会社は、期中および年次の報告時のいずれも以下の開示が求められます。

- 支払備金および損害調査費準備金のロールフォワード。
- 健康保険の支払備金および損害調査費準備金に含まれる、IBNR備金の総額に報告済保険金請求の予想されるディベロップメントを加算した金額。支払備金のロールフォワードの開示とは別途開示するか、その一部として開示するかのいずれかによる。適度な細分化が必要。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体に関しては、本ASUは、2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間から適用されます。その他のすべての事業体に関しては、本ガイダンスは2016年12月15日より後に開始する年次期間および2017年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間から適用されます。早期適用も認められます。

本ASUは遡及適用しなければなりません。ただし、規定の一部は当期のみに適用されます。例えば以下のとおりです。

- クレーム・ディベロップメント表および関連する表は、累計の実績を表示するものであるため、比較可能な表を提供する必要はありません。保険会社が、適用開始年度において、クレーム・ディベロップメント表を提供するにあたり必要な情報を実務上入手できない場合には、適用開始年度末から起算して5年より前に発生した特定のカテゴリーのクレーム・ディベロップメント情報については、掲載する必要はありません。その後の各年度において、クレーム・ディベロップメント表への表示が必要な最低年数は少なくとも1年ずつ増加しますが、財政状態計算書に表示する直近報告期間を含め10年または通常発生保険金が未確定である年数を超える必要はありません。
- 保険会社は、支払備金および損害調査費準備金の計算に用いる判断の重要な変更に関する開示要求は、将来に向かって適用することになると考えられます。

² 本ASUは、短期保険負債を割引くという新たな要求を追加していませんが、現行の米国GAAPおよびSECスタッフ・ガイダンスでは、一定の条件下で短期保険契約負債の割引が認められているため、FASBは、負債の割引に関する開示は、財務諸表利用者にとって有用となると考えています。

³ 本ASUに基づくこの開示は年次期間にのみ求められますが、本ASUの「結論の根拠」では、会計上の見積りの変更による影響については、ASC 270に基づき、期中財務諸表で開示することが求められるとしています。

さらに、本ASUのもとでは、保険会社はASC 250-10で規定される経過的開示の一部は要求されません。本ASUのBC38項に記載の通り、「FASBは(a)変更の適用方法、(b)会計原則の変更の間接的な影響に関する記述、(c)期中財務諸表を発行する場合には、変更のあった期中期間における変更、および(d)変更のあった年次期間における変更に関する経過的開示は、本ASUの改訂におけるガイダンスが開示のみに関係していることから適用されないとの決定を下しました。」

実施準備

本ASUの発行後、外貨の変動および保険会社による商品や事業の取得や処分による影響について、本ASUが要求する発生および支払クレーム・ディベロップメント表の開示にどのように反映させるか、導入上の疑問が生じました。2016年11月1日および11月17日開催のAICPAの保険専門委員会(IEP)との会議において、SECスタッフは、このような開示表現に関連した代替案(これらの代替案は、IEPによって以前に提出されていました。)に関する非公式のフィードバックを提供しました。

こうした議論の結果、および2016年のAICPA会議でSECスタッフのメンバーが指摘したように、SECスタッフは、上記の活動を描写するための以下のアプローチが、本ASUの目的と一致すると考えています。

- ・ 外貨換算事業体が発生および支払クレーム・ディベロップメント表に含めるために在外事業の残高を報告通貨に換算する際、ディベロップメント表内のすべてのデータに一定のレートを適用しなければならない。したがって、事業体は、以下のいずれかの対応が考えられる。
 - (1)ディベロップメント表内の全データを、当期末の為替レートをを用いて再計算する。または、
 - (2)機能通貨ごとに別個のディベロップメント表を表示する。
- ・ 取得事業体は、発生および支払クレーム・ディベロップメント表の開示において、取得した事業を遡及基準に基づき反映させる。代替的に、将来に向かってのアプローチを採用しようとする場合、事業体は、取得した事業に関するディベロップメント情報を既存の事業に関するディベロップメント情報とは別に、基礎となる事故年度別に、取得日現在およびその後の期間ごとに表示する必要がある。
- ・ 処分事業体は遡及的に処分を反映する。ディベロップメント表に表示された全期間につき、当該表における各事故年度から処分事業に関連した残高を除外して再計算する。

SECスタッフは、代替的なアプローチも本ASUの開示目的と一致すると考える提出会社に、具体的な事実と状況をSECスタッフと話し合うよう勧めています。

さらに、IEP会議の間、SECスタッフは、本ASUが要求するすべての開示を提出会社が行う限り、さもないならばインダストリー・ガイド6のもとで要求される10年のディベロップメント表の省略を提出会社が選択しても、反対したりコメントしたりしないことを示唆しました。この結論は、SECの財務報告マニュアルのセクション11300に記載されました。

SEC登録会社である保険会社は、追加情報の開示を求める本ASU案によって、経営者による検討と分析(MD&A)を修正するか、検討する必要があります。また、ベスト・プラクティスとして、保険会社がインダストリー・ガイド6に基づく開示の継続を選択する場合、当該開示と財務諸表における開示の間にある相違の説明または調整が求められます。さらに、この新しい開示基準に基づいて報告する財務データはインタラクティブ・データ(XBRL)報告義務の対象となる予定であるため、SEC登録会社は、インタラクティブ・データ・ファイルを(内部の財務報告担当者または外部のサービス提供会社が)作成するための十分な準備期間を確保すべきです。

金融商品

多国籍保険会社は、IASBの保険プロジェクトの動向をモニターし、必要に応じてIFRSと米国GAAPの保険分野における規定の差異に注意を払う必要があります。また、必要な場合には、内部または監督報告目的のために、ある会計基準に準拠して作成された財務諸表から、他の会計基準に準拠して作成された財務諸表に組替可能なシステムおよび人的能力があるかどうかを評価する必要があります。

最後に、本ASUによる要求を遵守するにあたって、非公開保険会社には1年間追加的な猶予が与えられる見通しですが、その猶予を最大限活用して、十分な管理体制を作り上げる必要があります。

ASU 2015-09に関する詳細については、デロイトの2015年5月の [Insurance Spotlight](#) および2016年12月の [Financial Reporting Alert](#) をご覧ください。

金融商品

減損

背景

2016年6月に、FASBは金融商品の減損に関するガイダンスを改訂する [ASU 2016-13](#) を発行しました。本ASUは、発生損失ではなく予想損失に基づく減損モデル（現在予想信用損失（CECL）モデルとして知られる）を米国GAAPに加えました。新たなガイダンスのもとでは、事業体は予想信用損失の見積額を引当金として認識します。これにより、当該損失がより適時に認識されるとFASBは考えています。本ASUはまた、事業体が負債証券の会計処理に使用する信用の減損モデルの数を減らすことにより米国GAAPの複雑性を減少させることを意図しています。

いったん発効（[後述](#)の「発効日」を参照）すると、新たなガイダンスは信用の減損に関する会計処理を著しく変更することになります。銀行および一定の資産ポートフォリオ（例えば、ローン、リースおよび負債証券）は、ASUの新たな規定を確実に遵守できるようにローンやリースの損失および一時的でない減損に対して引当金を設定する現在のプロセスを変更する必要があるでしょう。そうするためには、信用モデルの設計、規制への遵守およびテクノロジーに関連するオペレーションやシステムを変更する必要があるかもしれません。

本ASUの主要な規定は、以下に記載されています。さらなる情報については、デロイトの2016年6月17日付 [Heads Up](#) をご参照ください。



掘り下げた検討

2015年後半に、FASBは信用損失に関するTRGを設置しました。新たな収益認識基準に関するTRGと同様に、信用損失TRGはガイダンスを発行しませんが、潜在的な導入問題に関してFASBにフィードバックを提供しています。このような問題を分析討議することにより、TRGはFASBがさらなる措置（例えば、明確化や追加ガイダンスの発行）を講じる必要があるかどうか決定するのを助けています。

CECLモデル

適用範囲

CECLモデルは、負債商品(公正価値で測定されるもの以外)の大半⁴、営業債権、正味リース投資未回収額、保険取引から生じる再保険債権、金融保証契約⁵およびローン・コミットメントに適用されます。しかしながら、売却可能(AFS)負債証券は、当該モデルの適用範囲から除外されており、引き続きASC320のガイダンスのもとで減損の評価が行われます。(下記の説明の通り、FASBはAFS負債証券に係る減損モデルをASC320からASC320-30に移動し、AFS負債証券に係る減損モデルに対する限定的な改訂を行っています)

予想信用損失の認識

現行の米国GAAPにおける発生損失モデルとは異なり、CECLモデルは、減損引当金の認識についての閾値を明確にしていません。むしろ、事業体は報告期間末現在の金融資産の予想信用損失に関する見積りを認識します。信用減損は、金融資産の償却原価ベースの直接的な償却としてではなく、引当金(すなわち評価勘定)として認識します。しかしながら、回収不能とみなされる金融資産の帳簿価額は、現行の米国GAAPと整合する方法で償却されます。



掘り下げた検討

CECLモデルには減損損失の認識についての最小閾値がないため、事業体は、損失リスクが低い資産(例えば、満期保有目的の投資適格負債証券)について、予想信用損失を測定する必要があります。しかしながら、ASUは「事業体は、現在の状況や合理的かつ裏付け可能な予測で調整した過去の信用損失情報が、金融資産の償却原価ベースの不払いはゼロになると予想される金融資産については、予想信用損失を測定する必要はありません。」と述べています。米国財務省証券や特定の高格付の負債証券が、資産に係る信用損失を認識しないことを事業体に認めることを決定した際にFASBが考えていた資産であると思われるが、ASUはそれを明示していません。それにもかかわらず、損失リスクが低い金融資産に係る予想信用損失の測定に関連する課題が生じる可能性があります。

予想信用損失の測定

ASUは、減損引当金を「金融資産に関して回収されると予想される金額で純帳簿価額を表示するために金融資産の償却原価ベースから控除される評価勘定」と説明しています。事業体は減損引当金を決定するために多数の測定アプローチを使用することができます。あるアプローチは、将来元本および金利キャッシュ・フロー(すなわち、割引キャッシュ・フロー法)を予測する一方、他のアプローチは、将来の元本損失のみを予測します。使用される測定方法に関係なく、事業体の予想信用損失の見積りは、金融資産の契約期間にわたり発生する損失を反映しなければなりません。

金融資産の契約期間決定に当たり、事業体は、予想される期限前償還を、当該決定における別個のインプット、または予想信用損失の見積りのために使用する信用損失経験において組み込まれる金額のいずれかとして、考慮することが要求されます。

⁴ 下記の負債商品はCECLモデルに基づいて会計処理されません。

- 確定拠出従業員給付制度によって加入者に貸し付けられたローン
- 保険会社の契約者貸付債権
- 非営利事業体の誓約に係る債権(寄付の約束)
- 共通支配下における事業体間でのローンと受取債権

⁵ CECLモデルは、保険として会計処理される、または純利益を通じて公正価値で測定される(FVTNI)金融保証契約には適用されません。

事業体は、報告日までに借入者と問題の生じた債務の再編を実行すると合理的に予想する場合を除き、予想される契約期間の延長を考慮することは認められません。

事業体は予想信用損失の見積りを行う際に、過去の事象、現在の状況ならびに合理的かつ裏付け可能な予測およびその予想信用損失に対する影響についての詳細を含む、すべての入手可能な関連情報を考慮しなければなりません。すなわち、事業体は予想信用損失を決定するにあたっての出発点として過去の償却率を用いることができますが、過去の償却期間中に存在していた状況が現在の予想とどのように異なっているかを評価し、これに従い予想信用損失の見積りを修正しなければなりません。ただし、事業体は当該資産の契約期間にわたって状況を予測することは要求されません。事業体が合理的かつ裏付け可能な予測を行うことのできる期間より先の期間については、事業体は過去の信用損失実績に立ち戻ることになります。



掘り下げた検討

予想信用損失の測定は、事業体にとって課題となる可能性が高いと思われます。また、システムの変更やデータの収集に関連するコストなど、測定に関連する一回限りまたは経常的なコストが事業体に発生する可能性があります。このようなコストは機関によって様々ですが、ほとんどすべての事業体において、資産の契約上の期間にわたって予想信用損失を見積るため、将来予測的な情報を使用する際に多少コストが発生します。

AFS負債証券

CECLモデルは、AFS負債証券には適用されません。その代わりに、FASBは、ASC320における特定のAFS負債証券に関する、現行の一次的でない減損モデルを、そのモデル⁶から「一次的でない」概念を除外するために、的を絞った改善を行うことを決定しました。したがって、本ASUIは、事業体は以下の事項を実施すると述べています。

- ・（当該証券の原価ベースの永久的な評価減ではなく）引当金アプローチを使用しなければなりません。
- ・ 当該証券の公正価値が、償却原価ベースを下回る金額に引当金を制限しなければなりません。
- ・ 公正価値が償却原価より低い期間の長さを考慮してはなりません。
- ・ 信用損失が存在するか否かの評価に当たり、貸借対照表日より後の公正価値の回復を考慮してはなりません。

PCD資産

信用状態が悪化した購入金融資産(PCD資産)⁷について、ASUIは、事業体の予想信用損失の測定方法が、組成および購入した信用状態が悪化していない資産の予想信用損失の測定方法と整合していることを要求しています。PCD資産の取得時に、事業体は予想信用損失引当金を、当該資産の原価ベースを増加させる調整として認識します（「グロスアップ」アプローチ）。PCD資産および関連する引当金の当初認識後、事業体は当該資産に対するCECLモデルの適用を継続します—すなわち、事業体が回収すると見込んでいたキャッシュ・フローの見積りの変更（増加または減少）は、損益計算書において直ちに認識されます。利息収益の認識は、契約上のキャッシュ・フローを増額し、購入価格に当初の引当金を加算した金額を基礎とします。

⁶ 当該改訂は、事業体が売却を予定しているかまたは償却原価ベースの回復より前に売却を要求される確率が50パーセント超である、AFS負債証券には適用されません。事業体が売却を予定しているかまたは償却原価ベースの回復より前に売却を要求される確率が50パーセント超である場合には、事業体は現行の米国GAAPのもとで要求されているように負債証券の償却原価を負債証券の公正価値まで直接償却することになります。

⁷ ASUIは、PCD資産を、「取得した個々の金融資産（または取得した類似のリスク特性を有する金融資産グループ）で、取得日時点で、組成以降の信用状態の悪化が重要ではないとはいえないと取得者の評価により判定されたもの」と定義しています。

開示

ASUによって要求される開示の大半は、ASU2010-20の結果として米国GAAPのもとで既に要求されているものと同様です。したがって、事業体は以下に関する情報も開示しなければなりません。

- 信用品質⁸
- 予想信用損失に係る引当金
- 償却を決定するための方針
- 延滞状況
- 未収利息不計上状況
- PCD資産
- 担保依存金融資産

発効日および経過措置

米国GAAP上のSEC登録会社の定義を充足する公開ビジネス事業体については、本ASUは2019年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。

米国GAAP上のSEC登録会社の定義を充足しない公開ビジネス事業体については、本ASUは、2020年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。

その他のすべての事業体については、本ASUは、2020年12月15日より後に開始する事業年度および2021年12月15日より後に開始する事業年度内の期中期間より発効します。

さらに、事業体は、新規ガイダンスを、2018年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から早期適用することが認められています。

ほとんどすべての負債商品に関しては、事業体は、当ガイダンスが発効する最初の報告期間の時点で、財政状態計算書に対して累積的影響調整を計上しなければなりません。しかしながら本ASUは、一時的でない減損負債証券、PCD資産およびASC325-40の適用範囲内の特定の受益持分について、商品特有の移行ガイダンスを提供しています。

分類および測定

背景

ASU 2016-01は、金融商品の分類および測定に関するガイダンスを改訂しました。当該改訂は以下に関連する変更を含んでいます。

- 持分投資の会計処理(持分法で会計処理されるものまたは連結されるものを除く)
- 公正価値オプションが選択されている金融負債に係る商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の認識
- 金融資産および金融負債に係る開示要求

本ASUの主要な規定は、以下に記載されています。さらなる情報については、デロイトの2016年1月12日付 [Heads Up](#) をご覧ください。

⁸ ASC605およびASC606の適用範囲内の収益取引から生じる短期取引債権は、これらの開示要求から除外されます。

持分投資の分類および測定

当該改訂は、持分投資が持分法で会計処理されているかまたは連結されている場合を除き、事業体が持分証券へのすべての投資を公正価値で計上し、公正価値の変動について損益を通じて計上することを要求しています。容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資については、当該ガイダンスは実行可能性による適用除外を認めており、かかる除外に基づく持分投資は、(該当する場合)減損損失控除後の原価に、秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減した金額で測定されます。投資会社または証券ブローカー・ディーラーである報告事業体は、この実行可能性による適用除外を利用することができません。

容易に決定可能な公正価値を持たない持分投資に関する実行可能性による適用除外を選択した事業体は、ASC 321-10-35-3に述べられている指標を定性的に考慮することにより持分投資が減損しているかどうかを評価することが要求されます。定性的な評価に基づき持分投資が減損している場合、事業体は帳簿価額が公正価値を超過する金額に相当する減損を計上することを要求されます。かかる減損が一時的でないものかどうか評価することは事業体に要求されなくなりました。



掘り下げた検討

現行の米国GAAPのもとで、持分法投資として会計処理されていない市場性のある持分証券は、公正価値の変動を損益に認識する売買目的保有、または、公正価値の変動をその他の包括利益(OCI)に認識するAFSのいずれかに分類されます。AFS投資については、公正価値の変動はOCIに累積され、当該投資が売却されるか、または一時的でない減損が発生するまで損益には認識されません。持分法投資以外の市場性のない持分証券に対する投資は、公正価値オプションが選択される場合を除き、取得原価(減損損失控除後)で測定されます。さらに、現行の米国GAAPのもとでは、保険会社は市場性のない持分証券の公正価値の変動をOCIに認識します。新基準のもとでは、持分証券は、AFSとして会計処理できなくなり、また、保険特有のガイダンスに従ってOCIを通じて会計処理することもできなくなり、代わりにFVTNIで計上されることになるため(ただし、市場性のない証券について、実務的簡便法を選択する場合を除く)、そのような投資を保有する事業体の損益の変動はより大きくなり得ます。

商品固有の信用リスクの変動に起因する負債の公正価値の変動

公正価値オプションが選択されている金融負債(デリバティブ商品を除く)について、当該改訂は、商品固有の信用リスクに関連する公正価値の変動を、事業体がOCIにおいて個別に認識することを要求しています。当該ガイダンスは、公正価値の変動合計のうち基礎的な市場リスク(無リスク金利など)の変動により生じる金額を超過する部分は商品固有の信用リスクに起因している可能性があるとしていますが、同時に事業体が商品固有の信用リスクの決定に用いることのできるその他の手法もあり得ると認めています。

開示要求の変更

非公開ビジネス事業体について、当該改訂は、償却原価で測定される金融商品の公正価値を開示する要求を廃止しています。加えて、公開ビジネス事業体は、かかる金融商品について、(1)公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定に関連する情報、または(2)公正価値の見積りに用いた手法および重要な仮定の変更の内容を開示することを要求されません。また当該ガイダンスは、開示の目的においてローンの公正価値の見積りに係る「入口」価格の概念を認めるものと解釈されていたASC 825の規定を廃止することにより、米国GAAPを明確化しています。当該改訂は、公開ビジネス事業体がASC 820の出口価格の概念に従って公正価値を開示することを要求しています。

加えて、すべての事業体は、(1)測定カテゴリー(すなわち、償却原価または公正価値—純利益またはOCI)別、および(2)金融資産の形態(すなわち、有価証券とローン／受取債権)別に分類されたすべての金融資産および金融負債について、財務諸表の注記において開示することを要求されます。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体については、当該新基準は、2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から発効します。その他のすべての事業体については、当該基準は2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間から発効します。当該基準の一部規定は、すべての事業体に早期適用が認められています。公開ビジネス事業体以外の事業体については、公開ビジネス事業体に対する発効日に従い、当該基準の適用が認められています。

デリバティブ契約の更改の現行のヘッジ会計に対する影響

背景

2016年3月に、FASBは、現行のヘッジ会計関係に係るデリバティブ契約の更改に関する会計を明確化するASU 2016-05を発行しました。デリバティブの更改は、新規当事者に対して権利および義務を、デリバティブ契約の当事者が付与する場合に発生します(すなわち、法律上、それ自身を他の当事者に置き換えます)。当更改に係る承認は典型的には、既存のデリバティブの相手方によって要求されます。更改後は、新規当事者により置き換えられた事業体は、当契約による権利または義務をもはや有しません。

デリバティブの更改は、例えば以下のような様々な理由で発生する可能性があります。

- ・ 金融機関の統合の結果、存続事業体を新規相手方として指定するため。
- ・ 同一親会社を有する異なる法的事業体間で、既存事業ラインまたはリスク・エクスポージャー移転に関するピークルとして。
- ・ 法律または規制の要求を満たすため(例えば、集中デリバティブ決済相手方を使用する要求に準拠する方法として)。

ASC815により、事業体は、(1)ヘッジ手段たるデリバティブ商品が、期限が切れる、または売却される、終了されるもしくは行使される、または(2)ヘッジ関係の重要条項の変更を希望する場合に、ヘッジ関係を中止しなければなりません。しかしながら、ASU 2016-05が発効される前には、ASC815は、明示的には、ヘッジ手段たるデリバティブの更改が、ヘッジ関係に影響を与える方法に対処しておらず、この曖昧性は、実務的には、整合しない適用に繋がる結果となりました。

ASU2016-05(ASC 815において成文化)は、「既存のヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブ商品の相手方の変更またはヘッジ関係の重要条項の変更は、**それ自身では**、デリバティブ商品の終了とみなされない」(強調追加)ことを明確化しています。ASC 815のその他のすべてのヘッジ会計の規準が充足される限り、ヘッジ手段たるデリバティブ商品が更改されるヘッジ関係は、中止されない、または再指定を要求されないこととなります。この明確化は、キャッシュ・フローおよび公正価値ヘッジ関係の双方に適用されます。

ASUの主要な規定



掘り下げた検討

ASU2016-05の結論の根拠は、「報告事業体は常に、(ヘッジ関係の通常の過程において、および更改時点の双方で)ヘッジ関係におけるデリバティブ商品の相手方の信用状態の評価を要求される」と述べています。事業体は、相手方の変更の結果のみでヘッジ関係の中止は要求されませんが、事業体は当該相手方の信用状態の検討が必要とされます。新規相手方の信用状態が当初相手方のそれと大幅に相違する場合には、ヘッジ関係はもはや高度に有効なヘッジではない可能性があり、それはヘッジ関係を中止する引き金を引くこととなります。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体については、本ASUは2016年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、2017年12月15日より後に開始する事業年度および2018年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間より発効します。事業体は、当ガイダンスを将来に向かって適用することになります。ただし、修正遡及移行を選択する場合を除きます。早期適用は、期中期間を含め、認められます。

将来に向かったアプローチ

将来に向かったアプローチにおいては、事業体は、ヘッジ手段たるデリバティブの相手方が報告事業体のASU2016-05適用後に変更されるヘッジ関係に対してのみ、改訂を適用することになります。

修正遡及アプローチ

選択された場合、修正遡及アプローチは、以下の条件のすべてを充足するすべてのデリバティブ商品に対して適用されるでしょう。

- ・「デリバティブ商品が、財務諸表において表示される期間のすべてまたは一部期間において未履行である。」
- ・「デリバティブ商品は、ヘッジ関係について、ヘッジ手段として従来指定されていた。」
- ・「ヘッジ関係が、デリバティブ商品の更改のみに起因して指定中止され、かつ[ASC815の]その他のすべてのヘッジ会計規準が、そうでなければ充足され続けていた。」

当該ヘッジ関係については、事業体は、表示対象の各期間に関して更改から生じるヘッジ指定の中止の影響を財務諸表から排除することになります。事業体はまた、(1)上述の要求を充足し、かつ(2)表示対象の最も早い期間の期首より前に発生した更改の結果としてヘッジ関係を指定中止されたデリバティブの財務諸表に係る累積的影響を反映するため、期首未処分利益を調整することになります。



掘り下げた検討

修正遡及アプローチを適用するため、事業体は、(1)ヘッジ関係が更改のみを理由として指定中止された日と、(2)ASU2016-05を事業体が適用する日との間の全期間について、ASC815による当初ヘッジ文書により要求されるように、ヘッジの有効性の評価と非有効性の測定が要求されます。

開示要求

いずれの移行アプローチによっても、事業体は、該当すれば、本ASUを適用する期間において、会計原則の変更の性質および理由に関して、ASC250-10-50-1(a)および50-2により要求される開示を提供しなければなりません。修正遡及アプローチを選択する事業体はまた、該当すれば、遡及的に調整される金額および未処分利益に対する累積的影響に関する、ASC250-10-50-1(b)(1)および50-1(b)(3)により要求される開示を提供しなければなりません。

負債商品におけるコンティンジェント・プットおよびコール・オプション

コンティンジェント・プットおよびコール・オプション等、組み込まれた特性を有する負債商品の会計処理方法を決定するため、事業体は、組込デリバティブが本契約から分離され、別個に会計処理されなければならないか否かの評価を要求されます。この評価の一部は、組込デリバティブ特性が負債ホストに明確かつ密接に関連するか否かの評価を含みます。ASU 2016-06により改訂される前は、ASC 815-15は、偶発的に行使可能なオプションが負債ホストに明確かつ密接に関連するとみなされるためには、金利または信用リスクのみに対して指標付けされなければならないと述べていました。

ASU2016-06は、組込コンティンジェント・オプションを行使できる事業体の能力の引き金を引く事象が、明確かつ密接に関連するものとして適格なオプションに係る金利または信用リスクに指標付けられなければならないか否かに関する不整合な解釈指針に対処するために発行されました。ASC815-15-25-42における四連続決定段階は、当ペイオフが金利または信用リスク以外の何かに指標付けられているか否かのみ焦点を当てているため、実務上の多様性が進展してきました。結果的に、事業体は、(1)組込特性が四連続決定段階のみを基礎として、負債ホストに明確かつ密接に関連するか否かを判定しなければならないのか、または(2)最初に四連続決定段階を適用し、その後またコンティンジェント・プットまたはコール・オプションの行使可能性の引き金を引く事象が金利または信用リスクのみに指標付けられている(かつ、ある異質の事象または要素ではない)か否かを評価しなければならないのかどうかについて不明確でした。

本ASUは、組込コンティンジェント・プットまたはコール・オプションが、負債ホストに明確かつ密接に関連しているか否かの評価に当たり、事業体は本ASUにより改訂されたASC815-15-25-42における四連続決定段階のみの実施が要求されることを明確化しています。事業体は、コンティンジェント・オプションを行使できる能力の引き金を引く事象それ自身が、金利または信用リスクのみに指標付けられているか否かを別個に評価する必要はありません。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体については、本ASUは、2016年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、2017年12月15日より後に開始する事業年度および2018年12月15日より後に開始する期中期間より発効します。事業体は、期中期間を含め、本ASUを早期適用することができます。ただし、期中期間で早期適用する場合は、期中期間を含む事業年度の期首時点で、調整を反映しなければなりません。

事業体は、既存の負債商品について組込デリバティブが負債ホストに明確かつ密接に関連しているか否かを判定するために、および当該商品の発行または取得日時点で存在した主契約および組込オプションの経済的特性およびリスクを考慮に入れるために、四連続決定段階の使用が要求される修正遡及移行アプローチを適用することになるでしょう。

組込デリバティブの分離がもはや本ASU適用の結果として要求されない場合、事業体は、負債の主契約の帳簿金額と従来分離されていた組込デリバティブの公正価値の合計額として、適用日時点での負債商品の帳簿金額を決定することになります。

当該合計から生じるプレミアムまたはディスカウントは、当該コール(プット)オプションが負債商品に明確かつ密接に関連しているか否かの事業体の評価に影響を与えないこととなります。事業体は、期首未処分利益に対する累積的影響額の調整を行わないこととなります。

本ASUのガイダンス適用の結果として、負債商品から組込デリバティブを分離することがもはや要求されない事業体はまた、(当該商品がASC 825-10-15-4および15-5の範囲内である場合)当改訂が発効する事業年度の期首時点で、その負債商品全体を公正価値で測定し、公正価値変動を損益に認識することを選択する一回限りのオプションを有します。その選択の影響は、適用事業年度の期首の未処分利益に対する累積的影響額の調整として報告されることとなります。事業体は、商品ごとに公正価値オプションの適用を選択しなければなりません。

さらなる情報については、2016年3月16日付の *Heads Up* をご参照ください。

リース

背景

約10年にわたる作業の末、FASBは2016年2月に、リース会計に関する新たな基準 **ASU 2016-02** を発行しました。新たなリース基準を発行する主な目的は、借手によるオペレーティング・リースのオフ・バランス・シートの取扱いに対処することです。基準の借手のモデルは、短期リース(すなわち、リース期間が12カ月未満のリース)を除く実質的にすべてのリースをオンバランスする使用権(ROU)資産アプローチを適用することを借手に要求しています。本アプローチのもとでは、借手は(キャピタル・リースに関する現行のアプローチに類似する方法で)リース期間における原資産の使用権を表すROU資産および対応するリース負債を計上します。

新たなリース基準の展開は、FASBとIASBとのコンバージェンス・プロジェクトとして始まりました。本プロジェクトはコンバージェンスに対する取組みであり、両審議会は共同討議を実施しましたが、両審議会のそれぞれのリース基準の間にはいくつかの顕著な差異が存在します⁹。最も重要な差異の一つはリースに関する借手の事後の会計処理に関連するものです。FASBのアプローチのもとでは、事業体はリースをオペレーティング・リースまたはファイナンス・リースのいずれかとして分類することができます。しかしながら、IASBのアプローチのもとでは、事業体はすべてのリースをファイナンス・リースとして分類することとなります。



掘り下げた検討

リースの借手は、ROU資産の計算に、リースに伴う初期直接コストを含めることとなります。一方貸手は、今後も現行の基準に従って初期直接コストを処理することとなります。しかしながら、新基準に基づく初期直接コストの定義はより限定的で、リースの締結に伴う増分コストで、当該リースを取得しなければ発生しなかったであろうコストのみが含まれます。この定義は、新たな収益認識基準(ASC 606)における増分コストの定義と整合性がとれた内容になっています。したがって、リースを取得するための手数料や既存の賃借人への支払いなどのコストは、初期直接コストと見なされます。反対に、配分された内部コストやリース契約の交渉・締結にかかるコスト(例えば、法務アドバイスや税務アドバイスを得るために支払った専門家報酬)などは、この定義に該当しないこととなります。

⁹ IASBは、2016年1月にIFRS 第16号「リース」を発行しました。

リースと非リース構成部分

リースの借手と貸手は、リース契約をリース構成部分と非リース構成部分（提供されるサービスなど）に区分し、取引価格の合計を、各構成部分に配分する必要があります。貸手は、新たな収益認識基準におけるガイダンスに従って、この配分を行うこととなります。他方借手は、（観察可能な単独価格を用いるか、価格が観察可能ではない場合、単独価格の見積りを用いることにより）単独価格の比率に基づいてこの配分を行います。ただし、本ASUは、「実務的簡便法として、借手は、原資産別の会計方針の選択として、非リース構成部分をリース構成部分から分離せずに、独立した各リース構成部分と当該リース構成要素に関連した非リース構成部分を単一のリース構成部分として会計処理することを選択できる」としています。本ASUはまた、貸手の観点からも同様の会計方針の選択を認めており、「貸手がリース契約の複数の構成部分を単一の構成要素として会計処理することは、当該処理による結果が各構成要素を別個に会計処理した場合と同じである場合、合理的であろう（例えば貸手は、オペレーティング・リースと関連するサービス要素を単一の構成部分として会計処理することは、これらの2つの要素を独立した構成部分として扱う場合と同じ会計処理になると結論付けることができるかもしれない）」としています。ただし、該当する場合、貸手は別の米国GAAPに基づく表示および開示の要求（例：ASU 2014-09）を検討する必要があります。



掘り下げた検討

ある金額をリースの構成部分として識別した場合、その金額はROU資産および負債の測定に含められません。ある活動を独立した非リース構成部分とすべきかどうかを評価する際、事業体は、その活動によって独立した財貨またはサービスが借手に移転するかどうかを検討しなければなりません。例えば、メンテナンスサービス（共有スペースのメンテナンスサービスを含む）と、消費するのは借手だが貸手が料金を負担する公共サービスは、それぞれ独立した非リース構成部分になります。これは、さもなければ借手はこれらのサービスについて別々の契約を締結しなければならないからです。しかし、資産税や保険の支払いについては、独立した財貨およびサービスが借手に移転しないため、リース構成部分の一部であると見なされる可能性が高いです。

借手の会計処理

両審議会は、借手がリース開始時にROU資産と対応するリース負債を計上すべきであるということに一致しているものの、両審議会は借手の事後の会計処理に関して異なるアプローチを支持しています。FASBは、現行のIAS第17号におけるリースの分類規準に類似した規準を使用して借手がリースを分類する、二重モデル・アプローチを選択しました。IAS第17号のもとでは、現行の米国GAAPのような「明確な線引き」（例えば、ASC840における公正価値の90%テスト）は存在しません。ファイナンス・リースとみなされるリース（現行のキャピタル・リースの大半がファイナンス・リースに適格になると見込まれています）に対し、借手は、ファイナンス購入契約と類似の方法でリースを会計処理します。すなわち、借手は利息費用とROU資産の償却を認識し、これは一般的にリースの初期期間においてより多くの費用を計上する結果となります。オペレーティング・リースとみなされるリース（現行のオペレーティング・リースの大半が引き続きオペレーティング・リースに適格になると見込まれています）に対し、借手はリース費用総額を定額で認識します。リースの両方のタイプに関して、借手は、原資産に対する持分に係るROU資産と対応するリース負債を計上します。



掘り下げた検討

このリース会計に関するガイダンス案により、現在は不動産リースをオペレーティング・リースとして処理している保険会社は著しい影響を受ける可能性があります。借手はかかる契約を財政状態計算書に計上しなければなりません。二重分類モデルは、「オン」または「オフ」バランス・シートの取扱いではなく、むしろ対応する費用およびキャッシュ・フローの特徴づけを促進します。

貸手の会計処理

両審議会は、関係者のフィードバックについて検討し、現行の貸手の会計処理モデルに重要な変更を加えないことを決定しました。むしろ両審議会は、ASC840およびIAS第17号の現行のキャピタル／ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースのモデルと類似のアプローチを採用することに合意しました。しかしながらFASBは、米国GAAPの分類要求をIAS第17号の規準に整合させる決定を行いました。加えてFASBは、現行のセールスタイプ・リースに類似するリースについて、契約が新たな収益認識ガイダンス(ASC606)のもとで売却として適格となったであろう場合においてのみ、貸手が取引に係る利益を計上することを認める決定を行いました。



掘り下げた検討

保険会社は、運用収益を得るためにレバレッジド・リース契約に投資する場合があります。当該契約に関するFASBの今般の決定により、保険会社は、ガイダンス正式導入後の新たなレバレッジド・リース契約については、レバレッジド・リースに特別に認められていた会計処理を適用できなくなりました。代わりに、レバレッジド・リースを2つの別々の契約として会計処理することが要求されます。

発効日および経過措置

ASU 2016-02は、公開ビジネス事業体については、2018年12月15日より後に開始する年次期間(その期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、当基準は、2019年12月15日より後に開始する年次期間およびそれ以降の期中期間より発効します。早期適用は認められます。借手および貸手は、既存のリースについては修正遡及移行法の使用を要求されます。したがって、財務諸表に表示される最も早い年度については新たな会計モデルが適用されることとなります。

導入に関するさらなる考慮事項の議論については、デロイトの2016年3月1日付(2016年7月12日付でアップデートされた)[Heads Up](#)をご覧ください。

収益認識

背景

2014年5月、FASBはASU 2014-09を発行しました。本基準は、事業体が顧客との契約から生じる収益の会計処理に使用するための単一の包括的モデルを概括しており、業界固有のガイダンス(例えばASC 360-20およびASC 970-605の一部のセクション)を含む直近の収益認識ガイダンスを廃止しています。発行されたASU 2014-09についての追加情報は、デロイトの2014年5月28日付[Heads Up](#)と2014年7月の[Financial Services Spotlight](#)をご覧ください。

FASBがASU要求の適用に関連して受け取った懸念に対応して、審議会は2016年に、ASUの新たな収益認識ガイダンスを改訂する以下の5つのASUを発行しました。

- **ASU 2016-08「本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」**—本ASUは、3者以上の当事者を含む契約において自身が本人であるかそれとも代理人であるかを事業体が評価する方法に関連した問題に対処するものです。当該改訂は、(1)会計の単位を決定する方法、(2)ASU 2014-09における指標が、事業体が支配に係る単独の評価を実施するのを補助することと追加的な評価を表すことのどちらを目的としているか、および(3)特定の指標が一般的な支配の原則とどのように関連しているかに関するガイダンスを提供しています。また本ASUは、契約に明記されたそれぞれの財貨またはサービスについて自身が本人であるかそれとも代理人であるかを事業体が評価すべきであること、ひいては事業体が同じ契約における異なる履行義務について本人兼代理人となり得るかどうかを明確化するものです。追加情報については、デロイトの2016年3月22日付[Heads Up](#)をご覧ください。
- **ASU 2016-10「履行義務の識別およびライセンス付与」**—本ASUの改訂は、事業体による特定の履行義務の識別に関するガイダンスを明確化するものです。変更には、重要でない約束された財貨・サービスおよび個別に識別可能な約束に関するガイダンス、ならびに(1)支配の移転後に発生した出荷・取扱手数料に係る方針の選択、および(2)ライセンスに関連する明確化が含まれます。追加情報については、デロイトの2016年4月15日付[Heads Up](#)をご覧ください。
- **ASU 2016-11「2016年3月3日のEITFの会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止(SECアップデート)」**—本ASUは、事業体によるASU 2014-09の適用時に、発生問題専門委員会(EITF)の2016年3月3日の会合においてSECスタッフが行ったアナウンスメントに基づく以下のガイダンスを廃止します。

 - サービス提供完了前の貨物取扱サービスに係る収益および費用の認識(ASC 605-20-S99-2)
 - 出荷・取扱の手数料およびコストの会計処理(ASC 605-45-S99-1)
 - ベンダーが顧客に提供した対価に関する会計処理(ASC 605-50-S99-1)
 - ガス開発均衡協定の会計処理(ASC 932-10-S99-5)
- **ASU 2016-12「狭い範囲の改善および実務的簡便法」**—当ガイダンスは、(1)契約の存在および収益の認識を裏付けるために特定の状況において回収の可能性が高いかどうかを評価する方法を明確化し、(2)収益における売上税の純額表示に係る実務的簡便法を追加し、(3)契約開始時および契約期間全体における現金以外の対価の会計処理の方法を明確化し、(4)移行にあたっての契約変更に対処するための実務的簡便法を確立するものです。追加情報については、デロイトの2016年5月11日付[Heads Up](#)をご覧ください。
- **ASU 2016-20「トピック606『顧客との契約から生じる収益』に対するテクニカルな訂正および改善」**—本ASUは、ASU 2014-09の特定の局面に対するテクニカルな訂正(すなわち、軽微な変更および改善)を行っています。これらの修正の一部の要約は以下の通りです。(追加情報については、デロイトの2017年1月5日付[journal entry](#)をご覧ください。)

 - **契約コスト—減損テスト**—当該改訂は「減損テストを実施するにあたって、事業体は(a)予想される契約の更新および延長を検討し、(b)既に受け取っているが収益として認識していない対価の金額と事業体が将来受け取ると予想する金額の双方を含めなければならないということを明確化しています。」
 - **残存する履行義務の開示**—当該改訂は、(1)「事業体が収益を認識するために変動対価を見積る必要のない特定の状況について、残存する履行義務に関する開示要求からの任意の免除を規定」し、(2)「事業体が任意の免除の一つを適用する際に開示が要求される情報を拡大」しています。

- **過去の期間の履行義務の開示**—当該改訂は、「過去の期間における履行義務の充足(または一部充足)から認識された収益に関する開示は、すべての履行義務に適用され、対応する契約残高のある履行義務に限定されない」ことを明確化しています。
- **契約変更例**—当該改訂は「設例7とトピック606における[契約変更]原則との整合性を改善していません。」
- **契約資産対債権**—当該改訂は「設例38、ケースBの分析とトピック606における債権の表示ガイダンスとの関連性を向上させています。」
- **広告コスト**—当該改訂は「広告コストの未払計上に関するガイダンスを復帰させるとともに、当該ガイダンスをトピック720に移動しています。」
- **ローン保証手数料**—当該改訂は「トピック460(製品またはサービス保証以外)の範囲内の保証料がトピック606の範囲内ではないことを明確化しています。」
- **ASC 606の範囲**—当該改訂は、ASC944の範囲内のすべての契約がASC606の範囲から除外されることを明確にするために、適用除外から「保険」という用語を削除することで、ASC606の範囲を明確化しています。

ASU 2014-09は、ASC 944の範囲に含まれる保険契約が同ASUの範囲から除外されるとしています(ASU 2016-20はこれを明確化しています)。しかしながら、保険会社が提供する特定の商品またはその一部(例えば、健康保険制度運営管理業務限定契約または資産管理業務)に対してASU2014-09に基づく会計処理が必要となることがあります。これは、保険会社が保険の付保なしで健康保険制度運営管理業務限定契約または資産管理業務を顧客に対して提供している場合に必要になります。しかし、これらの商品が保険の付保ありで提供される場合、事業体は、ASC 944または他のASCのトピックスに分離または当初測定ガイダンスが含まれているかを検討する必要があります。したがって、保険会社が新しい収益認識基準を適用する際に重要なことは、契約の一部と全体のどちらが新基準の適用範囲内にあるのかを判断することです。



掘り下げた検討

次の取引に対して、利害関係者から範囲に関する質問がありました。

- **保険商品とサービスの両方を含む契約**—このような契約の例には、損害保険会社が、顧客が保険対象とすることを望む設備の安全性に関する潜在的な問題を識別する活動を行う契約があります。そのような活動が、(1)ASC606に基づいて会計処理を行う顧客に対する個別サービスとなるのか、または(2)保険会社の引受プロセスに影響を与えるリスク軽減活動となる(よって、当該契約上保険リスクから分離できず、保険リスクと合わせてASC 944に基づき会計処理することになる)のかについては見解が分かれています。FASBが2016年5月に公表したテクニカルな訂正に関するASUのパラグラフBC12において、この範囲の問題に関するさらなる明確化が行われました。同ASUは、「完全にトピック944の範囲内である契約を有しているとの適切な結論に事業体が達した場合には、事業体はASC606の[分離]ガイダンスを適用しない」としています。さらに結論の根拠でも、FASBが、複数の要素(例:「保険リスク軽減や、トピック944の範囲内の契約を履行するためのコストに関連したコスト抑制活動」を有する契約)を伴う契約の範囲の評価が、現行のASC605およびASC944に基づいて現在

行われているのと同様に、新たな収益基準の適用時に同様に評価されることを期待しているとしていきます。しかし、未だ不確定な一つの項目は、事業体がASC944の範囲内の契約を締結し、同時に同じ相手方との間にASC606の範囲内の契約を締結するという状況（特に、2つの別個の契約の間に価格設定上の相互依存性が存在する証拠がある状況）の経済性と性質をどのように評価するか、および価格設定上の相互依存性が存在する場合、契約を集合的に一つの契約として扱う必要があるかどうかです。

- モーゲージ保険契約—ASC 944は、モーゲージ保証保険会社を収益認識の適用除外としているため、コーディフィケーションには現在のところ、モーゲージ保険契約に関する特定のガイダンスはありません。そのため、業界固有の実務が発達することになりました。その結果、保険契約がASC 606の範囲から明確に除外される一方で、その除外によりモーゲージ保険契約がASC 606に基づいて会計処理されることになるのかについては明確ではないため、現在認められている会計実務が無効とされています。5月に公表されたテクニカルな訂正に関するASU案のパラグラフBC10からBC12に記載の通り、適用除外に対する改訂はモーゲージ保険契約に適用されます（すなわち、モーゲージ保険契約はASC606の範囲内とはなりません）。さらに、FASBは、パラグラフBC12において、現行の実務に関連した会計処理の変更を予想していないことを示唆しています。

上記の問題に加え、AICPAの保険会社収益認識タスク・フォースは、業界固有の別の問題について審議を続けています。それには、(1)ASC944の範囲内の投資契約に関連した問題、(2)ASC606の範囲内の第三者に供与した保証契約に関する会計処理、および(3)ASC944の範囲内の投資契約に関連した資産管理サービス手数料に対するASC606の適用が含まれます。

これらおよびその他の問題は、AICPAの各収益認識タスク・フォースによってこれまで作成されたかまたは今後作成予定のいくつかのペーパーの議題となる予定です。現在当該タスク・フォースの議論のためのアジェンダとなっているすべての問題およびそれぞれの状況に関する一覧は、[AICPAのウェブサイト](#)で閲覧可能です。

また、保険会社が同様に顧客と締結しうる取引（仲介業務、資産運用およびその他第三者が提供するサービス等）に関する検討事項については、デロイトの2016年度版*Banking and Securities — Accounting and Financial Reporting Update*および*Investment Management — Accounting and Financial Reporting Update*の収益認識のセクションをご参照ください。

発効日および経過措置

利害関係者の懸念の結果として、2015年8月に、FASBはASU 2014-09の発効日を延期するASU 2015-14¹⁰を発行しました。これに従いASU 2014-09は、公開ビジネス事業体については、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間（かかる期間の期中報告期間を含む）より発効します。早期適用は、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間（かかる年次期間の期中報告期間を含む）の時点で認められます。

¹⁰ 公開ビジネス事業体については、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間（かかる期間の期中報告期間を含む）から適用となります。非公開事業体については、2018年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2019年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中報告期間から適用となります。

持分法会計への移行の簡素化

非公開事業体については、当該基準は2018年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2019年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中報告期間より発効します。非公開事業体も、以下の時点で当該基準を早期適用することを選択できます。

- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(期中期間を含む)
- 2016年12月15日より後に開始する年次報告期間、および新基準が最初に適用される年次報告期間の1年後に開始する年次報告期間の期中期間

導入および移行活動

TRG(デロイトの *TRG Snapshot* を参照)、AICPAの各収益認識タスク・フォース、さまざまな事務所、SEC¹¹、およびPCAOBを含む多数のグループが、新基準に関連する導入活動に積極的に関与しています。財務諸表の作成者は、新ガイダンスの適用に先立ち、これらのグループの活動を引き続きモニターすべきです。適用および移行に関する追加的な検討については、デロイトの2016年1月14日付の *Heads Up* も併せてご参照ください。

持分法会計への移行の簡素化

FASBは簡素化の取組みの一環として2016年3月にASU 2016-07を発行しました。本ASUの改訂前の米国GAAPのガイダンスのもとでは、持分法適用の条件を満たす投資者は、原価法により、またはAFS有価証券としてその投資を会計処理した過去のすべての期間について、持分法を遡及的に適用することが要求されます。本ASUは、持分法を遡及的に適用する要求を削除しています。さらに、本ASUは事業体に対し、持分法適用に適格となったAFS有価証券に関して、当該投資が持分法適用に適格となった日付で、その他の包括利益累計額(AOCI)における未実現保有損益を利益に認識することを要求しています。

当該ガイダンスは、すべての事業体について、2016年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から発効します。当該ガイダンスは、ASUの発効日より後に生じる所有持分の水準または影響の程度の増加について、将来に向かって適用しなければなりません。早期適用は認められます。

さらに、その簡素化の取組みの一環として、FASBは2015年6月に、ベースス差異(すなわち、投資原価と純資産中の基礎となる資本の金額との差異)を別々に会計処理する要求を削除することになったASU案を発行しました。当該ガイダンス案はまた、投資者が投資先の特定の資産および負債にベースス差異を割り当て、それに応じた会計処理を行う(例えば、有形資産に割り当てられたベースス差異については追加的な償却を行う)要求を削除するものでした。しかしながら、本ASU案に対するコメント提供者の多くは、ベースス差異の割当ての削除は別の複雑性を生み出す可能性があり、時間とともに償却されなくなった投資の価値が膨張して将来の期間に減損が生じる可能性が増大する結果となることを示しました。したがって、2016年5月にFASBは、「持分法を変更することの裏付けが不十分である」として、このプロジェクトをアジェンダから削除することを決定しました。

¹¹ SECは本ASUを踏まえて、SABトピック13における収益認識ガイダンスを再検討し、アップデートする計画であることを示唆しています。公開事業体に影響を与える本ASUのガイダンスの範囲は、SECが新しい収益基準と整合させるために、SABトピック13におけるガイダンスを廃止または修正するか否かによるでしょう。



掘り下げた検討

投資はパートナーシップまたは有限責任会社として組成されることが多く、比較的低い出資比率で持分法の適用が要求される場合があります。また、プロジェクトへの投資は、発展の段階、投資戦略およびポートフォリオ・フォーカスの変化に応じて長期にわたって展開される場合があるため、既存の会計処理要求（すなわち、本ASUによる修正前）の適用によって特に負担が増加する可能性があります。公開会社に関しては、既存の米国GAAPの要求は、登録会社に対して、(1)重要な投資に持分法が適用された際に、過去の期間の個別財務諸表または要約財務諸表を提出すること（SECの**財務報告マニュアル**の paragraph 2405.5を参照）、または、(2)第1四半期に持分法への変更が報告された後、次のフォーム10-Kによる年次報告書が提出される前に登録届出書が提出された場合には、持分法を反映して遡及的に修正された年次財務諸表を提出すること（**財務報告マニュアル**のトピック13を参照）を要求するSECのガイダンスによって増大しました。

したがって、ASUは、複雑な会計上の検討および持分法への移行に関連するSECへの報告要求に関して、歓迎すべき軽減要求を提供しています。しかしながら、新しいASUは、そのような移行の後に新たな複雑性も導入することになります。例えば、既存の米国GAAPに基づく取得原価に影響していたであろう利益が遡及的に認識されない場合には、新たな方法の適用によって追加的なベースス差異が生じる場合があります。

連結—共通支配下の関連当事者を通じて保有される持分

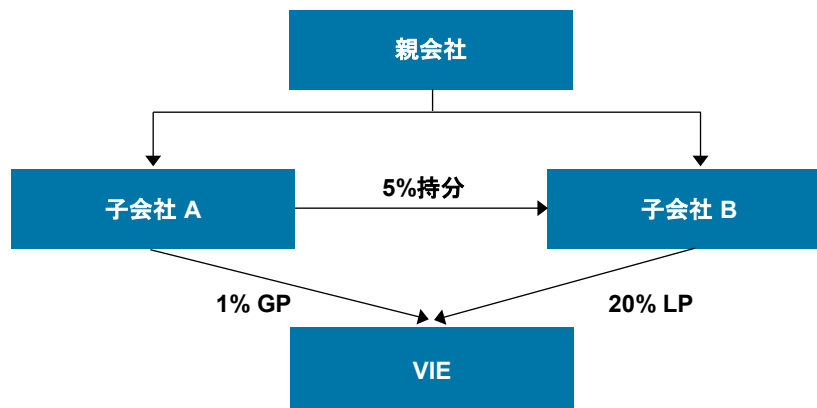
背景

2015年2月、FASBはASC 810の連結規定を改訂する**ASU 2015-02**を発行しました。この改訂は、特に、単一的意思決定者である報告事業体に対して、当該報告事業体が関連当事者に対して直接的な持分を保有している場合のみに、その関連当事者が保有する持分について検討することを要求するASC 810-10のガイダンスを改訂するものです。関連当事者と報告事業体が共通支配下でない場合には、関連当事者を通じて保有する変動持分事業体（VIE）に対する間接的な経済的持分は、報告事業体がVIEの主たる受益者であるかどうかを判定するに当たって、割合に応じて考慮されるでしょう。それとは異なり、関連当事者と報告事業体が共通支配下にある場合には、報告事業体は、関連当事者の持分全体（割合に応じてではなく）を考慮することが要求されるでしょう。その結果、VIEに対して保有する経済的持分が比較的重要性に乏しい場合であっても、報告事業体は連結分析において「パワー」規準（すなわち、VIEの経済的業績に最も重要な影響を及ぼす活動を指図するパワー）を充足する場合があります。

2016年10月、FASBは、「意思決定者と共通支配下にある関連当事者を通じて保有される間接持分は、その全体が直接持分に相当すると思えなければならない」とするASC 810-10-25-42の最終文を削除するために、**ASU 2016-17**を発行しました。本ASUの結果、報告事業体は、共通支配下にある関連当事者を通じて保有されるVIEに対する経済的間接持分について、共通支配下でない関連当事者を通じて保有される経済的間接持分についての検討と整合する方法で、割合に応じて検討することになります。

設例

不動産を取得するためにリミテッド・パートナーシップ (VIE) が設立された。当該パートナーシップには、当該パートナーシップに対する1パーセントの持分を保有するGP (子会社A)、GPの親会社が所有し、当該パートナーシップに対する20パーセントの持分を保有するLP (子会社B)、および残りの持分を保有する様々な非関連投資者がいる。加えて、AはBに対する5パーセントの持分を保有し、AとBはともに親会社の完全所有子会社である。Aは不動産マネジャーであり、不動産を購入または売却し、不動産を管理し、資金を調達するための完全な裁量権を有している。



ASU 2016-17の前のガイダンスのもとでは、どの事業体がVIEの主たる受益者であるかを評価する前に、AとBは、自己の持分について検討しなければならない。その結果、AはBに対する持分を保有するため、AはBのVIEに対する20パーセントの持分を自己の持分として扱わなければならない。かつ、両社ともに親会社の共通支配下にあることから、Aは、パワー規準および経済的規準 (すなわち、VIEにとって潜在的に重要となりうるVIEの損失を負担する義務、またはVIEにとって潜在的に重要となりうる便益をVIEから享受する権利) を充足すると結論を下すことになる。

本ASUのもとでも、Aは、引き続き単独でパワー規準を充足すると結論を下すことになる。しかしながら、経済的規準の評価において、AはBに対して5パーセントの持分を所有し、BはVIEに対して20パーセントの持分を所有するので、子会社Aは、Bに対する持分の結果としてVIEに対して1パーセントの間接的持分を持つと結論を下すことになる (Bに対する5パーセントの持分 × BのVIEに対する20パーセントの持分)。したがって、Aは単独で経済的基準を充足しない。しかしながら、AとBは共通支配下にあり、グループとしてはパワー規準と経済的規準を充足するので、両社は関連当事者のタイブレーカー・テストを行なって、いずれの当事者がVIEと最も密接な関係にあるかを決定する必要があることになる。



掘り下げた検討

本ASUの結果、関連当事者のタイブレーカー・テストがより頻繁に行なわれることになるでしょう。上記の設例において説明していますように、共通支配下にある関連当事者を通じたエクスポージャーを割合に応じて検討する場合、多くの意思決定者にとって単独で経済的規準を充足する可能性は低いと考えられるからです。¹² 意思決定者の多くは、本ASUのガイダンスがなければ少数の間接持分を保有する法的事業体を自動的に連結することとなるため、このガイダンスを好意的に受け止めています。本ASUは、その代わりに、どの当事者 (単一の意思決定者または共通支配下の関連当事者) が最も緊密に当該VIEに関連しており、VIEを連結するべきであるかを意思決定者が検討することを求めるでしょう。このガイダンスは、どの子会社がVIEを連結するかを変更する可能性があるため、不動産子会社の個別財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

¹² この結果は、FASBがASC 810-10-25-42のガイダンスのみを変更することを提案したこと起因します。審議会は、共通支配下の関連当事者を通じて保有される意思決定者の間接持分の評価において、意思決定者またはサービス提供者に支払われる手数料が、変動持分に相当するかどうかの判断に関するガイダンスを改訂することも検討しました。提案ではこのガイダンスを変更しないと見込まれますが、別の取組みの一環として、審議会はこのガイダンスおよび共通支配の取決めに関するガイダンスの他の局面を明確化することを検討するでしょう。したがってこの提案は、主たる受益者の評価における、共通支配下の関連当事者を通じて保有される間接持分に関する意思決定者の検討のみに影響を及ぼすでしょう。

発効日および経過措置

すべての報告事業体について、当該ガイダンスは2016年12月15日より後に開始する年次報告期間より発効します。まだASU 2015-02のガイダンスを適用していない報告事業体は、それらがASU 2015-02のガイダンスを適用すると同時にASU 2016-17の改訂基準を適用することが求められるでしょう。期中期間での適用を含む早期適用は、2016年10月26日（ASUの発行日）の時点で認められます。

従業員株式ベース支払会計処理の改善

背景

2016年3月、FASBは、ASU 2016-09を発行しました。同ASUは、公開および非公開事業体の双方に関する従業員株式ベース支払に係る会計処理の特定の側面（法人所得税、失効、法定源泉徴収要求、キャッシュ・フロー計算書上の分類を含む）を簡素化します。新しいガイダンスは、審議会による簡素化の取組みの一環をなすものであり、非公開事業体を適用対象とする実務的簡便法も含んでいます。

ASUの主要な規定

法人所得税の会計処理

現行のガイダンスのもとでは、株式ベース支払報奨が従業員に付与される場合、報奨の公正価値は一般に権利確定期間にわたって認識され、対応する繰延税金資産は当該報奨が税務上損金算入される範囲で認識されます。税減算（tax deduction）は、一般に行使時の本源的価値（オプションの場合）または報奨の権利確定時の公正価値（譲渡制限株式の場合）に基づき、財務諸表に認識された報酬コストを上回る（超過税益額（excess tax benefit））か、下回る（税不足額（tax deficiency））かのいずれかになります。超過税益額はすべて株式払込剰余金（APIC）に認識され、税不足額は法人所得税プロビジョンまたは過去に認識された超過税益額に関連する十分な「APICプール」がある場合にはその範囲でAPICに認識されます。

本ASUのもとでは、事業体は超過税益額および税不足額をすべて損益計算書に法人所得税費用または益として認識します。この変更は、APICプールの概念を削除し、超過税益額および税不足額の会計処理の複雑性とコストを著しく低減します。さらに、超過税益額および税不足額は、それらが生じた報告期間における個別的な項目として捉えられ、事業体の年間実効税率の見積りには含まれません。

超過税益額および税不足額の損益計算書への計上に関するASUのガイダンスは、さらに、事業体が自己株式方式を適用する場合には、それに対応する希薄化後1株当たり利益の計算に影響を及ぼします。現行のガイダンスのもとで自己株式方式を適用する事業体は、株式の買戻しに利用できる受領される収入金額を決定するに当たり、APICに認識される超過税益額および税不足額を見積ります。しかしながら、本ASUのもとでは、超過税益額および税不足額は損益計算書に認識されるため、受領される収入金額の計算から除外されます。さらに、新しいガイダンスは、株式ベース支払報奨に係る配当の税益に関する会計処理に影響を及ぼします。当該税益は、今後はAPICの増加ではなく損益計算書の法人所得税費用または益として反映されます。

さらに、本ASUは、超過税益額が未払税金の減額を通じて実現されるまで、超過税益額の認識を繰り延べる要求を削除しています。

超過税益額および税不足額の認識に取り組むことに加えて、本ASUは、関連するキャッシュ・フローの表示についてのガイダンスを提供しています。既存のガイダンスのもとでは、超過税益額は金融取引として扱われ、キャッシュ・フロー計算書の財務活動として表示されています。しかしながら、現金の受取はなく、未払税金の減額があるだけです。したがって、財務活動区分における仮定上のインフローおよび営業活動区分からの仮定上のアウトフローを反映するために、キャッシュ・フロー計算書において組替が行われます。

本ASUのもとでは、超過税益額は損益計算書に認識されて、財務活動を表さなくなるため、超過税益額は個別のキャッシュ・フローではなく、法人所得税に関係する他のキャッシュ・フローと同じ方法で営業活動として分類されるべきです。したがって、本ASUは、超過税益額を営業活動から財務活動へ組み替える要求を削除しています。

失効の会計処理

本ASUは、必要とされる勤務期間にわたる勤務が（現在要求される通りに）提供されないと見込まれる報奨の総数を引き続き見積るか、または失効の発生時に失効に関する会計処理を行うかを、事業体が会計方針として選択することを認めています。この事業体全体にわたる会計方針の選択は、勤務条件のみに適用されます。業績条件に関しては、事業体は、引き続き当該条件が達成される可能性について評価します。事業体はまた、失効に関して選択した方針を開示しなければなりません。



掘り下げた検討

失効の発生時に失効に関する会計処理を行う方針を適用する事業体は、さらに次の場合にも失効を見積る必要があります。すなわち、(1)報奨が修正された場合（見積りは、修正の影響額の測定において当初の報奨に対して適用される）、および(2)報奨が事業結合(Business Combination)において交換された場合（見積りは、事業結合前の勤務に帰属する金額に対して適用される）です。しかしながら、失効に関する会計方針は、事業結合において修正または交換される報奨に関する事後的な会計処理に適用されるでしょう。

法定源泉徴収要求

本ASUは、雇用者の最低限の法定源泉徴収要求を充足する株式を留保するために、当該雇用者が純額決済の要素を利用する場合における報奨の負債としての分類に関して、現行の例外を改訂しています。現在、最低限の法定源泉徴収税の要求事項を充足するために必要な数を超えない株式が買い戻されるか保留される場合にのみ例外は適用されます。新しいガイダンスは、源泉徴収税預り金が従業員の該当する税務法域の最高法定税率を上回らなければ、法定源泉徴収目的での報奨の純額決済自体により、当該報奨が負債に分類されることはないとして規定しています。さらに、実務上の多様性を排除するために、本ASUは、法定源泉徴収要求を充足するために源泉徴収した株式に関連した税務当局への現金支払を、キャッシュ・フロー計算書において財務活動として表示することを要求しています。当該支払は、事業体の株式を再取得するための当該事業体のキャッシュ・アウトフローを表すからです。



掘り下げた検討

現行のガイダンスのもとでは、事業体は、株式が買い戻されるか保留される場合に、各報奨受領者に適用される個々の該当する法域における最低限の法定源泉徴収要求を遵守することが要求されます。新しいガイダンスのもとでは、法域ごとの最高税率(その税率が特定の報奨受領者に適用される最も高い税率を超過する場合であっても)が決定されます。しかしながら、分類上の例外は、法定源泉徴収義務を有さない事業体には適用されないでしょう。当該事業体の場合は、源泉徴収税の純額決済により負債として分類される報奨が計上されることとなります。

さらに、事業体は、源泉徴収税のための純額決済に関係する報奨の条件を、最高法定税率を上限として最低限の法定税率からより高い税率へと変更する場合があります。この変更は既存の報奨について行なわれる場合がありますが、事業体はこの変更を修正として会計処理することは要求されないでしょう。しかしながら、この会計処理は、これらの限られた状況(すなわち、法定源泉徴収目的で、純額決済条件を、最高法定税率を上限として最低限の法定税率からより高い税率へと変更することのみ)に当てはまり、他の状況について類推されるべきではありません。

非公開事業体に適用される実務的簡便法

予想期間に関する実務的簡便法

ASUは、一定の要求事項を充足する勤務条件または業績条件を有する報奨(公正価値で測定される負債に分類される報奨を含む)について予想される期間を見積るために、非公開事業体が簡便法を使用することを認めています。当該事業体はこの実務的簡便法を以下のように適用することとなります。

- 勤務条件のみが付されている報奨に関して、非公開事業体は予想期間を、必要な勤務期間と報奨の契約期間の中間点として見積ることができます。
- 業績条件が付された報奨に関して、予想期間の見積りは、業績条件が達成される可能性が高いかどうかにより左右されます。
 - 業績条件が達成される可能性が高い場合、非公開事業体は必要な勤務期間と契約期間の中間点により予想期間を見積ることができます。
 - 業績条件が達成される可能性が低い場合、非公開事業体は、(1)報奨が明示的な勤務期間を含んでいない場合には契約期間により、(2)報奨が明示的な勤務期間を含んでいる場合には必要な勤務期間と契約期間の中間点により、予想期間を見積ることができます。

本源的価値の実務的簡便法

本ASUは、非公開事業体に対して、負債として分類された株式ベース支払報奨に関して、公正価値測定から本源的価値測定への変更を一回に限り選択することを、望ましいかどうかを示すことなく認めています。

非公開事業体は、新しいガイダンスの発効日後には継続的にこの選択を行うことを認められていません。

経過措置および関連する開示

以下の表は、事業体のASU 2016-09の適用方法の概要を示したものです。

種類	適用方法
超過税益額および税不足額の認識(法人所得税の会計処理)	将来に向かって適用
未認識超過税益額(法人所得税の会計処理)	修正遡及適用
キャッシュ・フロー計算書における超過税益額の分類	遡及適用または将来に向かって適用
失効の会計処理	修正遡及適用
分類および法定源泉徴収要求	修正遡及適用
雇用者が源泉徴収目的で株式を留保する場合における、納付された従業員の税金のキャッシュ・フロー計算書における分類	遡及適用
予想期間に関する非公開事業体の実務的簡便法	将来に向かって適用
本源的価値に関する非公開事業体の実務的簡便法	修正遡及適用



掘り下げた検討

事業体の前年の超過税益額および税不足額は既に財務諸表に認識されており、また、損益計算書における超過税益額および税不足額の認識は、適用会計年度のみ将来に向かって行われるので、前年のAPICプールは影響を受けません。その結果、適用前の会計年度において、APICと利益剰余金の組替は行われません。税金に関する修正遡及適用のガイダンスは、ASU 2016-09の適用に際して、以前未認識であった超過税益額の残額のみ適用され、累積的影響の調整額は利益剰余金に計上されます。

適用期間において、事業体は、(1)会計原則の変更の内容および理由、(2)適用日現在における利益剰余金または資本の他の構成要素に対する当該変更の累積的影響額を開示することが要求されます。

さらに、超過税益額に関連するキャッシュ・フロー計算書の表示の変更については、将来に向かって、または遡及的に適用することができるので、事業体は、(1)変更が将来に向かって適用される場合には「過去の期間について修正を行っていない旨」、または、(2)変更が遡及的に適用される場合には、「遡及的に修正された過去の期間に対する変更による影響額」を開示することが要求されます。法定源泉徴収要求に関連するキャッシュ・フロー計算書の表示の変更に関しては、事業体は「遡及的に修正された過去の期間に対する変更による影響額」を開示することが要求されます。

発効日

公開ビジネス事業体については、本ASUは、2016年12月15日より後に開始する年次報告期間(かかる年次報告期間の期中期間を含む)より発効します。それ以外のすべての事業体については、本ASUは、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2018年12月15日より後に開始する年次報告期間の期中期間より発効します。

早期適用は、財務諸表が未発行であるか発行可能となっていない期中期間または年次期間について認められます。早期適用が選択される場合には、適用される本ASUの改訂のすべてを同じ期間に適用しなければなりません。さらに、期中期間での早期適用が選択される場合には、これによる修正はすべて、その期中期間を含む年次期間の期首現在で反映する必要があります。

設例

SEC登録会社である事業体Aは、第3四半期にASU 2016-09を適用します。事業体Aは、当会計年度の期首から現在までの各四半期において50ドルの税務便益超過額を有しており、ASU 2016-09の他の規定の適用による影響を受けません。過去にフォーム10-Qにおいて公表された財務諸表では、Aは、合計100ドル(各四半期につき50ドル)の税務便益超過額をAPICに認識しました。本ASUが適用される第3四半期に、Aは、50ドルの税務便益超過額を損益計算書に認識します。すなわち、当四半期の現在までの法人所得税費用は第3四半期の税務便益超過額(50ドル)のみを含むこととなります。さらに、当年度の現在までの法人所得税費用は、最初の2つの四半期にAPICに認識された税務便益超過額(100ドル)の戻入およびこれらの便益のこれらの過去の四半期の損益計算書への認識(第1四半期および第2四半期に関連する100ドルの税務便益超過額は第3四半期には認識されませんが、再表示により該当する過去の四半期に反映されます)を反映するために、150ドルの税務便益超過額を含むこととなります。第1四半期および第2四半期の税務便益超過額(各四半期につき50ドル)に関しては、過去にフォーム10-Qに公表された財務諸表においてこれらの金額がAPICに報告されていたとしても、その後提出されるフォーム10-Kの四半期情報に関する脚注において、Aは、これらを損益計算書に反映する明細を表示します。最終的に、Aの本ASU適用後の年度に公表されるフォーム10-Qの財務諸表では、前年度の四半期(すなわち、前年度の第1四半期および第2四半期)の税務便益超過額をAPICではなく再表示により損益計算書に反映することとなります。

繰延税金の分類

背景および主要な規定

2015年11月に、FASBは、繰延税金資産および繰延税金負債を分類貸借対照表において非流動項目として表示することを事業体に要求するASU 2015-17を発行しました。本ASUは、繰延税金資産および繰延税金負債を分類貸借対照表において別々に流動項目および非流動項目として表示することを事業体に要求する現行のガイダンスを簡素化するものです。

繰延税金の貸借対照表上の表示の簡素化に関するプロジェクトは、FASBの簡素化の取組みの一部です。2014年6月に開始した簡素化の取組みは、関連する財務情報の有用性を維持向上しながらも、コストおよび複雑性を低減することにより、米国GAAPを改善することが意図されています。

現行のガイダンス(ASC 740-10-45-4)のもとでは、事業体は、「繰延税金負債および資産を流動金額および非流動金額に分離しなければならない。繰延税金負債および資産は、財務報告上、関連資産または負債の分類を基礎として流動または非流動として分類されなければならない」とされています。利害関係者からのフィードバックでは、流動または非流動としての繰延税金の区分表示は、財務諸表利用者に対して有用な情報を少ししか提供せず、また、作成者に追加コストをもたらす結果となっていることが示されました。したがって、FASBは、分類貸借対照表上の繰延税金の表示を簡素化する本ASUを発行しました。税務法域ごとの繰延税金資産と繰延税金負債の純額表示については、新しいガイダンスにおいても引き続き要求されることとなります。

すべての繰延税金の貸借対照表上の非流動表示は、法人所得税の会計処理の複雑性に寄与する問題として構成員が識別していた、繰延税金資産の流動および非流動総額間で評価性引当金を比例的に配分する要求を削除します。



掘り下げた検討

本ASUは、繰延税金資産および繰延税金負債を分類貸借対照表において非流動として表示することを事業体に要求するIAS第12号における現行のガイダンスと整合することとなります。

繰延税金の分類

以下の設例は、現行の米国GAAPによる繰延税金資産および繰延税金負債の分類と、新しいガイダンスにおけるそれらの分類を比較するものです。

設例

ABC社は、以下の表に示されるように、20X1年12月31日現在、100百万ドルの繰延税金資産（純額）を有している（単位：百万）。

12/31/X1現在の貸借対照表	
繰延税金資産／（繰延税金負債）	
棚卸資産	\$ 50
繰越欠損金	350
固定資産	(300)
繰延税金資産／（繰延税金負債）合計	<u>\$ 100</u>

ABC社は、繰越欠損金100百万ドルが、次年度に使用されるであろうと予想している。以下は、20X1年12月31日現在の繰延税金資産／（繰延税金負債）の流動および非流動分類である（金額の単位：百万）。

内容	現行米国GAAP		現行米国GAAP	
	流動	非流動	流動	非流動
棚卸資産	\$50			\$50
繰越欠損金	100	\$ 250		350
固定資産		(300)		(300)
繰延税金資産／ （繰延税金負債）合計	<u>\$ 150</u>	<u>\$ (50)</u>	<u>\$ 0</u>	<u>\$ 100</u>

発効日および経過措置

本ASUは以下を要求しています。

- 公開ビジネス事業体については、本ASUは、2016年12月15日より後に開始する年次期間、およびそれら年度内の期中期間から発効することになります。
- 公開ビジネス事業体以外の事業体については、本ASUは、2017年12月15日より後に開始する年次報告期間、および2018年12月15日より後に開始する年次報告期間内の期中報告期間から発効することになります。

審議会は、すべての事業体に対して、未だ発行されていない期中または年次財務諸表に関して、本ASUを早期適用することを認めることを決定しました。加えて、事業体は、当改訂を、将来に向かって、または遡及的に適用することが認められます。

本ASUが適用される期間において、事業体は、「会計原則の変更の内容およびその理由」の開示が要求されます。新しいガイダンスが将来に向かって適用される場合、事業体は、従前の貸借対照表が遡及的に修正されていない旨を開示しなければなりません。しかしながら、新しい表示が遡及的に適用される場合、事業体は、表示された従前の貸借対照表に係る変更の定量的影響の開示を要求されることになります。

法人所得税の会計処理:グループ事業体間の資産の譲渡

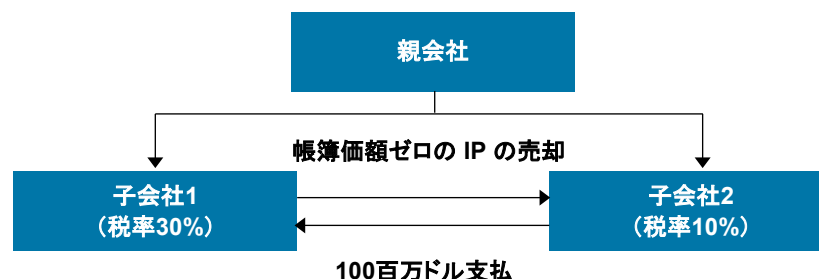
背景

2016年10月、FASBはASU 2016-16を発行しました。これは、グループ事業体間の資産の譲渡に係る当期および繰延税金の影響の即時認識を禁止する例外規定を削除するためにASC 740のガイダンスを改訂するものです。本ASUは、個別に棚卸資産に関しては、グループ事業体間の資産の譲渡の例外規定を改訂していません。したがって、事業体は、グループ事業体間の棚卸資産の譲渡に関しては、ASC 740の現行の要求と同様に、当期および繰延税金の影響の認識が禁止されます。

棚卸資産以外の資産のグループ事業体間の譲渡については、売手(譲渡側)の事業体は資産の譲渡を行った時点で当期税金費用または益の認識が要求されます。同様に、買手(受入側)の事業体は、当該資産の受入時に、繰延税金資産または繰延税金負債、および関連する繰延税金益または費用の認識が要求されます。買手(受入側)の事業体は、結果として生じる繰延税金資産または繰延税金負債を、(1)買手の法域における資産の税務基準額と、連結財務諸表における当該資産の財務報告上の帳簿価額との差額の算定、および(2)当該差額に買手の法域における法定税率を乗じることにより測定します。

以下の設例は、本ASUの適用前と適用後の棚卸資産以外の資産のグループ事業体間の譲渡に係る法人所得税の会計処理を比較するものです。

設例



ASU 2016-16の適用前

上記の取引において、子会社1は、子会社2に対する知的財産(IP)の売却により100百万ドルの利益を認識する。これは、受け取る収入金額(100百万ドル)からIPの帳簿価額(ゼロ)を控除した金額である。しかしながら、ASC 740-10-25-3(e)に準拠して、子会社1は、その100百万ドルの利益に関する当期税金費用の認識が禁止されている。したがって、売却時に、子会社1は以下の仕訳を行うことになる。

前払税金	30,000,000	
当期未払税金		30,000,000

さらに、子会社2は、IPの税務基準額100百万ドルを受け取る。これは、子会社1に対して支払われた金額と同額である。この税務基準額100百万ドルは、連結財務諸表におけるIPの帳簿価額(ゼロ)より大きく、一般的には繰延税金資産を生じさせる結果となる。しかしながら、ASC740-10-25-3(e)に準拠して、子会社2は、税務基準額が帳簿価額を上回る差額に関連した繰延税金資産(益)の認識を禁止されている。したがって、子会社2は、この取引に関連した税金費用(益)を認識しないことになる。

設例(続き)

ASU 2016-16の適用後

本ASUでは、棚卸資産以外の資産のグループ事業体間の譲渡に係る当期および繰延税金の認識の例外は削除されたため、子会社1は以下の仕訳により、IPの売却に係る利益に関係する当期税金費用の認識が要求される。

当期税金費用	30,000,000	
当期未払税金		30,000,000

加えて、子会社2は、以下の仕訳により、IPの購入に係る繰延税金の影響の認識が要求されることになる。

繰延税金資産	10,000,000	
繰延税金便益		10,000,000

移行方法

事業体は、新しいガイダンスを修正遡及基準により適用し、適用年度の期首現在の利益剰余金に累積的影響の調整額を直接計上することになります。適用の期間は表示されている過去の期間と比較可能ではないので、事業体は、適用期間の財務諸表に対する会計方針の変更による影響額を示す必要があるでしょう。

発効日および早期適用

公開ビジネス事業体については、本ASUのガイダンスは、2017年12月15日より後に開始する年次期間、およびその年次期間の期中期間から発効します。その他の事業体については、当改訂は、2018年12月15日より後に開始する年次期間、および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間から発効します。早期適用は年次期間の期首現在ですべての事業体に対して認められています。

キャッシュ・フロー計算書：一定の現金受取および現金支払の分類

背景

2016年8月、FASBはASU 2016-15を発行しました。これはキャッシュ・フロー計算書における特定の現金の受取および支払の分類に関するガイダンスを追加または明確化すべく、ASC 230を改訂するものです。ASC 230には、キャッシュ・フロー計算書における現金支払および受取の分類の評価に関する一貫した原則が欠如しています。これは、実務上の多様性を引き起こし、特定の状況下では、財務諸表の修正再表示を引き起こしてきました。したがって、FASBは、8種類のキャッシュ・フローに関する、実務上の多様性を低減することを目的として、本ASUを発行しました。

本ASUの主要な規定

本ASUは、8種類のキャッシュ・フローに関連した論点に係るEITFにより到達した合意の帰結です。当改訂の主要な規定の要約は以下の通りです。

キャッシュ・フローに係る論点	改訂
債務の期限前返済または債務消滅のコスト	債務の期限前返済または消滅のコスト(第三者のコスト、プレミアムの支払、および貸手に支払われたその他の手数料を含む)に関する現金支払は、「財務活動によるキャッシュ・アウトフローとして分類」されなければならない。
ゼロ・クーポン債の決済	ゼロ・クーポン債の決済に関するキャッシュ・アウトフローは、営業活動と財務活動に区分しなければならない。利息相当額に関連する現金支払部分は営業活動に分類されなければならない。一方、当初の収入金額(すなわち元本)に関連する現金支払部分は財務活動に分類されなければならない。
事業結合後の条件付対価の支払	事業結合後すぐに実行されなかった条件付対価の支払(完了日を基礎として)は、営業活動と財務活動に区分および分類されなければならない。取得日現在で認識される条件付対価負債の金額までの現金支払(測定期間調整を含む)は、財務活動に分類されなければならない。一方、超過現金支払は、営業活動に分類されなければならない。
保険金請求の決済からの収入	保険金請求の決済からの現金収入は、損失の性質を基礎として分類されなければならない。一時払決済において受け取られた保険金については、事業体は、当該決済に含まれる各損失の性質に基づいて分類を決定しなければならない。
会社所有生命保険(COLI)契約および銀行所有生命保険(BOLI)契約の決済からの収入	COLIおよびBOLI契約の決済からの現金収入は、投資活動に分類されなければならない。しかしながら、事業体は、COLIおよびBOLI収入の分類を、COLIおよびBOLI契約に係る保険料支払の分類と整合させることが、要求はされないが容認されている(すなわち、保険料に関する支払は、投資、営業またはその組み合わせとして分類される可能性がある)。
持分法投資から受け取る分配金	<p>事業体は、持分法投資から受け取る分配金を、以下のいずれかの方法により分類する会計方針の選択を行うことが要求される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 累積利益アプローチ—このアプローチでは、分配金は、投資収益であるとの前提により、営業活動によるキャッシュ・インフローとして分類される。しかしながら、受け取った分配金の累積額から、投資の回収と判断された過去の期間に受け取った分配金を差し引いた金額が、事業体の利益に対する累積持分を超過する場合、当該超過額は資本の返還であり、投資活動によるキャッシュ・インフローとして分類する必要がある。 ・ 分配金特性アプローチ—このアプローチでは、各分配金は、支払の原資を基礎として評価され、営業活動によるキャッシュ・インフローまたは投資活動によるキャッシュ・インフローのいずれかとして分類される。 <p>分配金特性アプローチを選択した事業体が、適切な分類(すなわち、分配金の原資)を決定するに十分な情報を有しないために当該アプローチを適用できない場合、当該事業体は、累積利益アプローチを適用し、会計原則の変更を避及適用により報告しなければならない。当該事業体は、該当する場合には、利用可能な情報の欠如により会計原則の変更を行う結果となったこと、およびASC 250-10-50-2により要求される情報を開示することが要求される。</p> <p>当該改訂は、公正価値オプションにより測定される持分法投資については対象としていない。</p>

(表の続き)

キャッシュ・フローに係る論点	改訂
証券化取引に対する受益持分	事業体の金融資産の証券化からの収入として受け取った譲渡人の受益持分は、非現金活動として開示しなければならない。事業体の営業債権の証券化からの受益持分に係る事後的な現金の受取は、投資活動によるキャッシュ・インフローとして分類されなければならない。
個別に識別可能なキャッシュ・フローおよび優位性原則の適用	<p>当ガイダンスは、複数種類のキャッシュ・フローの側面を有する現金収支を分類するために三段階のアプローチを提供している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 該当する場合、事業体は米国GAAPにおける個別的なガイダンスを最初に適用しなければならない。 2. 当該現金収支に関連する個別的なガイダンスがない場合には、事業体は当該現金収支を、「基礎となるキャッシュ・フローの性質を基礎として、個別に識別可能な[現金の]源泉または使途のそれぞれに」区分しなければならない。個別に識別可能なそれぞれの現金の源泉または使途は、ASC 230のガイダンスの適用により、営業活動、投資活動または財務活動として分類される。 3. 当該現金収支を区分できない場合には、全体の収支は、優位的な現金の源泉または使途となる可能性が高い活動を基礎として、営業活動、投資活動または財務活動として分類されなければならない。



掘り下げた検討

FASBの本ASUにおける目的は、特定の現金収支の分類に関連した実務上の多様性を排除することにあります。結果として、特に以下に記載する課題に関して、改訂後のガイダンスにおいては、一部の事業体に関して重要な変更が生じます。

ゼロ・クーポン債の決済

キャッシュ・フロー計算書における、ゼロ・クーポン債決済のための支払の分類に係るガイダンスの欠如は、ゼロ・クーポン債の決済時の、債券発行者によりなされる現金支払の分類において多様性を引き起こしてきました。ある事業体は、元本(事業体により当初受領された金額)と付随金利に当該決済支払を区分していますが、そのような状況においては、元本に関連する返済部分は財務活動に分類され、付随金利に関連する部分は営業活動に分類されます。しかしながらその他の事業体は、返済額全体を元本と付随金利に区分することなく財務活動として表示しています。

本ASUでは、事業体は、ゼロ・クーポン債の返済を元本と付随金利に区分し、元本部分を財務活動に、付随金利部分を営業活動として分類することが要求されています。結果として、現在、ゼロ・クーポン債の返済額全体を財務活動に分類している事業体は、付随金利に関連した当該支払部分を識別し、本ASUの規定を適切に適用する必要があります。

持分法投資から受け取った分配金

ASC 230は、投資の回収(これは投資活動からのインフローとして分類されなければならない)と投資収益(これは営業活動からのインフローとして分類されなければならない)を区別していますが、これら2つを区別する方法については規定していません。

持分法投資からの分配金に関しては、事業体は、累積利益アプローチまたは分配金特性アプローチを適用することにより、この決定を行います。本ASUIは、これらの方法をそれぞれ正式化し、事業体が、会計方針の選択として、いずれか一つを選定することを認めています。

証券化取引における受益持分

ASC230では、証券化取引における受益持分に関連して受け取った現金の分類方法に関して、具体的なガイダンスは存在しません。結果として、事業体は、譲渡人の営業債権の証券化において、譲渡人により取得される受益持分に係る支払から事後的に受け取る現金を、キャッシュ・フロー計算書上、営業活動または投資活動のいずれかとして分類してきました。実務上は多様性が存在しますが、我々は、事業体の多くは、証券化された営業債権に対する譲渡人の受益持分に係る支払から受け取る現金を、営業活動からのキャッシュ・インフローとして表示していると考えています。したがって、当該受取現金を投資活動からのキャッシュ・インフローとして表示する当該規定は、実務を大幅に変更する可能性があります。

個別に識別可能なキャッシュ・フローおよび優位性原則の適用

ASC230は、特定のキャッシュ・インフローおよびアウトフローは、複数のキャッシュ・フロー分類(例えば、財務、投資または営業)の特性を有する可能性があることを認識しており、「適切な分類は、当該項目に関するキャッシュ・フローの優位的源泉となる可能性が高い活動に応じてなされなければならない」と述べています。ASC230は、優位性原則の適用を例証する設例を提供していますが、事業体はしばしば、当該ガイダンスの適用に困難をきたしています。

その結果、キャッシュ・フローに複数のキャッシュ・フロー分類の側面がある場合、本ASUでは、事業体が、先ずはそれらの現金収支の分類を、ASC230およびその他の適用されるASCTピックの個別的なガイダンスを適用することにより判定することを要求しています。さらに本ASUは、「個別的ガイダンスが存在しない場合には、報告事業体は、基礎となるキャッシュ・フローの性質を基礎として、現金収支における、個別に識別可能な各源泉または個別に識別可能な各使途を判定しなければならない」と述べています。本ASUは、「現金収支が、複数のキャッシュ・フロー分類の側面を有しており、源泉または使途により分離できない状況では……適切な分類は、当該項目に関するキャッシュ・フローの優位的な源泉または使途となる可能性が高い活動に応じてなされるべきである」との見解を示しています。しかしながら、本ASUは、この文脈における「個別に識別可能」との用語を定義していないため、我々は、個別に識別可能な現金収支の識別ならびに「優位的」との用語の適用に関連して、課題が示される可能性があると考えています。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体については、当ガイダンスは、2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から発効します。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する事業年度、および2019年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間から発効します。早期適用はすべての事業体に対して認められています。

事業体は、表示されるすべての期間に関して当ガイダンスを遡及的に適用しなければなりません。遡及適用が実務的に可能でない場合には、将来に向かって適用することが可能となっています。

制限付預金

背景

2016年11月、FASBは、制限付預金の分類および表示に関するガイダンスを明確化するためにASC230を改訂する、[ASU 2016-18](#)を発行しました。本ASUはEITFが達した以下のコンセンサスの結果です。

- 事業体は、制限付預金および制限付預金同等物と見なされる金額を、キャッシュ・フロー計算書上、現金および現金同等物に含める必要がある。タスク・フォースは、「制限付預金」および「制限付預金同等物」の用語を定義しないことを決定したが、事業体は引き続き他のGAAPに従い制限付預金の会計方針について適切な開示を行う必要があり、また会計方針の変更を行う場合には、ASC250に基づく評価が必要になるとの見解である。
- 現金、現金同等物、制限付預金および制限付預金同等物に関して複数の科目が財政状態計算書に含まれている場合には、財政状態計算書とキャッシュ・フロー計算書間の調整表を開示しなければならない。
- 現金、現金同等物、制限付預金および制限付預金同等物間の振替から生じる制限付預金および制限付預金同等物の変動は、キャッシュ・フロー計算書上、キャッシュ・フローの変動として表示してはならない。
- 制限付預金および制限付預金同等物として通常記載される金額につき重要な残高を有する事業体は、当該制限の内容に関する情報を開示しなければならない。

発効日および経過措置

公開ビジネス事業体については、このガイダンスは2017年12月15日より後に開始する事業年度(かかる事業年度の期中期間を含む)から適用されます。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する事業年度および2019年12月15日より後に開始する期中期間から適用されます。本ASUのガイダンスは早期適用が認められます。報告事業体は、当該ガイダンスを遡及適用することになります。

事業の定義の明確化

背景

2017年1月、FASBは、事業(business)の定義に関するプロジェクトの第一段階に関連してガイダンスを提供する[ASU 2017-01](#)を発行しました。本ASUは、現在の事業の定義があまりに広範に解釈されており、取引が資産の取得の方に類似している場合でも、多くの取引が事業結合(Business Combination)として会計処理されているという懸念に対応したものになっています。

本ASUの内容は、以下のとおりです。

- 資産および活動の一体化した組合せ(通常「組合せ」と呼ばれます)が事業であるかどうかを事業体が判定するための「スクリーン」を提供する。取得した(または処分した)総資産の公正価値のほとんどすべてが単一の識別可能資産または類似の識別可能資産グループに集中している場合、この組合せは事業ではない。このスクリーンの目的は、さらに評価する必要がある取引の数を減らすことである。

- ・ スクリーンの規準を満たさない場合、組合せは、最低でもアウトプットを創出する能力に全体で大幅に寄与するインプットおよび実質のプロセスを含まなければならない。
- ・ 市場参加者が欠落した要素を置き換えることができるかどうかの評価を削除している。
- ・ アウトプットの定義は、ASC 606と一致するように狭められている。



掘り下げた検討

本ASUIは、事業結合と資産取得に対する異なる会計処理の結果として、保険業界に影響を与える可能性があります。例えば、取得コストは、事業結合では費用計上されますが、資産取得では資産計上されます。したがって、より狭められた事業の定義により、資産取得となる取引が増加し、取得コストがより多く資産計上される結果となるかもしれません。

単一または類似の資産への集中

本ASUでは、現金および現金同等物、DTAならびにDTLの影響で生じるのれんは、事業体の総資産の集中に関する評価から除外します。総資産の公正価値に集中が見られない場合には、事業体は、インプットおよび実質のプロセスの双方が存在し、アウトプットを創出する能力に全体で寄与しているかについて評価する本ASUのフレームワークを適用することになります。



掘り下げた検討

総資産の集中に関する判定にあたって、金融資産と非金融資産（例えば、保険契約に係る保険料預託金と顧客関係）、異なる主要区分の金融資産（例えば、投資、現金、および売掛金）の組合せは、いずれも認められていません。また、同一の主要な資産区分に含まれるが、リスク特性が大幅に異なる識別可能な資産の組合せも認められません。

インプットおよび実質的なプロセスに関する要求

本ASUは、ある組合せがアウトプットを創出する能力に全体で寄与するインプットおよび実質のプロセスを有しているか否かを判定するフレームワークを提供するものです。ある組合せがアウトプットを有しない場合において、その組合せが実質的なプロセスを有するのは、取得したインプットまたはインプットに適用される際に、アウトプットを創出し続ける能力に決定的に重要である、一つの取得したプロセス（またはプロセスのグループ）を実施するために必要なスキル、知識または経験を有する組織化されたワークフォース（または組織化されたワークフォースへのアクセスを提供する取得した契約）を含む場合に限られます。本ASUは、アウトプットのある組合せについては、組合せが実質的なプロセスを含んでいるかの判定に関して相対的に厳格性の低い規準を含んでいます。組織化されたワークフォースが実質的なプロセスに相当する場合がありますが、たとえ組織化されたワークフォースがなくても、取得したプロセスが、アウトプットの創出を継続する能力に寄与しており、かつ多大なコスト、労力または遅延を生じずに入れ替えることができないか、独特または希少と考えられる場合には、当該組合せは実質的なプロセスを含んでいる可能性があります。

アウトプットの定義

現行のガイダンス(ASC805-10-55-4)では、アウトプットは、「投資家もしくはその他の所有者、構成員または参加者に対して、配当、コストの低減、または、その他の経済的便益の形式でリターンを直接的に提供するまたは提供する能力を有する、当該インプットに適用されるインプットおよびプロセスの結果」と定義されています。本ASUは、この定義が「顧客への財貨またはサービス、投資収益（配当または利息など）または他の収益をもたらすインプットおよび当該インプットに適用されたプロセスの成果」であることを明確化しています。このアウトプットの定義の改訂により、当該定義はASC606の新たな収益のガイダンスと整合するものとなっています。

発効日および経過措置

本ASUは、公開ビジネス事業体については2017年12月15日より後に開始する年次期間(かかる年次期間の期中期間を含む)より発効します。その他のすべての事業体については、2018年12月15日より後に開始する年次期間および2019年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間より発効します。

早期適用は以下の通り認められています。

- 取得日が本ASUの発行日または発効日より前である取引については、すでに発行されている、または発行可能となっている財務諸表に取引が報告されていない場合に限り、適用が認められます。
- 本ASUの発行日または発効日より前に発生した、子会社の連結除外または資産グループの認識の中止の取引については、すでに発行されている、または発行可能となっている財務諸表に取引が報告されていない場合に限り、適用が認められます。

さらなる情報については、デロイトの2017年1月13日付の*Heads Up*をご参照ください。

非公開会社の代替的な会計処理

背景

以下のガイダンス(非公開会社評議会(PCC)が2014年に策定)が、2016年に発効されています。

- **のれん**—2014年1月、FASBは、[ASU 2014-02](#)を発行しました。これは、買収後にのれんを会計処理するために、非公開会社が簡便なアプローチを使用することを認めています。当該代替アプローチのもとで、事業体は、(1)通常10年間にわたって定額法でのれんを償却し、(2)トリガー事象が生じた場合にのみ、のれんの減損テストを実施し、そして(3)事業体全体レベルまたは報告単位レベルのどちらかにおいて減損テストを実施するための会計方針を選択することになります。加えて、本ASUはのれんの減損テストの「ステップ2」を廃止しています。この結果、事業体は、事業体の(または構成単位の)帳簿価額が公正価値を超過した金額として、のれんの減損を測定します。この簡便なアプローチを選択する事業体は、本ASUのガイダンスを将来に向けて適用し、適用した期間の期首現在で存在していた既存のすべてののれん(および将来の買収から生じるのれん)に対して採用します。

本ASUは、2014年12月15日より後に開始する年次期間、および2015年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間より発効します。詳しい情報については、デロイトの2014年1月27日の*Heads Up*をご参照ください。

- **ヘッジ会計**—2014年1月、FASBは[ASU 2014-03](#)を発行しました。これは、変動金利の負債をヘッジするために使用した変動金利受・固定金利払の金利スワップについて簡便な会計処理方法を非公開会社に対して提供しています。適格なヘッジ関係に対して簡便なヘッジ会計の適用を選択する事業体は、貸借対照表上において金利スワップと変動金利の負債を別々に会計処理し続けます。しかしながら、ヘッジ関係に非有効部分がなると仮定することができ、それによって、本質的に、固定金利の借入費用と同じような損益計算書上のプロファイルを達成できます。加えて事業体は、当初のヘッジ文書の完成により多くの時間をかけることができます。また、簡便なヘッジ会計アプローチを適用する事業体は、関連するスワップを公正価値ではなく決済価額で測定することを選択できます。金融機関(銀行、貯蓄貸付組合、貯蓄銀行、信用組合、金融会社、および保険会社

を含む)は当該代替的な会計処理を選択することは明確に非適格とされます。本ASUは、2014年12月15日より後に開始する年次期間、および2015年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間より発効します。簡便なアプローチを選択する事業体は、完全遡及または修正遡及法のいずれかに基づき本ASUを適用しなければなりません。詳しい情報は、デロイトの2014年1月27日付の*Heads Up*をご参照ください。

- **識別された無形資産**—2014年12月、FASBはASU 2014-18を発行しました。これは、(1)事業結合において取得される資産、または(2)持分法で会計処理される投資について、もしくはフレッシュ・スタート会計の適用時に、特定の無形資産に係る認識義務の適用除外を非公開会社に与えています。特に事業体は、競業禁止契約に係る無形資産および本ASUの範囲内で発生する特定の顧客関連の無形資産を個別に認識することを要求されません。これらの項目に関連する金額はのれんに組み込まれるため、この代替的な会計処理を選択する事業体はASU 2014-02の適用も要求され(上記の説明を参照)、結果としてののれんの償却が生じます。代替的な会計処理を選択する事業体は、本ASUを、2015年12月15日より後に開始する年次期間中に発生した本ASUの範囲に含まれる最初の適格取引(早期適用も認められる)、およびその後のすべての取引に対し、将来に向かって適用しなければなりません。さらなる情報については、デロイトの2014年12月30日付の*Heads Up*をご参照ください。

特定の非公開会社ASUにおける発効日および移行ガイダンスの変更

2016年3月、FASBはASU 2016-03を発行しました。これは、非公開会社に対し、本ASUの範囲に含まれるPCCの代替的な会計処理を初めて選択する際に選好性(preferability)評価を実施しない一回限りの無条件の選択肢を与えます。しかしながら、非公開会社は、ASC 250に基づくすべての会計方針の変更と同様に、その選定した会計方針へのその後の変更に関しては、ASC 250に従って、選好性評価の実施が引き続き要求されるでしょう。

また本ASUは、その範囲に含まれるPCCの代替的な会計処理の発効日を廃止すると共に、当該代替的な会計処理の移行ガイダンスを無期限に延長しています。新たなガイダンスは即時に発効し、ASU 2014-02(のれん)、ASU 2014-03(デリバティブとヘッジ)、ASU 2014-07(共通支配下のリースの取決め)およびASU 2014-18(識別可能な無形資産)の範囲に含まれるすべての非公開会社に影響を及ぼす可能性があります。新しい基準はASU 2014-07およびASU 2014-18の移行ガイダンスを延長していますが、当該ガイダンスの適用方法については変更していません。さらなる情報については、デロイトの2016年3月16日付の*Heads Up*をご参照ください。

非公開会社に関するその他の事項

2016年を通じて、PCCは、共通支配下の取決めに対するVIEのガイダンスの適用、債務の貸借対照表における分類、ならびに、負債および資本に関する短期的改善を含め、非公開会社にとって複雑かつコストのかかる財務報告の諸側面について議論してきました。2016年4月開催の会合において、PCCは、FASBがPCC論点第15-02号「共通支配下の事業体に対する変動持分事業体のガイダンスの適用」をアジェンダに追加するように推奨することを票決しました。

テクニカルな訂正および改善－公正価値測定

背景

2016年12月、FASBはASU 2016-19を発行しました。これは、ASC820における「評価アプローチ」と「評価技法」の相違を明確化する変更を含む、コーディフィケーションの特定部分の軽微な修正を行うものです。本改訂はまた、事業体に評価アプローチ、評価技法、またはその両方に変更があった場合に開示することを要求しています。

発効日および経過措置

本改訂はASUの発行時に発効します。ASC820の改訂の移行ガイダンスは、公正価値測定を含む事後洞察がかかわる可能性があるため、将来に向かって適用しなければなりません。

将来に向けて

長期保険契約

背景

2016年9月、FASBは、長期保険契約に関して、米国GAAPに基づく会計処理および開示のモデルを改訂するASU案を発行しました。FASBは、本ASU案が長期保険契約に関する財務報告の以下の領域を改善すると考えています。

- 将来保険給付の保険負債の測定
- 市場リスクに係る給付
- 年金支払または死亡もしくは他の保険給付を伴う契約に対する追加の負債の測定
- 繰延新契約費(DAC)の償却および減損
- 開示

本改訂案はASC944の適用範囲を変更しません。したがって、ASC944に基づく長期保険契約の会計処理および開示に関するガイダンスの対象である事業体の種類を変更しません。

この提案に対するコメント(デロイトの[コメント](#)を参照)の期限は2016年12月15日でした。本ASU案の主要な規定について、以下で説明しています。本ASU案に関するさらなる情報については、デロイト2016年10月の [Insurance Spotlight](#)をご覧ください。

主要な規定

将来保険給付の保険負債の測定

本改訂案は、伝統的な長期保険契約、短期払込長期保険契約、有配当長期保険契約に対する将来保険給付の保険負債の測定に関連して、多数の変更を導入することになります。これらの変更は、保険会社が負債の当初測定に使用するキャッシュ・フローの前提条件、測定に使用する割引率、キャッシュ・フローおよび割引率の前提条件を更新する頻度、そしてこうした更新に関する会計処理に影響を及ぼすことになります。これらの更新に加えて、有配当生命保険契約の特定の種類に関する会計モデルがアップデートされ、将来保険給付の保険負債を測定するための前提条件の使用について、現行モデルで使用されている前提条件から拡大しています。

他の変更案には以下が含まれます。

- 保険会社は、(1)優良債券の利回りに基づき、(2)負債の継続期間の特徴を反映した割引率を使用して、将来保険給付の保険負債を測定することになります。結論としてAA格付の債券利回りに基づくことになる割引率の算出において、保険会社は、「関連する観察可能なインプットを最大限に使用し、観察不能なインプットを最小限に使用する」ことになります。
- 保険会社は、将来保険給付の保険負債の測定に使用するキャッシュ・フローの前提条件を、年に1回(毎年同じ時期に)、または実績や他の証拠がさらに更新が必要であることを示す場合には年に1回以上の

頻度で、更新することになります。これらの前提条件には、安全割増の引当は含まれません。キャッシュ・フローの前提条件の更新は、遡及的に会計処理され、負債に対する前提条件の変更の影響額は損益計算書に計上されます。

- 保険会社は、割引率の前提条件を年次報告期間と期中報告期間（公開ビジネス事業体においては四半期ごと）の両方において更新することになります。また、保険会社は「直接法(immediate approach)」を使用してキャッシュ・フローの前提条件の更新を会計処理し、負債に対する割引率の前提条件の変更の影響額はOCIに計上されます



掘り下げた検討

モデル案に基づくと、保険会社はキャッシュ・フローの前提条件を遡及ベースで更新し、割引率の前提条件を直接法で更新することになります。したがって、それぞれの前提条件の影響額は分けておく必要があります。

このため、キャッシュ・フローの前提条件の変更の影響額を算出する際に、保険会社は契約開始時の割引率を用いて計算することになります。この計算において、保険会社は、修正後の正味保険料率を再計算するために契約開始以降の実績と更新後の将来キャッシュ・フローの前提条件を使用することになります。修正後の正味保険料率は、(1) 予想給付合計額(契約者配当を含む)の現在価値(契約開始時の割引率に基づく)および費用(新契約費および発生時に費用処理すべきコストを除く)の、(2) 予想総保険料合計額の現在価値に対する比率として計算されます。それから、保険会社は、(1) 新たな正味保険料率を適用して正味保険料の修正後の見積額を計算し、(2) 更新後の将来保険給付の保険負債を計算し、(3) (契約開始時の割引率に基づく)更新後の負債を負債の以前の帳簿価額(過去の割引率変更の影響を含まない)と比較して、当期の損益に累積的キャッチアップ調整を認識します。その後、保険会社は、修正後の正味保険料率を使用して、(前提条件の次回更新までの)将来保険給付の保険負債を未払計上します。ただし、修正後のキャッシュ・フローの前提条件が、将来給付の現在価値および費用が総保険料を超過することを示す場合には、保険会社は、正味保険料が総保険料と等しくなるよう、給付費用を直ちに認識します(つまり、正味保険料率は100%を超えることはできません)。現行の米国GAAPと異なり、修正後の会計モデルは保険料不足テスト(premium deficiency test)を規定していません。

直接法に基づく割引率の更新に関して、保険会社は、(1) 更新後のキャッシュ・フローの前提条件および契約開始時の割引率に基づく負債の現在価値(上記計算の通り)と、(2) 更新後のキャッシュ・フローの前提条件および更新後の割引率に基づく負債の現在価値との差額として、割引率の変更の影響額を計算することになります。それから、保険会社は、割引率の更新時に(つまり当期に)OCIの修正としてこの差額を認識します。ただし、負債の利息の発生計上率は契約発行時に有効であった割引率のままです。

市場リスクに係る給付

本改訂案は、以下の規準の両方を満たす一定の市場リスクに係る給付に関して、新たな会計処理の要求事項を導入することになります。

- a. 契約: 契約者は、ファンドに保険会社が維持する1つまたは複数の特別勘定 (Special Accounts) の投資の選択肢を指図することができる。また、投資のパフォーマンスは、契約手数料および賦課金控除後で、契約者にパススルーされる。特別勘定は、法律上、認識する必要も、保険会社の一般勘定負債から分離する必要もない。
- b. 給付: 保険会社は、保険会社を名目でない資本市場リスク^[1]にさらす、資本市場のマイナスのパフォーマンスから保険契約者を保護する給付を提供する。

具体的には、本改訂案のもとで、

- 保険会社は、市場リスクに係る給付²に対する負債(または場合によっては資産)を当初公正価値で測定することを要求されます。保険会社はその後の公正価値の変動を当期の損益に認識します。ただし、商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動はOCIに認識します。
- 保険会社は、個別に(1)市場リスクに係る給付の帳簿価額を財政状態計算書に表示し、(2)市場リスクに係る給付に関連する公正価値の変動を純利益に表示します。(ただし、商品固有の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の部分については、OCIに計上します。)



掘り下げた検討

審議会は、変額年金商品に関連する最低保証給付の特性に重点を置く一方で、市場リスクに係る給付の新たな定義は、追加の給付や商品を含む可能性があります。本改訂案における結論の根拠では、審議会は、保険会社が提供する他の商品(株価指数連動型年金等)が、変額商品における市場リスクに係る給付に類似する給付を含むかもしれないと認めていますが、これは市場リスクに係る給付の範囲に含まれません。審議会は、変額商品の会計処理の改善が大半の利害関係者の懸念に対処すると考えています。しかしながら、本ASU案による回答者への質問では、市場リスクに係る給付の範囲が適切かどうかに対する利害関係者の見解を求めています。

年金支払または死亡もしくは他の保険給付を伴う契約に対する追加負債の測定

さらに本改訂案は、適格な給付特性の年金支払または死亡もしくは他の保険給付に対する追加負債をどのように算出するかについて、ある点を変更します。本改訂案のもとでは、

- 保険会社は、追加負債の認識が必要であるかを判断するための評価を定期的に(最低でも年1回)実施しなければなりません。
- 年金給付に関して、保険会社は、給付率の分子を、「支払が予想される年金および関連する給付金の増分調整費用を、契約の支払フェーズに適用される優良債券の利回りで割り引いた現在価値から、予想年金支払日に

¹ 本提案は以下の通りとしています。「名目リスク(中略)とは、金額が僅少なリスクまたは発生可能性が低いリスクである。リスクにさらされている正味金額(すなわち、勘定残高、解約返戻金または類似する金額を超過する保証給付金の額)が、資本市場のボラティリティに応じて僅少でない金額を超えて変動する場合に、給付金に名目でない資本市場リスクがあると仮定される。資本市場リスクには、株価リスク、金利リスクおよび為替リスクが含まれる」。

² 長期契約が市場リスクに係る給付を複数含む場合、保険会社はこれらの給付を単一の複合的な市場リスクに係る給付に束ねなければなりません。

おける予想未払勘定残高を差し引いた額として算出します。(中略)契約の支払フェーズに支払われる給付金の現在価値が、予想年金支払日における予想未払勘定残高を超過する額は、契約率で割り引くものとします。給付率の分母を算出するため、保険会社は、契約の積立フェーズの予想評価額の合計を、契約率を用いて割り引きます。

- 予想評価額合計は、(1)市場リスクに係る給付の測定に含まれる評価額を含みませんが、(2)その資産が一般勘定に計上される契約の投資マージン(すなわち、契約者の残高に対する予想投資リターンから当該残高に対する控除額を差し引いた額)を含みます。
- 給付率の上限は100%です。契約存続中のいかなる時点においても、保険会社は、超過支払額の現在価値が評価額の現在価値を超過すると見込んでいる場合には直ちに損失を認識します。
- 実績に基づく前提条件はその後の期間に更新されます。

繰延新契約費

本改訂案は、資産計上に適格な新契約費の種類、またはDACを決定する際の契約の合算レベルを変更していませんが、DACの償却の方法および時期を変更しています。

本改訂案のもとでは、

- DACの大半は、「有効な保険の割引前の金額に比例して」償却されます。保険会社が、関連する契約の予想期間にわたる有効な保険の金額を合理的に見積ることができない場合³、DACは定額法で償却されます⁴。未償却のDAC残高に対して利息は発生しません。
- 保険会社は、将来保険給付の保険負債または関連する契約の残高の算出に使用するものと一致した契約終了または有効契約の前提条件を用いてDACを償却します。
- 保険会社はまた、(1)予想を超過した実績を反映するためにDAC残高を修正し(例えば、予想外の解約。ただし、契約の利益性の変動はDACの修正につながりません)、(2)将来の見積りの変更の影響は、会計上の見積りの変更として将来に向かって処理します(例えば、失効または死亡率の前提条件の変更)。さらに、償却費を算出する際に、保険会社は、予想される将来の契約更改費を実際の発生時まで考慮しません。
- 特定の特徴を持った投資契約を引き受ける保険会社は、「正味契約負債に適用される一定の率でコストを費用として認識する、利息法と一致する会計処理方法で」引き続き当該契約のDACを償却します。
- 本提案に基づき、保険会社はDACについて減損の評価はしません。

³ これには、ユニバーサル生命保険契約または投資契約に該当する場合があります。

⁴ ASC 944-30-35-3の改訂案は、「積立フェーズと支払フェーズのある契約については、支払フェーズは別個の契約として考え(中略)資産計上した新契約費の償却に関して、積立フェーズと結合してはならない」ことを明確化しています。

開示

本改訂案は、将来保険給付の保険負債、契約者勘定残高に対する負債、市場リスクに係る給付、DAC、販売促進、および特別勘定に関して期中と年次ともに財務諸表の開示を拡充することを要求しています。本改訂案は、特定の勘定について、期首残高から期末残高へのロールフォワードの内訳を表形式で開示し、特定のインプット、判断、前提条件および方法に関する定量的・定性的開示や、他の特定の種類の情報を提供することを要求しています。

次のステップ

FASBは、2017年3月15日に本ASU案について検討するための公開ラウンドテーブル会議を開催する予定です。登録情報はFASBのウェブサイトでご覧可能です。

金融商品

ヘッジ

2016年9月、FASBは、ASC815のヘッジ会計の認識および表示に関する要求を改訂するASU案を公表しました。その目的は、(1)当該要求の複雑性を低減し、財務諸表作成者の適用の簡素化を図ること、(2)ヘッジ関係に係る事業体のリスク管理活動を財務報告に一層整合させることにより、財務諸表利用者に伝達する当該リスク管理活動に関する情報の透明性および理解可能性を高めることにあります。

FASBが提案したこの変更は重大ではありますが、構成員は、FASBが維持することを決定した現行ヘッジ会計の側面についても注目する必要があります。本ASU案では、すべてのヘッジ関係が極めて有効 (highly effective) であることを引き続き要求しています。また、事業体は、ヘッジ関係の指定の自発的解除、ヘッジ対象の一定のリスク要素のヘッジ対象リスクへの指定のほか、クリティカル・ターム・マッチ法 (critical-terms-match method) およびショートカット法 (shortcut method) の適用も引き続き可能となります。

FASBは、構成員からのフィードバックを検討後に、本改訂案の発効日を決定する予定です。早期適用については、発効日前の事業年度の期首から認めることを暫定的に決定しています。本ASU案に対するコメント(デロイトのコメントを参照)の期限は2016年11月22日でした。

以下のセクションでは、本ASU案の主要な規定についてまとめています。このASU案の詳しい情報については、デロイトの2016年9月14日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

ヘッジ会計モデルの主な変更案

ヘッジの文書化およびヘッジ有効性の定性的評価

提案されているモデルでは、ヘッジ開始時に、ヘッジ有効性について、当初の将来に向かっての定量的評価を実施することを要求しています(ただし、ショートカット法やクリティカル・ターム・マッチ法など、ヘッジが完全に有効であるとの推定が認められる実務的簡便法のいずれかの適用要件を満たすヘッジ関係を除く)。なお、事業体は通常、この定量的評価を、最初に到来する四半期ごとのヘッジ有効性の評価日まで(すなわち、3カ月以内)に完了させることが必要となります。これ以外に係るヘッジの文書化はすべて、ヘッジ開始時に実施することを引き続き要求しています。事業体は、一定の要件を満たす場合には、事後の将来に向かってのまたは遡及的なヘッジ有効性の評価を、定行的に行うことを選択することができます。ただし、事実および状況の変化により、過去および今後のヘッジ関係が極めて有効で

あると定性的には主張できなくなった場合には、定量的評価に戻らざるを得ない可能性があります。定量的評価の実施が強制となった場合には、その後の期間では、定性的評価を行うことは禁止されます。

非金融項目の予定購入または売却取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

提案されているモデルでは、非金融項目の予定購入または売却取引について、一定の要件を満たす場合には、契約上明示された構成要素に起因するキャッシュ・フローの変動性をヘッジ対象リスクに指定することを認めています。また、適格要件が将来の契約において充足される予定であり、かつ、その他のキャッシュ・フロー・ヘッジの要求事項をすべて満たしている場合には、非金融項目の購入または売却の取決めに関して契約上明示された構成要素に起因するエクスポージャーを、契約期間を超える期間にわたりまたは契約が未だ存在しない時点で、ヘッジすることも認めています。

ヘッジ手段の影響額の認識および表示

当該改訂案では、每期ヘッジ非有効部分を区分して認識するという概念を廃止しています(公正価値ヘッジの経済的非有効部分は、当期の損益に引き続き計上することになります)。

極めて有効な公正価値ヘッジ関係については、ヘッジ手段の公正価値変動の全額(ヘッジ有効性の評価から除外される金額を含む)を、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に当期の損益として計上します。

極めて有効なキャッシュ・フロー・ヘッジ関係については、ヘッジ有効性の評価に用いるヘッジ手段の公正価値の変動は、当初OCIに認識し、ヘッジ対象が損益に影響を与える時点でAOCIから損益に振り替え、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に表示します。ヘッジ有効性の評価から除外した金額は、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に損益として直ちに認識します。また、ヘッジ対象である予定取引の発生可能性が高くはなくなった場合には、これに係る金額をAOCIから直ちに振り替えます。当該金額は、ヘッジ対象である予定取引が発生したならば計上したであろう、ヘッジ対象の損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に当期の損益として表示します。

極めて有効な純投資ヘッジについては、ヘッジ有効性の評価に用いるヘッジ手段の公正価値の変動は、当初OCIの累積為替換算調整額に計上します。当該金額は、ヘッジ対象である純投資が損益に影響を与える時点(すなわち、売却または清算時点)で累積為替換算調整額から振り替え、純投資ヘッジの損益への影響を表示する科目と同一の損益計算書科目に表示します。ヘッジ手段の公正価値変動のうちヘッジ有効性の評価から除外した金額がある場合には、当該金額は損益に直ちに認識します(損益計算書の表示に関する規定はなし)。

金融ヘッジ関係

金融項目のヘッジについて、提案されているモデルでは、次の事項を規定しています。(1)変動金利を持つヘッジ対象の契約上明示された指標金利を金利リスクとして指定することを認める、(2)固定金利商品のヘッジに係る現行のベンチマーク金利の定義を維持する(ただし、矛盾を排除するための軽微な修正を伴う)、(3)米国証券業金融市場協会(SIFMA)のミュニシパル・スワップ・インデックスを認められたベンチマーク金利として指定する。

金利リスクの公正価値ヘッジ

本ASU案では、金利リスクの公正価値ヘッジについて、以下を行うことを認めています。

- 固定金利金融資産または負債のヘッジにおいて、ベンチマーク金利の変動に起因する、利息のキャッシュ・フロー総額のうちベンチマーク金利要素のみを、ヘッジ対象リスクに指定すること。ただし、ヘッジ開始時点で、ヘッジ対象である現在の市場利回りがベンチマーク金利を下回る(すなわち、「サブ・ベンチマーク・ヘッジ」の場合)には、計算上、契約上の利息のキャッシュ・フロー総額を用いることが要求される。
- 期限前償還条項付金融商品について、金利リスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動の計算にあたり、ベンチマーク金利の変動が予定満期前に当該負債商品を決済する判断に与える影響のみを考慮すること。
- ヘッジ対象の期間の一部のみをヘッジ対象リスクに指定し、「想定期間(ヘッジ対象の最初のキャッシュ・フローをもって開始し、最後のキャッシュ・フローをもって終了する)を用いて」、ベンチマーク金利の変動に起因する、ヘッジ対象の公正価値の変動を測定すること。当該ヘッジ対象の想定満期は、ヘッジ対象の最後のキャッシュ・フローの支払期日が到来し、かつ支払義務が生じた当該日となる。

ショートカット法およびクリティカル・ターム・マッチ法

本ASU案では、ショートカット法とクリティカル・ターム・マッチ法のいずれも引き続き維持しており、またこれらの手法の適用に関して新たな緩和を行っています。ASU案では、ショートカット法に係る会計上の要求を改訂し、後にショートカット法の適用が適切ではなかったかはや適切ではなくなったと判断された場合にヘッジ有効性の評価およびヘッジの成果の測定に用いる定量的方法(ロング・ホール法)を、ヘッジ関係の開始時点で明記しておくことを認めています。また、本ASU案では、一部期間の公正価値ヘッジがショートカット法の要件を満たすように、ショートカット法の一定の要件を改訂しています。

さらに、本ASU案では、クリティカル・ターム・マッチ法を予定取引グループのキャッシュ・フロー・ヘッジに適用できるケースを拡大しています。クリティカル・ターム・マッチ法の他の要件をすべて満たしており、予定取引がヘッジ手段であるデリバティブの満期の31日以内に発生する場合には、当該ヘッジは、クリティカル・ターム・マッチ法の要件を満たすことになります。

開示要求

本ASU案では新たな開示要求を追加し、現行要求を改訂しています。また、開示要求をヘッジ会計モデルの変更案と整合させるよう、ヘッジの非有効部分の金額の開示に関する要求を削除しています。また、以下の開示を行うことを要求しています。

- 次の事項を表形式で開示(1)ヘッジの影響を受ける収益および費用の科目ごとの、財務業績報告書上報告される金額合計、(2)これらの科目に対するヘッジの影響
- 公正価値ヘッジのヘッジ対象に指定され、かつ同ヘッジ対象として適格な項目の帳簿価額およびベース・アジャストメント累計額についての開示
- 次の事項を説明する定性的開示(1)ヘッジの目的および戦略の策定にあたり設定した定量的なヘッジ目標(該当ある場合)、(2)当該目標の達成の是非

これらの開示は、財政状態計算書および財務業績報告書を開示する年次および期中報告期間ごとに要求されることになります。

適用および経過措置

事業体は、本ASU案の規定の適用にあたり、適用日時点で存在するヘッジ関係に修正遡及アプローチを用いることとなります。適用後は、すべての期中報告期間および年次報告期間において、新たな会計および表示モデルの適用を開始するとともに、改訂後の新たな開示を行うこととなります。

また、適用事業年度の年次および各期中報告期間において、ASC250が要求する(1)会計原則を変更した旨およびその理由、(2)当該変更が適用日現在の資本または純資産の構成要素に与える累積的影響額の開示も必要となります。

さらに本ASU案では、次に関する説明も行っています。(1)金利リスクの公正価値ヘッジの会計処理の移行に関する具体的な留意事項、(2)移行時に1回限り選択が認められる、既存のヘッジ関係に係る文書の変更、および定性的評価に関するガイダンスおよびショートカット法の利用、(3)移行時に1回限り選択が認められる、既存の一定のキャッシュ・フロー・ヘッジ関係について、契約上明示された金利(変動金利商品の場合)または契約上明示された構成要素(非金融項目の予定購入または売却取引の場合)の指定を認める当該改訂の利用。

負債および資本一時的を絞った改善

背景

FASBは、2014年に、金融商品の負債または資本への分類に関するガイダンスの改善に的を絞った検討を行うプロジェクトを、テクニカル・アジェンダに追加しました。このプロジェクトの目的は、負債と資本の区分に関する現行の米国GAAPのガイダンスを簡素化することでした。現行ガイダンスは、多数の複雑なルールの適用を必要とするため、誤謬や修正再表示の最も一般的な発生原因の1つとなっています。

しかしFASBは、的を絞った改善ではこのトピックに係る広範囲の問題に十分に対処できないと判断し、その後2016年2月に、当該プロジェクトを全面的に取り止めることを暫定的に決定しました。代わりにFASBは、関連する問題を総合的に調査することを目的とした負債と資本の区分に関する包括的プロジェクトの再開の是非についてフィードバックを求めることを決定し、当該プロジェクトの開始の是非を判断すべく、2016年8月にコメント募集を公表しました。その結果、FASBは、2つの限られた問題に的を絞った改善を進めることを決定し、2016年12月にASU案を発行しました。

この変更案により影響を受けるのは、米国GAAPのガイダンスのうち以下に関するものです。

- ・ 「ダウンラウンド」条項付金融商品の会計処理
- ・ ACS480-10における一定の保留中の内容の無期限延期

ダウンラウンド条項

背景

ダウンラウンド条項とは、株式連動型金融商品(例えば、独立の新株予約権契約、または主契約の債務もしくは資本に組み込まれた株式転換特性)において、事業体が当該商品の行使価格より低い価格で持分株式を発行(または当該商品の行使価格より低い行使価格を持つ株式連動型金融商品を発行)した場合に、当該商品の行使価格(または転換価格)が下方調整されるトリガーとなる規定です。

金融商品

この特性の目的は、当該商品の相手先を将来のより有利な価格での持分株式発行から保護することです。

現行の米国GAAPでは、ダウンラウンド条項を含む契約(または組み込まれた株式転換特性)は資本に該当しません。これは、そのような取決めが存在すると、ASC815-40-15に基づき事業体自身の株式を指標としているという結論にはならないためです(ASC815-40-55-33および55-34の解説の通り)。この結果、ダウンラウンド条項を含む契約および特性は、株主持分を指標として株主持分に分類される契約に関する、ASC815-10のデリバティブの会計処理の適用範囲の例外には現時点では該当しません。したがって、ダウンラウンド特性を有し、かつデリバティブ(純額決済を含む)の定義に該当する事業体自身の資本に係る独立の契約は、公正価値で測定し、公正価値の変動を損益に認識する会計処理を行います。同様に、ダウンラウンド条項付の事業体自身の資本に組み込まれた特性がASC815-15の分離の要件に該当する場合には、当該特性を分離してデリバティブ商品として公正価値で会計処理することが必要となります。

変更案

この変更案は、ダウンラウンド特性を有する金融商品(例えば、新株予約権または転換商品)の発行体に適用されることとなります。具体的には、この適用範囲から除外されるのは、(1)公正価値で測定し公正価値の変動を損益に認識する処理を行う、独立の金融商品および組込転換オプション(例えば、ASC815の範囲に含まれる独立のデリバティブ商品および分離した組込デリバティブ商品、ASC825-10の公正価値オプションを選択した発行体の債務)、(2)負債と資本要素に分離した転換負債商品(例えば、ASC470-20に準拠した、受益転換特性または現金転換特性を有する転換債務)です。

この暫定的なアプローチでは、ダウンラウンド条項の存在は、当該条項を含む金融商品または特性が事業体自身の株式を指標としていると事業体が結論付けることを妨げません。例えば、事業体自身の普通株式を取得する権利を相手先に付与する独立の新株予約権をASC 815-40のもとで負債または資本として分類することを要求されるかどうかを評価する際、ダウンラウンド特性の存在は、当該分析に影響を及ぼしません。新株予約権が資本への分類条件を満たす場合には、当該予約権は資本に分類することとなります。同様に、主契約である債務に組み込まれた転換特性がASC815-15に従い組込デリバティブとして分離が必要かの分析において、ダウンラウンド条項の存在が、当該契約が事業体自身の株式を指標として株主持分に分類される契約に関するASC 815-10-15-74の適用範囲の例外に該当しない理由にはなりません。

金融商品がダウンラウンド特性を有していても資本への分類から明確に除外されなくなった一方、当該金融商品は別の理由で、資本への分類条件に該当しない可能性があります(例えば、発行体が当該契約を現金で純額決済することが強制され得る場合)。このASU案により、金融商品の負債または資本への分類は、ダウンラウンド特性による影響を受けないこととなります。代わりに、「引き金を引いた」(すなわち、事業体が行使価格を下回る価格で株式を発行した)場合に限り、ダウンラウンド特性は会計処理に影響を与えます。事業体は、ダウンラウンド特性の引き金を引き、価格調整が生じた場合には、商品の保有者に移転される価値を算出することとなります。事業体は、「ウィズ・アンド・ウィズアウト法」を使用し、ASC820の公正価値測定ガイダンスに従ってこの価値を算出します。この方法のもとでは、当該特性がある場合と当該特性がない場合に当該商品が有する公正価値が比較されることとなります。

また、ダウンラウンド調整の会計処理は、ダウンラウンド調整を含む商品が資本と負債のどちらに分類されるかによって異なります。



掘り下げた検討

現行の米国GAAPに従った場合、ダウンラウンドに係る保護は、公正価値の変動を損益に認識する負債商品として会計処理することが多くなります。この変更案により、負債に分類され、その結果公正価値で会計処理する金融商品は、減少することが予想されます。ただし、他の条件の存在により、多くの金融商品や組込特性が資本への分類から除外されるため(例えば、条件付償還可能優先株式の新株予約権)、これらについてはこの変更案の影響を受けません。

また、(例えば、ASC946に基づき)金融商品を公正価値で表示している事業体は、この変更による影響をほとんど受けないと考えられます。

開示

本ASU案のもとで、事業体は以下の開示を要求されることになります。

- a. [ダウンラウンド]特性の引き金が引かれたという事実
- b. ダウンラウンド特性の引き金がひかれたことの影響額
- c. 当該影響額が計上されている財務諸表の科目

発効日および経過措置

FASBは、最終ガイダンスの発効日をこの提案に対するコメント期間の終了後に決定する予定です。この変更の累積的影響額は、適用した期間の利益剰余金の期首残高の修正として認識されることになります。

ASC480に基づく無期限の延期の削除

ASC 480-10の移行ガイダンスは、特定の商品および事業体(すなわち、SEC登録会社でない非公開事業体の特定の強制償還可能な金融商品および特定の強制償還可能な非支配持分)に対する一部の規定の適用を無期限に延期しています。したがって、ASC 480-10-25はかかる商品が負債として分類されるべきであると示唆しているにもかかわらず、これらは米国GAAPのもとで資本として適格となる可能性があります。

ASC 480-10 では、強制償還可能な金融商品は負債に分類することを発行体に要求していますが、上記の無期限の延期により、この要求はASCにおいて「保留中の内容」(pending content)とされており、ASC480-10-65の移行ガイダンスでは、当該要求の発効日が規定されていません。このため、このガイダンス案における経過措置は、影響を受ける事業体および金融商品に対して、ASC480-10のガイダンスの一部につき適用範囲の例外を実質的に提供していることになります。

さらなる情報については、デロイトの2016年12月8日付の本提案に関する[Heads Up](#)をご参照ください。

償還可能負債証券の購入に関連する利息収益の会計処理

背景およびASU案の主要な規定

2016年9月、FASBは、プレミアム価格で購入した償還可能負債証券に係る償却期間を改訂するASU案を公表し、パブリックコメントの募集を行いました。このASU案では、当該証券に係る償却期間を、最も早い償還可能日までの期間に短縮しています。

現行の米国GAAPでは、償還可能負債証券のプレミアム部分は、通常、当該商品の契約期間(満期日まで)にわたり利回りの調整として償却します。

このため、元本の早期償還については考慮せず、未償却のプレミアム部分は、プレミアム価格で購入した償還可能負債証券の債務者が償還権を行使した時点で、損失として損益に計上します。

FASBのこの改訂案では、プレミアム部分を最も早い償還可能日までの期間に償却することを求めています。償還可能負債証券の割引部分の償却については従来の会計処理を維持しています(すなわち、割引部分は引き続き満期までの期間で償却)。

構成員は、現行ガイダンスでは、(1)プレミアム部分の償却は基礎となる取引の経済性を反映しておらず、かつ(2)米国における証券のプライシング・モデルには償還権に係る考慮が含まれていることを指摘しています。また、投資家は通常、証券がプレミアム価格で取引されている場合には、償還可能日までのプライシングを行っています。

本ASU案では、この改訂により、「プレミアムおよび割引部分の償却期間を、基礎となる証券に関して市場のプライシングに織り込まれている予想に一層密接に整合させることになる。」としています。

本ASU案に対するコメントの期限は2016年11月28日でした。さらなる情報については、デロイトの2016年9月23日付の[Heads Up](#)をご参照ください。

発効日および経過措置

FASBは、本ASU案に対する関係者からのフィードバックを検討後に、最終ガイダンスの発効日を決定する予定です。

このガイダンスの適用にあたっては、修正遡及アプローチ(ガイダンスが発効する最初の報告期間の期首時点の利益剰余金に累積的影響額を認識する方法)を用いることになります。また、最終基準を適用した期に、当該会計原則の変更に関する開示を行うことも要求されます。

貸借対照表上の債務の分類の簡素化

背景

2017年1月、FASBは、貸借対照表上の債務の分類(流動または非流動)を簡素化するASU案を発行しました。ASC470-10の現行ガイダンスは、個別に異なるルールと例外の集合から構成されており、どれを適用するかは債務の契約条件、債務の決済および借換え時期に関する経営者の予想、ならびに一定の貸借対照表日後の事象に応じて異なるものとなっています。このASU案の目的は、財務諸表利用者に提供する情報の有用性を維持または改善すると同時に、当該ガイダンスの適用に係るコストや複雑性を軽減することにあります。

原則主義のアプローチ

FASBが提案したアプローチにより、分類貸借対照表上の債務契約の流動または非流動への分類の決定に関して、現行の個別に異なるガイダンスが、統一的な原則に置き換えられることになります。具体的には、財務報告日現在、以下の要件のいずれかを満たす場合、債務契約を非流動に分類することになります⁵。

- ・ 「負債の契約上の決済期日が、貸借対照表日後1年(または営業循環期間が1年超の場合には営業循環期間)より後に到来する。」
- ・ 「事業体が負債の決済を、貸借対照表後少なくとも1年(または営業循環期間が1年超の場合には営業循環期間)繰り延べる契約上の権利を有している。」

⁵ 2015年1月28日開催会合の暫定的決定に関するFASBの[サマリー](#)から引用

この分類の原則の例外として、貸借対照表日現在、財務制限条項違反の結果12カ月以内に決済期日が到来する債務について、債務者が貸借対照表日後に一定の条件を満たす免除を受ける場合には、当該債務は非流動に分類します(下記の「[財務制限条項違反](#)」をご参照ください。)

適用範囲

FASBは、ASC470-10の貸借対照表における分類のガイダンスは、非転換債務契約だけではなく、転換債務やASC480-10に基づき負債に分類される強制償還金融商品にも適用されることを明確にすることを提案しています。

長期ベースでの借換えが予想される短期債務

現行ガイダンスでは、事業体が財務報告日後に長期ベースで短期債務の借換えを行う意思と能力を有していることが、貸借対照表後の長期債務、持分証券、または一定の条件を満たす借換契約の発行により明らかである場合には、財務報告日現在、当該債務を非流動負債に分類することを要求しています。一方、暫定的アプローチでは、当該短期債務を流動負債に分類することを求めています。これは、財務報告日後の債務の借換えを、財務報告日現在の貸借対照表に遡及的に反映すべきではない、新たな取引と見なしているためです。

主観的な返済期日繰上条項および借入財務制限条項

現行の米国GAAPにおける長期債務の分類は、当該債務が、(例えば、経常的な損失や流動性の問題のため)行使される可能性の高い主観的な返済期日繰上条項(SAC)の対象となっているかにある程度左右されます。一方、FASBの暫定的アプローチでは、長期債務に含まれるSACや財務制限条項が長期債務の分類に影響を与えるのは、当該条項が行使されたかそれに違反した場合に限られます。この場合、当該SACまたは財務制限条項に関する開示を行うことが要求されます。



掘り下げた検討

このFASBのアプローチ案に従った場合、現在は非流動に分類している負債の一部は流動に分類することになると考えられます(その逆も同様)。例えば、当該短期債務の借換えに関する取扱いの変更案により、事業体は、財務報告日後かつ財務諸表発行前の期間における借換の事象を考慮することができなくなり、当該債務は財務報告日現在、流動負債に分類することになります。事業体は、借換計画の時期や短期債務の分類に与える潜在的影響について、検討する必要があります。

財務制限条項違反

現行ガイダンスでは、債務者の借入財務制限条項違反を理由に、債権者が財務報告日現在、長期債務の返済を要求できるケースにおいて、債務者が財務諸表の発行日 前に財務制限条項の免除を得ており、かつ他の一定の条件を満たす場合には、当該債務は非流動に分類します。FASBの暫定的アプローチでは、同様のガイダンスを引き続き維持する一方、免除の結果、長期債務は消滅したものとして会計処理を行う場合、当該債務は流動に分類することになります。債務の消滅の会計処理を行うことにより当該債務は新たに発行した金融商品として扱われ、債権者は貸借対照表日時点で返済を要求できることから、当初の債務は貸借対照表日現在、流動負債に分類することになります。

また、アプローチ案に基づくと、事業体は、当該免除の対象ではないその他の条項への違反が、報告日後12カ月以内に発生する可能性が高いかどうかを評価することを引き続き要求されます。当該可能性が高い場合には、関連する債務を流動に分類することが要求されます。

表示および開示

FASBのアプローチ案では、借入財務制限条項免除の例外に基づき非流動に分類した債務は、貸借対照表上区分して表示します。また前述のとおり、このアプローチ案では、借入財務制限条項およびSACに違反またはそれが行使された場合には、当該財務制限条項およびSACに関する情報の開示が要求されます。

発効日および経過措置

FASBは、本ASU案に対するフィードバックを検討後に、発効日を決定する予定です。当該アプローチ案は、最終化後に、発効日時点で存在する債務に将来に向かって適用されます。早期適用も認められます。

次のステップ

本ASU案に対するコメントの期限は2017年5月5日です。

非金融資産の部分的売却の会計処理

背景

2016年6月、FASBはASU案を公表しました。これは、FASBが非金融資産の認識の中止に関して近年設定したガイダンス(ASC610-20)の適用範囲および非金融資産の部分的売却の会計処理を明確にするものです。このガイダンス案は、(1)「実質的な非金融資産」の用語の意味が、FASBの新たな収益基準で定義されておらず不明確である、(2)非金融資産のガイダンスの適用範囲が複雑で、部分的売却取引の会計処理方法や企業が適用すべきモデルが特定されていない、という関係者からのフィードバックに応えたものです。このASU案により、非金融資産の認識の中止のガイダンスと、ASC606の収益取引に関するモデルが整合することになります。当該ガイダンス案に対するコメントの期限は2016年8月5日でした。FASBは受領したコメントについて分析中です。

本ASU案では、すべての非金融資産および実質的な非金融資産の認識の中止に、ASC610-20のガイダンスを適用することを求めています。実質的な資産の概念はASC360-20に存在していましたが、このガイダンスは不動産以外の取引には適用されていません。このためFASBは、ASCマスター用語集に、実質的な非金融資産に係る以下の定義を追加することを提案しています。

報告事業体の資産であって、以下のいずれかに該当するもの。

- a. 相手先に約束した(認識済みおよび未認識の)資産の公正価値のほとんどすべてが非金融資産に集中している契約
- b. 連結子会社の(認識済みおよび未認識の)資産の公正価値のほとんどすべてが非金融資産に集中している当該子会社

以下は実質的な非金融資産には含まれない。

- a. 事業または非営利活動である資産グループまたは子会社
- b. 投資一負債証券に係るトピック320、投資一持分証券に係るトピック321、投資一持分法およびジョイント・ベンチャーに係るトピック323、またはその他の投資に係るトピック325の適用範囲で会計処理を行っている報告事業体の投資(その投資の基礎となる資産が実質的な非金融資産と見なされるかは問わない)



掘り下げた検討

事業または非営利活動が実質的な非金融資産に該当しないことを明確化した背景には、事業の定義を明確化しかつ狭めて、事業と見なされる不動産取引の数を減少させる可能性の高い、他のASU案の存在があります。

さらに、そのような取引は重要な金融資産（投資、現金、未収保険料など）を含んでいる可能性が高いため、ASC610-20の非金融資産の認識の中止に係るガイダンスの適用範囲には該当しないと考えられます。

発効日および経過措置

この新たなガイダンスの発効日と経過措置は、ASU2015-14（新たな収益基準の発効日を1年延期し、限定的に早期適用を認める）により改訂された新たな収益基準の要求と整合します。ただし、ASC610-20の適用にあたっては、ASC606の適用時に用いる移行アプローチとは異なるアプローチの利用が認められます（例えば、ASC610-20の適用時には修正遡及アプローチが、ASC606の適用時には完全遡及アプローチの利用が認められます）。異なる手法を利用する場合には、ASC606が要求する移行の手法について開示を行い、ASC610-20の適用時に用いた手法を示す必要があります。

詳しい情報については、デロイトの2016年6月14日付 [Heads Up](#) をご参照ください。

株式ベース報酬および従業員給付

非従業員株式ベース支払に係る会計処理の改善

背景

2015年12月、FASBは、非従業員株式ベース支払の取決めに係る会計処理を改善するプロジェクトを、アジェンダに追加することを決定しました。FASBが以前、株式ベース支払の簡素化に係る最初のプロジェクトについて審議した際に、非従業員に係るモデルを改善するには広範囲の変更が必要となり、他の簡素化プロジェクトよりも完了により長い時間を要する可能性があるとして判断していました。このため、FASBは、非従業員株式ベース支払に係る会計処理については、別個のプロジェクトに移して再検討を行う必要があると結論付けています。

暫定的な決定

2016年5月、FASBは、ASC718の適用範囲を拡大して、非従業員からの財貨およびサービス双方の取得に係るすべての株式ベース支払の取決めを含めることを暫定的に決定しました。このFASBの暫定的決定により、ASC718の分類および測定ガイダンスを、非従業員株式ベース支払にも適用することが求められます。例えば、非従業員に付与するストック・オプションまたは類似の商品の公正価値の測定に、予想期間を用いることが必要となります。また、非公開事業体の場合には、一定の実務的簡便法を利用することが認められます（①一定の非従業員報奨の測定に計算上の価値を利用、②負債に分類される非従業員報奨の測定に本源的価値を利用など）。また、ASC718の適用範囲に当初から含まれていた非従業員株式ベース支払の分類および測定には、（非従業員報奨の権利確定後も）ASC718が引き続き適用されます（ただし、業績確定後に報奨を変更する場合を除く）。

一方、FASBは、非従業員株式ベース支払に係るコストの帰属については、あたかも発行体が財貨またはサービスに対して現金を支払ったかのように、引き続き他の適用可能な会計文献に従い会計処理を行うことを暫定的に決定しています。



掘り下げた検討

財貨またはサービスに対して発行した非従業員株式ベース支払は、ASC505-50に従い会計処理を行います。ASC505-50のガイダンスは、(1)測定日の決定、(2)業績条件の会計処理、(3)非公開事業体の実務的簡便法の利用可否、(4)権利確定後の報奨の分類などにおいて、ASC718と大幅に異なるものとなっています。このプロジェクトの暫定的決定は当該ガイダンスと一致するものです。

経過措置

FASBは、適用時点の非従業員報奨の残高について、修正遡及移行アプローチ(累積的影響額の調整を利益剰余金で行う方法)の適用を通常求めることを暫定的に決定しました。ただし、非公開会社に対して、一定の非従業員報奨の測定に計算上の価値の使用を認めるにあたっては、適用日後に公正価値で測定するすべての非従業員報奨について将来に向かって適用する方法を用いる必要があることを暫定的に決定しています。

開示

適用年度(またはこれに係る期中報告期間)にこの会計原則の変更が損益計算書に与える影響を明記した開示を行うことを除き、FASBは、会計原則の変更に関するASC250の開示要求を適用する必要があることを暫定的に決定しました。

最後にFASBは、非従業員報奨に関する開示要求はASC718の開示要求と整合している必要があること、およびASC718の開示要求を修正する必要はないことを暫定的に決定しました。

次のステップ

FASBのスタッフは、本ASU案の草案に対するフィードバックを募集中です。

従業員給付制度のマスター・トラストに係る報告(EITF第16-B号)

多くの従業員給付制度は、マスター・トラストに対する投資を行っています。マスター・トラストでは、規制金融機関が、制度資産や同一の雇用主または共通支配下にある雇用主グループが運営する他の制度の資産の受託会社または保管会社を務めています。マスター・トラストに持分を有する確定拠出型年金制度が一般的になっていることから、当該信託に係る表示および開示に関して新たなガイダンスが必要となっています。

2016年7月、FASBはASU案を公表しました。これは、マスター・トラストに対する投資を有している従業員給付制度に関する表示および開示のガイダンスを改善することを狙いとしています。このASU案では、従業員給付制度のマスター・トラストに関する報告に関連して、以下の小論点を扱っています。

- ・ *制度の財務諸表におけるマスター・トラストの残高および増減についての開示*—従業員給付制度がマスター・トラストに対する投資を有している場合、同制度は、マスター・トラストに対する持分の残高および増減を、財務諸表の本文および注記に開示しなければならない。しかし、この表示に関する指針が米国GAAP内で一貫しておらず、このため、給付利用可能純資産計算書および純資産変動計算書のいずれにおいても、マスター・トラストの残高および増減の表示に実務上の多様性が生じている。この多様性を排除するため、ASU案

では、マスター・トラストに対する持分の残高合計とその増減を、給付利用可能純資産計算書および純資産変動計算書に単一の科目で表示することを要求している。

- **分割持分を有する制度に関する開示**—ASU案では、マスター・トラストに対する分割持分を有する制度に対して、マスター・トラストに対する投資残高一覧(投資の一般的種類別)、および制度ごとの当該投資残高に対する持分のドル建額(投資の種類別)の双方の開示を義務付ける。
- **投資関連の経過勘定の開示**—ASU案では、制度に対して、マスター・トラストに係るその他の投資関連資産・負債の残高、および当該残高に対する制度ごとの持分のドル建額の開示を義務付ける。
- **401(h)勘定の投資の開示**—401(h)制度とは、事業体の確定給付制度資産を通じて積み立てた資産の保有が認められた退職後給付制度である。ASU案では、医療福祉制度における401(h)勘定の資産の開示義務を廃止し、代わりに、当該勘定資産の開示が関係している確定給付制度の名称の開示を義務付ける。
- **ASCトピック間の整合性**—現行の米国GAAPでは、給付制度に関するガイダンスはASCトピック960、962および965に存在しており、これらは(ASC965を除き)マスター・トラストに関するガイダンスも規定している。ASU案では、これらのASCトピックに含まれるガイダンスの整合性を必要に応じて図る。

このASU案による改訂は、すべての表示期間に遡及適用されます。また、本ASUを最初に適用した期間および年次報告期間に、会計原則を変更した旨およびその理由を開示することになります。本ASU案に対するコメントの期限は2016年9月26日でした。

純期間年金費用および純期間退職後給付費用の表示の改善

2016年1月に、FASBは簡素化の取組みの一環として純期間給付費用の表示に係るASU案を発行しました。本ガイダンス案のもとでは、事業体は、(1)当期勤務コストの要素を他の純給付コストの要素から分離し、損益計算書上、関連する従業員の他の当期の報酬コストと併せて表示すること、(2)純給付コストの残りの要素は損益計算書の営業損益以外のいずれかに表示すること(営業損益を小計表示する場合)を事業体に要求することになります。

また、本ASU案では、勤務コスト要素および純給付コストの他の要素に関する損益計算書上の表示の変更について遡及適用を要求しています。事業体は、本ASUを最初に適用した期間および年次報告期間に、会計原則を変更した旨および理由を開示することになります。

FASBは、本ASU案に対して35通を超えるコメント・レター(コメントの期限:2016年4月25日)を、多様な回答者(財務諸表作成者、利用者、専門家および業界団体、ならびに会計事務所を含む)から受領しています。2016年8月24日の会合において、FASBは、受領したコメントの要約について議論を行い、スタッフに本ASU案の特定の部分について調査を行うよう指示しています。詳しい情報については、デロイトの2016年1月28日付[Heads Up](#)をご参照ください。

政府援助に関するビジネス事業体の開示

背景およびガイダンス案の主要な規定

2015年11月、FASBは、ASU案を公表し、パブリックコメントの募集を行いました。このASU案は、事業が受けた政府の援助に関して具体的な開示を求めることにより、財務報告の透明性を向上させることが目的です。政府援助の取決めとは、政府が事業体に価値を与える法的に強制可能な取決めです（例えば、補助金、債務保証、税制上の優遇措置）。この開示要求案の目的は、(1)政府援助の内容、(2)政府援助に関する会計方針、(3)政府援助が財務諸表に与える影響、(4)政府援助の取決めの重要な条件について、財務諸表利用者がより判断し易いようにすることにあります。

現行の米国GAAPには、ビジネス事業体が受けた政府援助に関する認識、測定、および開示に関して明確なガイダンスは存在していません。このため、政府援助の取決めに関するビジネス事業体の会計処理や情報開示の方法に実務上の多様性が生じています。

このASU案では、政府援助の取決めに関する以下の情報を年次財務諸表に開示することを求めています。

1. 当該取決めの内容(重要なカテゴリーに関する全般的説明、および政府援助の会計処理に適用した関連する会計方針または方法など)に関する情報
2. 政府援助が影響を及ぼす貸借対照表および損益計算書の科目、および各科目の金額
3. 当該取決めの重要な条件(コミットメントおよび偶発事象など)
4. 実務上不可能でない限り、受領したが財務諸表に直接認識していない政府援助の金額。この受領したが認識していない政府援助の金額としては、企業が受領した価値のうち財務諸表のいずれの科目にも直接計上していない金額(例えば、債務保証の便益、市場金利を下回る金利の借入金からの便益、軽減された税金や他の費用からの便益)が挙げられる。

この開示により、財務諸表利用者は、政府援助が企業体の財務業績や将来キャッシュ・フローの予測に与える影響に関する情報を得るとともに、政府援助の内容についてより判断がし易くなります。

この改訂案は、「価値を受領するために政府と法的に強制可能な取決め」を締結した事業体(ASC958の適用範囲に含まれる非営利事業体、従業員給付制度、およびASC740の適用範囲の政府援助の取決めを締結した事業体を除く)に適用されます。ただし当該規定は、政府が、(1)「事業体と政府間の特定の取決めなしに広く利用可能な、該当する適格要件を事業体が充足していることのみをもって、当該事業体に対して裁量性のない水準の援助を行うことが法的に要求される」取引、(2)「事業体の単なる一顧客である」取引には適用されません。

発効日および経過措置

FASBは、本ASUに対する関係者からのフィードバックを検討後に、発効日を決定する予定です。このガイダンスは、将来に向かって適用することになりますが、遡及適用も認められます。

再審議および次のステップ

2016年2月10日のコメント・レターの期限後、FASBは、再審議を行い、構成員からのコメントについて議論しました。2016年6月8日の会合における審議会による再審議の結果として達した暫定的な決定は、上記に反映済みです。

FASBは、最終ASU公表前の今後の会合で、再審議を継続する予定です。

開示フレームワーク

背景

2012年7月、FASBは、財務諸表の開示を「一段と効果的、有機的で、無駄を省いた」ものにするためのフレームワークを策定するプロジェクトの一環として、[ディスカッション・ペーパー](#)を公表しました。このディスカッション・ペーパーは、財務諸表の注記の要改善点を識別し、それらの改善が可能となる方法を模索しています。FASBはその後、開示要求の評価に関する「FASBの決定プロセス」と「事業体の決定プロセス」を区別することを決定しました。

FASBの決定プロセス

概要

2014年3月、FASBは、パブリックコメントを求めるために、財務報告のための審議会の概念フレームワークに新しい章を追加する[概念基準書案](#)を公表しました。この概念書案は、財務諸表の注記でどのような開示が要求されるべきかを決定するために審議会およびそのスタッフが使用すべき決定プロセスを提案しています。この提案の公表におけるFASBの目的は、報告事業体が財務諸表の利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することを確実にすることにより、当該開示の有効性を改善することです。詳細については、デロイトの2014年3月6日付[Heads Up](#)をご参照ください。

2015年2月、FASBは、コーディフィケーションの各サブトピックの開示セクションは(1)事業体が開示要求を遵守するにあたりASC 235の改訂案において説明されている通りに重要性を適用すべきである旨を述べ、(2)どのような開示が必要とされているかを事業体が判断するにあたり裁量の行使を妨げる文言(例えば、「最低でも提供しなければならない」)を含まないことを暫定的に決定しました。

アウトリーチ活動からのフィードバックに対応し、重要でない開示の省略に関する現行実務とFASBのASU案(下記の「[事業体の決定プロセス](#)」におけるASU案に関する説明を参照)の双方の整合性を維持するために、FASBは2015年9月に、概念基準書第8号における重要性の定義を修正する[提案](#)を公表しました。当該修正案は、概念基準書第8号における従前の重要性に関する議論を、米国連邦最高裁判所による定義に置き換えることとなります。さらなる情報については、デロイトの2015年9月28日付[Heads Up](#)をご参照ください。

概念基準書第8号の変更案に対するコメントは、FASBに提出されています。

事業体の決定プロセス

上記で説明した通り、2015年9月にFASBは、コーディフィケーションを改訂し重要でない情報に関する開示の省略は会計上の記載誤りでないことを明らかにするASU案を発行しました。FASBによる開示の有効性に係る取組みの一部である当該案は、重要性とは、定量的・定性的な開示を全体としての財務諸表との関連において個別におよび集約して評価するために適用される法律上の概念であると述べています。詳細情報については、デロイトの2015年9月28日付*Heads Up*をご参照ください。

本ASU案に対するコメントは、FASBに提出されています。

次のステップ

FASBは、コメント・レターで提起された懸念に関して再審議を継続するとともに、アウトリーチ活動の結果として受け取ったフィードバックをレビューする予定であり、これにはコーディフィケーションの様々なトピックに対する事業体の決定プロセスをテストすることが含まれます。最終の概念基準書は、アウトリーチプロセスの完了後に発行される見込みです。

トピック固有の開示レビュー

ガイダンスの改訂を提案することに加えて、FASBのスタッフは、適切な財務諸表開示の決定において「(事業体の)自由裁量の適切な使用をさらに促進する⁶⁾」方法を分析しています。FASBは、トピック固有の修正を検討するにあたり、事業体の決定プロセスとFASBの決定プロセスの両方において当該概念を適用しています。FASBはコーディフィケーションの以下のトピックの開示要求に関して暫定的な決定に達しました。

- ASC 820(公正価値測定)
- ASC 740(法人所得税)
- ASC 715-20(確定給付制度)

開示要求の変更案は、以下に説明されている通りです。

公正価値測定

開示の目的

2015年12月、FASBは、公正価値測定の開示に関するASC820の要求を改訂するASU案を公表し、パブリックコメントの募集を行いました。これは、ASC820に以下の目的を追加し、財務諸表作成者が開示要求に準拠して独自の判断を行使するよう促すことが狙いです。

このサブトピックの開示要求の目的は、以下のすべての情報を財務諸表利用者に提供することである。

- a. 報告事業体が行う判断および前提条件を含め、公正価値の測定に到達するために報告事業体が利用する評価技法およびインプット
- b. 公正価値の変動が財務諸表において報告される金額に及ぼす影響
- c. 報告日現在のレベル3の資産および負債の公正価値測定における不確実性
- d. 公正価値測定が期間ごとにどのように変動するか

⁶⁾ FASBのウェブサイト「開示フレームワークについて知っておくべきこと」から引用。

さらに、本ASU案は、下記のとおりASC 820の公正価値の開示要求に係る変更(すなわち、削除、修正、および追加)を行っています。

削除および修正される開示要求

レベル間の振替の時期に関する方針およびレベル1とレベル2の間における振替

本ASU案では、公正価値ヒエラルキーのレベル間における振替の時期に関する方針を事業体が開示するというASC 820-10-50-2Cの要求を削除しています。事業体は、かかる振替の時期に関する一貫した方針を持つことを依然として要求されます。また、レベル1とレベル2の間で振り替えられた金額およびその対応する理由を個別に開示する要求も削除しています。

レベル3の公正価値測定

レベル3の公正価値測定に関する開示要求は、以下の通り改訂されています。

- **評価プロセス**—本ASU案では、レベル3の公正価値測定に係る評価プロセスを事業体が開示するというASC 820-10-50-2(f)の要求(および関連するASC 820-10-55-105の適用ガイダンス)を削除する。



掘り下げた検討

ASC 820-10-50-2(f)の開示要求の削除は、結果として米国GAAPとIFRSの間の乖離につながると考えられます。当該規定は、IASBの専門家パネルの提言に基づいてFASBとIASBの共同発行基準に追加されました。同パネルは、当該開示は財務諸表の利用者が事業体による公正価値の見積りの質を理解する助けとなり、経営者の見積りへのより大きな信頼を投資家に与えると説明していました。当該規定はFASBの概念基準書案と矛盾していることから、FASBはこれを削除することを提案しました。FASBは、内部統制手続の開示は財務諸表の注記の目的に含まれず、米国GAAPにおけるその他のトピックのもとで要求されないことを明らかにしました。

この規定の削除は、評価プロセスに係る内部統制に関する経営者の責任および関連する監査人のテストを変更するものではありません。さらに、米国における規制環境(例えば、SECおよびPCAOB)ならびにこの分野における厳格な精査を踏まえると、この規定の削除は公正価値の見積りの質に対する投資家の信頼に影響を及ぼさないでしょう。またFASBは、投資家は一般に全体的な評価プロセスに精通していると述べました。

- **測定の不確実性**—本ASU案では、観察不能なインプットの変動に対する公正価値測定の感応度の叙説的説明を提供するというASC 820-10-50-2(g)の要求を維持する。ただし本ASU案では、この開示は報告日の時点における測定の不確実性に関する情報を伝達することを目的としており、将来の公正価値の変動に対する感応度に関する情報を提供することは意図していない旨を明確化しています。
- **観察不能なインプットに関する定量的情報**—ASC 820-10-50-2(bbb)の要求を遵守するための観察不能なインプットの範囲および加重平均の開示(ASC 820-10-55-103の導入ガイダンスにおける設例に示されている通り)を要求する。また、過去のデータに基づいて重要な観察不能なインプットを算出するために用いた期間の開示も要求されます。非公開会社については、この開示要求は免除されます。

- ・ **レベル3のロールフォワード**—本ASU案では、非公開会社以外の事業体については、レベル3のロールフォワードの要求を維持する。非公開会社である事業体については、本ASU案は、レベル3のロールフォワードの要求を修正し、ASC 820-10-50-2(d)に基づく貸借対照表日現在で保有する投資に関連する未実現の増価または減価の変動を開示する要求を削除することになります。代わりに、レベル3への振替およびレベル3からの振替、ならびにレベル3の投資の購入(および発行)に関する開示が要求されます。FASBは、事業体は公正価値ヒエラルキー表における期末残高の開示をすでに要求されており、レベル3の投資への(およびレベル3の投資からの)振替ならびにレベル3の投資の購入(および発行)を、今日要求されている完全なロールフォワードではなく文章で開示することができると明らかにしました。



掘り下げた検討

FASBは、レベル3のロールフォワードに関するアウトリーチにおいて、一部の財務諸表利用者がロールフォワードは特に異なる景気サイクルに係る経営者の意思決定を理解する助けとなるため有用であると考えていることに注目しました。完全なロールフォワードは、非公開会社の財務諸表の利用者にとって有用性がより低いと一般にみなされていました。レベル3への振替およびレベル3からの振替は、ロールフォワードの最も有用な側面であると一般にみなされていました。

将来の事象に係る時期の見積りのNAV開示

ASC 820-10-50-6A(b)およびASC 820-10-50-6A(e)のもとで現在要求される以下の開示は、これらが投資先によって報告事業体に伝達されているか、または(特に投資者に伝達されていないとしても)その他の方法で公表されている場合にのみ適用されます。

- ・ 「投資先から償還することはできないが投資先の基礎となる資産の清算を通じて報告事業体が分配を受け取ることのできる投資を含むそれぞれの投資クラスについて、基礎となる資産が投資先によって清算されると予想される期間の報告事業体による見積り」
- ・ 「償還の制限が消滅し得る時期」

当該時期が不明な場合には、その旨を開示することが要求されます。



掘り下げた検討

この変更の目的は、投資者が投資先またはその他の公開情報源から当該時期についての知識を得ていない場合に独自の見積りを立てなければならない状況を回避することです。加えて、[ASU 2015-07](#)は、事業体がNAVの実務的簡便法のもとで測定したすべての投資を公正価値ヒエラルキーの各レベル内に分類するという要求を削除しました。

新たな開示要求—未実現損益

非公開会社以外の事業体は、貸借対照表日現在で保有する資産および負債に係る公正価値の変動を、(1)税引前純利益および(2)包括利益について、公正価値ヒエラルキーのレベル(すなわち、レベル1、2、および3)別に分解して開示します。これは現在、ASC 820-10-50-2(c)および(d)のもとで、純利益におけるレベル3の金額についてのみ要求されています。非公開会社の意思決定の枠組みに従い、この要求は非公開会社には適用されません。

経過措置および次のステップ

本ASU案では、未実現損益の変動および観察不能なインプットに関する定量的情報の変動(上記の説明を参照)に関する開示の修正を、適用した期間の期首から将来に向かって適用することを要求しています。事業体は、開示に係るその他のすべての変更を、すべての表示期間に遡及的に適用します。

FASBは、発効日について提案しておらず、当該ガイダンス案に対する関係者からのフィードバックを検討後に決定する予定であると述べています。

本ASU案に対するコメントの期限は2016年2月29日でした。FASBは、2016年6月1日の会合で当該コメントについて議論を行い、投資家およびその他の財務諸表利用者向けに追加のアウトリーチの実施を決定しました。

法人所得税

背景

2016年7月、FASBは、法人所得税に関連する一定の開示要求を修正または削除し、新たな要求を定めるASU案を発行しました。本ASU案は、法人所得税に関する開示に対して審議会が2014年3月に提案した概念基準書の適用の結果です。本ASU案に対するコメントの期限は2016年9月30日でした。

本ASU案の主要な規定

適用範囲

修正の多くは法人所得税の課税対象であるすべての事業体に適用されますが、一部は公開ビジネス事業体のみに適用されます。

提案の一環として、FASBは、ASC 740-10の用語集で定義される「公開事業体」の用語を、ASCマスター用語集で定義される「公開ビジネス事業体」に置き換えました。公開ビジネス事業体の定義は、ASC 740に基づく公開事業体の定義に含まれない一定の種類の実業体を含んでいます。したがって、現在公開事業体のみに適用されているASC740の開示要求が他の事業体にも適用されることとなります。

無期限に再投資される外国利益

本ASU案は、年度中になされた、無期限の再投資アサーションに対する変更を説明することを全事業体に要求することとなります。これには、当該アサーションの変更を引き起こした状況が含まれます。すべての事業体はまた、年度中になされたアサーションの変更が存在する場合には、当該利益金額を開示することも要求されることとなります。加えて、すべての事業体は、外国子会社が保有する現金、現金同等物、および市場性ある証券の合計額の開示を要求されることとなります。

当該情報は、財務諸表利用者に、将来の母国への送金の発生可能性、および無期限に外国に再投資される利益に関連する法人所得税の影響を彼らが予測することを支援する情報を提供することが意図されています。

未認識の税益

本ASU案は、未認識の税益に関連した、公開ビジネス事業体に対する開示要求を修正することとなります。それはまた、ASC740-10-50-15A(a)により要求される未認識税益の総額の表形式による調整において、現金で決済された（またはされるであろう）もの、および現存のDTAの使用により決済された（またはされるであろう）ものごとに分解された決済の開示を事業体に要求する規定を追加することとなります（例えば、現存の繰越欠損金または繰越税額控除の使用による決済）。

公開ビジネス事業体はまた、当該未認識税益が記帳された、貸借対照表表示項目ごとの、表形式による調整において表示される、未認識税益総額の内訳（すなわち、マッピング）を提供することが要求されることとなります。未認識の税益が一つの貸借対照表表示項目に含まれていない場合には、当該金額は別個に開示されることとなります。

加えて、公開ビジネス事業体は、繰越欠損金および繰越税額控除に関する現存のDTAと相殺されている未認識の税益総額を開示することが要求されることとなります。

ASC740-10-50-15(d)における現行ガイダンスでは、すべての事業体は、未認識税益の総額が、次の12カ月間に大幅に増減することが合理的にありうる場合、税務ポジションの詳細を開示しなければなりません。本ASU案はこの開示要求を削除しています。

さらに、本ASU案はASC740-10-55-217における例示を修正し、未認識の税益に関連した開示要求案の適用可能性を示すこととなります。

繰越欠損金および繰越税額控除

現在、事業体は、税務目的の繰越欠損金および繰越税額控除の金額および失効日を開示することが要求されています。歴史的に、この開示要求に関連する実務には多様性が存在しています。本ASU案は、公開ビジネス事業体に、以下の総額を開示することを要求することにより、この多様性を低減させることとなります。

- 報告日より後の最初の5年間のそれぞれに関して、失効期間ごとに、連邦、州および外国における繰越欠損金総額および繰越税額控除総額(すなわち、税額を考慮していない)、ならびに残存年次に係る総額。
- 評価性引当金控除前の、繰越欠損金および繰越税額控除に関連した、連邦、州および外国DTA(すなわち、税額を考慮した)。



掘り下げた検討

一般的に、事業体は、ASC740における認識および測定規準に準拠して、DTAを測定しなければなりません。本ASU案は、「繰延税金資産」という用語を使用していますが、それが、ASC740規準により測定されるDTAを指しているのか、または単に提出された法人所得税申告書上に反映された繰越欠損金および繰越税額控除の税額考慮後の金額を指しているのかについては不明確です。

上記で説明したように、公開ビジネス事業体はまた、繰越欠損金および繰越税額控除に関する現存のDTAと相殺される、未認識の税益の総額を開示することが要求されることとなります。

加えて、本ASU案は、公開ビジネス事業体以外の事業体に対する、繰越欠損金および繰越税額控除に関連する開示要求を修正することとなります。公開ビジネス事業体以外の事業体は、連邦、州および外国における繰越欠損金ならびに繰越税額控除の総額(すなわち、税額を考慮していない)を、その失効日と共に、開示することが要求されることとなります。ASC740-10-55-218から55-222(改訂後)の例示が、これらの開示要求の適用可能性を示すこととなります。

税率調整

ASC740-10-50-12は現在、公開ビジネス事業体に、継続事業からの法人所得税費用(または益)の報告金額と、継続事業からの税引前利益(または損失)に国内連邦法定税率を乗じて算定される法人所得税費用(または益)との調整を開示することを要求しています。本ASU案は、SECレギュレーションS-X規則4-08(h)と一貫した方法で、法人所得税率調整を公開ビジネス事業体が開示する規定を改訂することとなります。

改訂後のASC740-10-50-12は、公開ビジネス事業体が、継続事業からの法人所得税費用(または益)の報告金額と、継続事業からの税引前利益(または損失)に国内連邦法定税率を乗じることにより算定される法人所得税費用(または益)との調整の開示を要求し続けています。しかしながら、当該改訂は、規則4-08(h)における規定と一貫した方法で、法定税率での税金の5パーセント以上である税率調整における要素を分離し、別個に表示するよう、要求を修正することになります。

政府援助

2015年11月の政府援助に係るASU案に対する議論の結果として、FASBは、事業体に事業体の法人所得税を低減する政府ユニットから受領した援助に関連する特定の情報の開示を要求することを決定しました。したがって、法人所得税開示に係る本ASU案は、「契約の期間および当該契約により政府となされたコミットメントならびに法人所得税負担を低減するまたは低減する可能性がある益の金額を含む法的に強制力ある政府との当該契約の説明」を開示することを、法人所得税関連政府援助を受領するすべての事業体に要求することになります。この開示要求は、当該契約により、事業体が援助を受領することになるか否かを政府が決定し、かつその場合、事業体が該当する適格要件を充足する場合であっても、いくら受領するかを政府が決定した場合にのみ適用されることになります。事業体と政府との間の具体的な契約がない場合で、事業体がすべての税金支払者に適用される適格要件を充足したことにより政府援助を受領する場合、この情報の開示は要求されません。

他の法人所得税開示要求

本ASU案は、すべての事業体が以下を開示することを要求しています。

- 外国と国内の金額により区分された、継続事業からの税引前利益(または損失)の金額。
- 外国と国内の金額により区分された、継続事業からの法人所得税費用(または益)の金額。
- 外国と国内の金額により区分された、法人所得税支払金額。法人所得税支払総額に対して重要である国に関しては、さらなる区分が要求されることになる。
- 制定された税法の変更が、将来において事業体に対して影響を与える可能性が高い場合、当該変更。

税引前利益(または損失)、外国の法人所得税費用(または益)、または外国の法人所得税支払額の決定に当たり、「外国」とは、報告事業体の母国以外の国を指します。

加えて、本提案は、公開ビジネス事業体が、関連金額と共に、年度中に認識または振り戻された評価性引当金を説明することを要求することになります。

本ASU案はまた、事業体が、法人所得税開示要求を評価するに当たり、重要性を考慮することを容認する、開示重要性評価に係るASU案におけるガイダンスと整合しています。

移行ガイダンスおよび発効日

本ASU案による改訂は将来に向かって適用されることになります。FASBは、利害関係者からのフィードバックを検討後、最終ガイダンスに関する発効日を決定する予定です。

確定給付制度

2016年1月、FASBは、確定給付年金またはその他の退職後制度に資金を拠出する雇用主に関する開示要求を修正するASU案を発行しました。本ASU案は、開示の全般的な目的と、事業体が確定給付制度に関する開示の範囲を決定する上での重要性をどのように検討するかに関するガイダンスを含んでいます。本ASU案は、ASC715から事業体の確定給付年金およびその他の退職後制度に関する多数の開示要求を追加または削除しています。この新たな開示要求案を導入した結果事業体に生じる追加コストは、他の開示要求の削除や重要でない開示の省略によるコスト削減によって相殺されると、審議会は考えています。

本ASU案における修正は、全表示期間に遡及適用されることになります。ただし、事業体が実務的簡便法として純資産価値を使用して測定した制度資産に関する開示に関連する場合を除きます。この変更は、適用開始期間から適用されます。

FASBは、財務諸表の作成者、専門家団体および業界団体、ならびに会計事務所を含むさまざまな回答者から、当該案に対する30通を超えるコメント・レターを受け取りました（回答期限は2016年4月25日でした）。2016年7月13日の会合において、FASBは受け取ったコメントの概要について話し合い、本ASU案の特定の点について調査を実施するようスタッフに指示しました。本ASU案に関するさらなる情報については、デロイトの2016年1月28日付 *Heads Up* をご参照ください。

その他のトピック

保険監督会計の動向(全米保険監督官協会:NAIC)

サープラス・ノートに関するSSAP41の測定ガイダンスの改訂

2016年4月、NAICは、格付されていないサープラス・ノートを評価する定式によるアプローチを、格付に基づく評価アプローチに差し替える、SSAP41の改訂を採択しました。この新しい評価アプローチは、サープラス・ノートがNAIC信用格付業者によりNAIC1またはNAIC2に指定された場合、償却原価で測定・報告することを要求しています。この改訂はまた、サープラス・ノートが格付を付与されていないか、NAIC3からNAIC6に指定された場合は、償却原価または公正価値のいずれか低い方の金額で測定・報告することを要求しています。さらに、この改訂は、価額の変動を剰余金に未実現評価損益として報告することを明確化しています。NAICはまた、採択した変更に関する分析を文書化した関連イシューペーパーを採択しました。この修正は2017年1月1日に発効しました。

原則主義方式の準備金積立に関連するSSAP51の改訂

2016年6月、NAICは、原則主義方式の準備金積立(PBR)に関する評価マニュアルのガイダンスへの参照を追加する、SSAP51の改訂を採択しました。さらに2016年8月、NAICは、PBR導入時の準備金の評価における変動の会計処理に関してガイダンスを提供する、SSAP51の改訂を採択しました。準備金設定に関する現行の要求は、州規制が定める式および前提条件に基づいています。PBRのもとでは、準備金総額は(1)所定の要素を用いて算出した準備金と、(2)企業の経験に基づき将来の経済状況を幅広く考慮した準備金のいずれか大きい方に基づきます。準備金算出に関する詳細な要求は、州が採択した標準責任準備金法に定められた責任準備金評価マニュアルに記載されています。

具体的に、改訂後のガイダンスは以下を定めています。

- **報告—評価基準の変更による剰余金への影響は、評価基準の変更という年次報告書の科目を使用する現行の報告を継続する。**
- **評価基準の変更に含まれる項目—方法または方法の適用における任意の選択の変更に該当する項目。**
- **評価基準の変更から除外される項目—既存の方法に基づいて要求される、実績に基づく準備金積立の前提条件の更新は、評価基準の変更として反映されないことが提案されている。例えば、PBR方法の要求に従い、3種類の算出方式の準備金(純保険料式責任準備金、決定論的責任準備金または確率論的責任準備金)のいずれか一つから別の準備金に変更することは評価基準の変更とはみなされない。**
- **移行ガイダンス—PBRの初度採用と適用に関する明示的なガイダンスが、導入の諸問題の解決支援のために提供される。責任準備金評価マニュアルは、適用開始日(2017年1月1日)以後に発行される保険契約を対象とする将来に向かっての適用を要求している。したがって、評価基準の変更は、適用日の剰余金に影響を与える結果になるとは予想されない。**

空売りに関するSSAP103およびSSAP86のガイダンスの改訂の採択

2016年6月、NAICは、空売りに関するSSAP103およびSSAP86の会計および報告ガイダンスの改訂を採択しました。一般に、株式の空売りは、投資家はその時点で所有していない株式を売却するときに生じます。空売りは通常、売却を決済するための担保付借入を伴います。投資家が空売りを行うのは、主に株価の下落が予想されるときです。採択された改訂により、事業体は、売却価額を資産として会計処理し、空売りした証券の引渡義務を負の資産として会計処理することを要求されます。さらに、価額の変動は、決済まで未実現損益として認識し、利息を支払利息として認識しなければなりません。この改訂は2017年1月1日から将来に向かって適用されます。

保証基金賦課金の計上に関連する資産認識規準に係る要求の変更

2016年12月、NAICは、未払保証基金賦課金から認識する資産の算定において、予想される短期保険契約の更新を考慮することを企業に認めるSSAP35の改訂を採択しました。短期保険契約を引き受ける医療保険会社で、長期介護保険の破綻について賦課される可能性のある会社が、この変更の影響を受けます。旧ガイダンスは米国GAAPから採用されており、長期保険契約の遡及保険料の算出において、事業体は、未払保証基金賦課金から回収可能金額が生じる可能性が高い場合に、資産を認識することを要求されました。また、事業体は短期保険契約の更新の検討を排除しました。改訂後のガイダンスのもとでは、事業体は、長期保険契約(例えば、長期介護保険)に係る未払保証基金賦課金から認識する資産(保険料税控除)の決定において有効な短期保険契約の予想される更新保険を考慮することになります。したがって、この新ガイダンスの発効日に、米国GAAPと監督会計との間に相違が生じることになります。規制当局は、将来において保証基金賦課金の割引を個別に検討することを予定しています。この改訂は2017年1月1日に発効しました。

傷害疾病保険商品に対するPBR

2016年12月、NAICは、責任準備金評価マニュアルのガイダンスに医療保険の準備金積立の要求に関する参照を追加するSSAP54の改訂を採択しました。医療保険商品へのPBR導入の第1フェーズは、医療保険の準備金積立の要求を変更するものではありません。この改訂はまた、評価基準のガイダンスを変更し、保険数理ガイドラインに反映されているように、保険会社が自社の実績を用いることを認めています。この改訂は2017年1月1日に発効しました。

マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドの測定および報告に関する改訂

2016年12月、NAICは、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドへの投資の分類を短期投資から現金同等物に変更するSSAP2の改訂を採択しました。さらに、現金同等物として分類する投資について、より適切な測定を定める改訂を採択しました。これらの変更に基づき、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンドは公正価値で測定され、実務的簡便法として報告された純資産価値を使用することができます。資産評価準備金の積立を要求される保険会社は、価額の変動を未実現損益に計上することになります。他の保険会社は、価額の変動を直接剰余金に貸方計上または借方計上することになります。業界の関係者はこれらの変更の発効日の前倒しを要請しましたが、保険会社が適用可能な日は、早くとも2017年12月31日です。

SECアップデート

背景

SECは、とりわけドッド・フランク法のもとで要求された措置を完了し、FAST法に基づく規定を導入するための取組みに関連した規則の策定に焦点を当て続けています。本出版物の前号の発行後に生じた、主要なSECの規則策定の活動およびその他の動向を、以下で議論しています。

非会計基準測定尺度

非会計基準測定尺度に関するマスコミの報道やSECの調査は、以下に関するSECの懸念から生じています。(1)当該測定尺度の使用と注目度の増大、(2)当該測定尺度が誤解を招く可能性、(3)当該測定尺度と会計基準による測定尺度で報告される金額の間で徐々に拡大する差異。2016年6月27日に行ったスピーチで、SECのメアリー・ジョー・ホワイト委員長は、非会計基準測定尺度の開示が誤解を招くことになる恐れがある実務に関するSECの懸念を繰り返し述べました。同氏は、「(このトピックに関するSECのガイダンスを)慎重に検討し、非会計基準測定尺度の開示に対する自社のアプローチを見直す」ことを企業に強く勧めました。さらに同氏は、「適切な統制を検討し、自社の非会計基準測定尺度の使用や開示に関して監査委員会が注意深く監視する」ことも促しました。

2016年5月、SECスタッフは、非会計基準測定尺度に関するSECのガイダンスを明確化するため、更新した新しい法令遵守および開示に関する解釈指針(C&DI)を発行しました。この更新後のガイダンスは、SECが表明した懸念に関して特定の実務を変更することを意図していました。SECスタッフは、C&DIの発行後の発言において、非会計基準測定尺度に関連して、スタッフがさらなる規則の制定または強制措置を検討する前に「自己修正」することを登録会社に強く奨励しました。

さらなる情報については、デロイトの[A Roadmap to Non-GAAP Financial Measures](#)をご参照ください。



掘り下げた検討

2016年7月31日に終了した12カ月間に、非会計基準測定尺度は、SECの企業財務局(以下、「同局」)が提出書類のレビューの過程で最も頻繁にコメントした上位10トピックの2位にランクされました。これは、前年の4位から上昇しています。来年にかけて、SECのコメント数は高い水準に留まり続け、更新されたC&DIのガイダンスが完全に実務に織り込まれるまでは増加することすら見込まれます。SECスタッフの最新のコメント・レターでは、プレスリリースにおける非会計基準測定尺度の使用と注目度に特に着目しています。プレスリリースや提出書類に関するコメントも、調整に関する規定や当該測定尺度の目的および使用を含む、開示に集中しています。さらに、個別に調整した会計原則を使用する測定尺度を含む、誤解を招く測定尺度の使用や、非会計基準修正の税効果に関するコメントも増加することが見込まれます。SECコメント・レターの傾向に関するさらなる情報については、デロイトの[SECコメント・レター\(業界インサイトを含むー「Edgar」が我々に伝えたこと\)](#)および[2016年の追補版](#)をご参照ください。

SEC、ファンドが報告する情報を現代化し、流動性リスク管理プログラムを要求し、スイング・プライシングを認める規則を採用

2016年10月、SECは、登録投資運用会社による情報の報告および開示を現代化・強化し、オープン・エンド型ファンドによる流動性リスク管理を促進するための変更を採用することを票決しました。これらの新しい規則は、投資家が利用可能な情報の質を高め、ファンドが報告するデータをSECがより有効に収集し、使用することを可能にします。当該規則はまた、オープン・エンド型ファンドの業界にわたって有効な流動性リスク管理を促進し、ファンドの流動性や償還の実務に関する開示を強化します。これらの新しい規則により、一定のオープン・エンド型ファンドの投資運用会社が「スイング・プライシング」を使用することを認めています。

これらの変更は、資産運用業界のモニタリングおよび規制を強化するSECの取組みの一環として行われます。

さらなる情報については、SECのウェブサイトにおける[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、証券清算機関に関する規則を発行

2016年9月、SECは、対象清算機関に関連する[最終規則](#)および[規則案](#)を発行しました。

最終規則は、対象清算機関の「運営およびガバナンスのための強化した基準」を設定しています。この最終規則の適用範囲には、「金融安定監督評議会がシステム上重要であるものとして指定している(中略)またはより複雑な取引にかかわるSEC登録証券清算機関」が含まれます。これらの清算機関は、「特に、金融リスク管理、ガバナンス、復興計画、オペレーションおよび市場参加者や公衆に対する開示に関する新たな規定の対象」となります。

規則案のもとでは、対象清算機関は「集中清算機関、証券集中保管機関、または証券決済システムのサービスを提供する登録清算機関」として定義されます。この規則案は対象清算機関に関連する様々な用語の定義も行っています。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、収益、リース、信用損失に関する新しい会計基準の導入のベストプラクティスについて登録会社に再確認

最近のスピーチにおいて、SECスタッフは、ASU 2014-09(収益)、ASU 2016-02(リース)およびASU 2016-13(信用損失)の適用までの期間に従うべきベストプラクティスについて登録会社に再確認しました。このスタッフのコメントは、SECが昨年にわたり取り組んできたテーマを反復しており、導入活動に関連した財務報告に係る内部統制(ICFR)、監査人の独立性、および開示に重点を置いていました。

さらなる情報については、デロイトの2016年9月の[財務報告アラート](#)をご参照ください。

SEC、ブローカー・ディーラーの証券取引に関する標準的な決済サイクルの短縮化を提案

2016年9月、SECは、「大半のブローカー・ディーラー取引に関する標準的な決済サイクルを取引日後3営業日(以下、「T+3」)から取引日後2営業日(以下、「T+2」)に短縮化する」規則案を発行しました。この修正案の目的は、「信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクを含む多数のリスクを低減し、その結果として米国の市場参加者のシステムリスクを低減する」ことです。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、クロスボーダー証券派生スワップに関する最終規則を発行

2016年2月、SECは、クロスボーダー証券派生スワップ(SBS)に関する最終規則を発行しました。ドッド・フランク法のマニフェストに対応して発行されたこの最終規則のもとでは、「ディーリング活動に関連する証券派生スワップ取引のアレンジ、交渉、または執行に米国支店または事務所の人員を用いている非米国企業は、証券派生スワップのディーラーとしての登録を要求されるかどうかを判断するにあたり、かかる取引を含めます(含めなければなりません)」。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、SBS取引について取引の認証および確認に関する要求を定める最終規則を発行

2016年6月、SECはSBS取引について取引の認証および確認に関する要求を定める最終規則を発行しました。ドッド・フランク法のマニフェストに対応して発行されたこの最終規則のもとでは、SBS取引を行うSBS事業体は以下の実施を要求されます。

- ・ 「取引相手に対し電子的手段で取引認証を、速やかに、執行日の翌第1営業日の終了時まで提供する。」
- ・ 「受け取った取引認証の条件について、速やかに取引相手に確認するか異議を申立てる。」
- ・ 「提供する取引認証に要約した条件の確認を得るために合理的に策定した文書による方針および手続を整備する。」

さらに、SBS事業体である特定のブローカー・ディーラーは、最終規則の要件を満たす場合に米国証券取引法規則10b-10の要求から免除されます。この最終規則は2016年8月16日に発効しました。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、レギュレーションSBSRに関する最終規則を発行

2016年7月、SECは、SBS情報の報告・拡散に関するレギュレーションSBSRを修正する最終規則を発行しました。ドッド・フランク法第7編の要求を導入するこの最終規則の目的は、「証券派生スワップ市場における透明性を増大させる」ことです。この最終規則は2016年10月11日に発効しました。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、SBSデータ・レポジトリが保有するデータへの規制当局によるアクセスを認める最終規則を発行

2016年8月、SECは、特定の規制当局および他の当局がSBSデータ・レポジトリにアクセスできるようにするため、米国証券取引法規則13n-4を修正する**最終規則**を発行しました。具体的に、この最終規則は以下を定めています。

- ・「受領者に提供される証券派生スワップのデータの秘密保持に対応するため、SECとデータ受領者との間で覚書または他の取決めを交わすこと」を要求する。
- ・「データにアクセスする資格のある当局として、法令において名称が挙げられている5つの健全性監督当局、連邦準備銀行、金融調査局」を特定する。
- ・「他の事業体によるデータへのアクセスを認めるかどうかの判断をSECが検討できる要素」に対応する。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、投資アドバイザーに係る規則案および最終規則を発行

2016年6月、SECは、「SEC登録投資アドバイザーが、投資アドバイザーの業務の重大な中断に関連したオペレーショナル・リスクおよび他のリスクに対応するために合理的に策定した、文書による事業継続・移行計画を導入および実施すること」を要求する**規則案**を発行しました。さらにこれらの投資アドバイザーは、「現在有効な、または過去5年間のいつかに有効であったすべての事業継続・移行計画を作成・保管する」ことが必要となります。

2016年8月、SECは、投資アドバイザーに対する報告および開示の要求を改善するため、**最終規則**(2016年10月31日発効)を発行しました。具体的に、この最終規則は以下の修正を行っています。

- ・ (1)投資アドバイザーに追加情報(例えば、「一任勘定の業務」に関して)の開示を要求する、(2)「単一の助言事業を運営する私募ファンドの投資アドバイザー事業体」が、登録に単一のフォームADVを使用することができるようなアプローチを含め、(3)「フォームADVの項目および指示」に一定のテクニカルな訂正を行うために、フォームADVを修正する。
- ・ (1)パフォーマンス関連の計算や通信についての追加的な記録を保管することを投資アドバイザーに要求し、(2)「もはや不要となった移行に関する規定を削除する」ため、投資アドバイザー法の規則を修正する。

投資アドバイザーは、2017年10月1日からこの修正に準拠することが必要となります。

規則案および**最終規則**に関するさらなる情報については、SECのウェブサイトのそれぞれの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、レギュレーションS-Kに対するコメントを要請

2016年4月、SECは、レギュレーションS-Kの一定の事業および財務に関する開示要求の現代化に対して関係者からのフィードバックを求める**概念リリース**を発行しました。レギュレーションS-Kの主要な要求は、公開企業に関する財務諸表以外の開示要求を集中的に管理していますが、30年以上前に要求されたものであり、ビジネスモデルの進化、新たな技術や投資家の興味の変化の結果、こうした要求の現代化および最適化が求められているものと考えられます。

本リリースは、公開企業に対するSECの開示、表示および引渡し(delivery)に関する要求の広範囲にわたるレビューである、SECの継続的な開示の有効性への取組みの一環として発行されています。これは、登録会社以外の一定の事業体に適用される、レギュレーションS-Xの財務に関する開示要求の有効性に対してフィードバックを求めた、SECによる昨秋のコメント要請に続くものです。

さらなる情報については、デロイトの2016年4月18日付[Heads Up](#)をご参照ください。

SEC、レギュレーションS-Kの一定の開示要求に対するコメントを要請

2016年8月、SECは、開示の有効性に対する取組みの一環として、[コメント要請](#)(コメントの提出期限は2016年10月31日)を発行しました。このコメント要請は、経営者、一定の証券保有者およびコーポレート・ガバナンスの事項に関連するレギュレーションS-Kのサブパート400における特定の開示要求に対してフィードバックを求めるものです。SECは、FAST法により要求されている、レギュレーションS-Kに関する調査を展開する際に、これらのコメントを考慮する予定です。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、古くなった開示要求および重複する開示要求の削除を提案

2016年7月、SECは、不要である、重複している、もしくは古くなったと考えられるSECの開示要求、またSEC、米国GAAPまたはIFRSの開示要求と重なると思われるSECの開示要求を修正する[規則案](#)を発行しました。さらにこの規則案は、米国GAAPによる要求と重なるSECの一定の開示要求を、保持すべきか、修正すべきか、削除すべきか、または米国GAAPへの可能な組み込みのためFASBIに照会すべきかに対するコメントも求めています。

この修正案はSECの継続的な開示の有効性への取組みの次のステップです。この取組みの一環として、SECは、レギュレーションS-Kの事業および財務に関する一定の開示要求の現代化に対するフィードバックを求める[概念リリース](#)も、2016年4月に発行しています(上記説明を参照)。



掘り下げた検討

この提案の影響は、変更の種類(例えば、二重、重複、差替え済)によって異なる可能性が高いでしょう。一部の変更について、その目的が二重または差替え済の要求の削除であれば、その影響は重要でないと思われれます。重複する要求に対応するための変更は、より重要な影響を及ぼす可能性があります。これは、SECが(1)開示場所に関する検討、および(2)明確な線引きのための閾値に関する検討として説明していることを結果として生じさせる可能性があるためです。

さらなる情報については、デロイトの2016年7月18日付[Heads Up](#)およびSECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SECスタッフ、レギュレーションS-K、米国証券法および他のトピックに関連するC&DIをアップデート

2016年10月、同局は、レギュレーションS-Kの項目402(u)に関連するC&DIをアップデートし、以下の新しい質問を追加しました。

- [質問128C.01](#)—登録会社がレギュレーションS-Kの項目402(c)(2)(x)に従って計算した年間総報酬を使用しない場合に、中央値の従業員を特定するために選択しなければならない、継続的に適用する報酬測定尺度(CACM)の種類を明確化する。
- [質問128C.02](#)—登録会社がCACMの決定において給与の時間給と年間給のいずれを使用することができるかについて明確化する。
- [質問128C.03](#)—中央値の従業員を特定するためにCACMを使用する際に登録会社が使用することができる期間を明確化する。
- [質問128C.04](#)—中央値の従業員を特定する際の一時解雇した従業員の取扱いを明確化する。
- [質問128C.05](#)—労働者が独立契約者または派遣労働者であると考えられる状況を明確化する。

2016年9月、同局は、以下のC&DIを発行しました。

- [米国証券法のセクションおよびフォームに関連する質問139.33および質問126.41](#)—自己指図型の「ブローカレッジ・ウィンドウ」に関するガイダンスを含む。
- [レギュレーションABに関連する質問301.03](#)—特定の性質の資金提供契約担保債(funding-agreement-backed note)を、レギュレーションABの項目1101(c)または米国証券取引法第3条(a)項(79)のいずれかで定義される用語である「資産担保証券」とみなすべきかどうかについて明確化する。

2016年7月、同局は以下のC&DIを発行しました。

- [スケジュール13Dおよび13Gの提出\(規則13d-1\)に関連する質問103.11](#)—株主がハート・スコット・ロディノ法の規定に基づいてスケジュール13Gの提出を免除されるかどうかに対応する。
- [米国証券法のセクションおよびフォームに関連する質問111.02および質問125.13](#)—交換で受け取った証券が流通していないことに対する発行体の表明に関連する質問を含む。
- [レギュレーションS-Kに関連する質問140.02](#)—「売手の証券保有者が自然人でない」場合に、登録会社はどのようにして、「ポジション、事務所および売手の証券保有者が登録会社またはその前身企業もしくは関係会社との間に過去3年間に有していた他の重要な関係の性質を開示する義務を満たす」べきかを説明している。

2016年6月、同局は米国証券法関連の規則に関するC&DIの第271条をアップデートしました。アップデートされたガイダンスは合併取引の完了に関する質問に対応しています。

SEC、注文取扱情報に関するブローカー・ディーラーの開示に修正を提案

2016年7月、SECは、注文取扱情報に関するブローカー・ディーラーの開示に関連する要求を強化する規則案を発行しました。具体的には、この規則案は「機関投資家からの注文を顧客に開示」し、現行のリテール注文の開示に追加情報を含めることをブローカー・ディーラーに要求することになります。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、小規模報告会社の定義の修正を提案

2016年6月、SECは、「小規模報告会社として適格な会社、ひいてはレギュレーションS-KおよびレギュレーションS-Xで定められている現行の縮小した開示に適格となる会社の数を増やす」規則案を発行しました。具体的には、この規則案は、適格となる閾値を公開株式が7,500万ドル未満から2億5千万ドル未満に引き上げています。さらに、公開株式を有しない会社は、「年間収益が5,000万ドル未満という現行の閾値に対し、年間収益が1億ドル未満であれば、縮小した開示の提供が認められる」こととなります。

さらなる情報については、デロイトの2016年6月29日付[journal entry](#)およびSECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。



掘り下げた検討

この規則案は、SECの「早期提出会社」の定義における公開株式7,500万ドルの閾値を変更していません。したがって、会社は、小規模報告会社に適格となって縮小した開示に適格となる可能性がある反面、早期提出会社となって、定期提出書類の提出期限の短縮やICFRに係る監査人のアステーション・レポートを含めなければならないことを含む規定の対象ともなり得るのです。

SECおよび他の団体が、インセンティブベースド報酬取決めにに関するガイダンスを提案

2016年5月、SECおよび複数の他の政府機関（連邦準備制度理事会、OCC、FDIC、FHFAおよびNCUAを含む）が、ドッド・フランク法第956条を導入するため、インセンティブベースド報酬の取決めにに関する規則案を共同で発行しました。この規則案の内容は以下のとおりです。

- 「過剰な報酬の提供により特定の金融機関による不適切なリスクを助長すると政府機関が判断する、または重大な財務上の損失につながる恐れのある、インセンティブに基づく報酬の取決め」を禁止する。
- 「金融機関が、適切な連邦規制当局に対しインセンティブに基づく報酬の取決めにに関する情報を開示する」ことを要求する。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、財務報告マニュアルをアップデート

2016年3月、同局は、以下のトピックに関するガイダンスを明確化または追加するため、財務報告マニュアルをアップデートしました。

- [パラグラフ2410.8](#)—持分法投資に関連する重要性のテスト
- [トピック10](#)—FAST法の結果としての要求
- [トピック11](#)—FASBおよびIASBの新しい収益基準の適用

2016年11月、同局は、以下のトピックに関するガイダンスを明確化または追加するため、財務報告マニュアルをアップデートしました。

- [パラグラフ1140.3および10220.7](#)—新興成長企業(EGC)が表示すべき取得対象企業の財務諸表の年数
- [パラグラフ1330.5](#)—フォーム10発効後に要求される提出書類
- [パラグラフ5120.1](#)—早期提出企業の決定における小規模報告企業のステータスの喪失の影響および提出期日
- [パラグラフ8110.2](#)—2016年5月の非会計基準財務測定尺度に関するC&DIのアップデート
- [パラグラフ10220.5](#)—登録会社以外の事業体の財務諸表に関するEGCのガイダンス、プロフォーマ情報
- [パラグラフ11120.4](#)、[インデックス](#)—FASBおよびIASBの新しい収益基準の適用
- [セクション11200](#)、[インデックス](#)—FASBおよびIASBの新しいリース基準の適用
- [セクション11300](#)、[インデックス](#)—短期保険契約に関する開示に係るFASBの新しい基準の適用

さらなる情報については、デロイトの[2016年3月22日付](#)および[2016年11月22日付](#)のjournal entryをご参照ください。

SECおよびFDIC、対象ブローカー・ディーラーに関する規則案を発行

2016年2月、SECおよびFDICは、「対象ブローカー・ディーラーの秩序だった清算に適用する規定」を定める規則案を発行しました。この規則案は、ドッド・フランク法のマニフェストに対応して発行されるものです。

SEC、2016年の検査優先事項を公表

2016年1月、SEC法令遵守調査・検査局は、2016年検査優先事項を公表しました。新たな優先事項には、流動性のコントロール、公的年金アドバイザー、商品のプロモーション、上場ファンドおよび変動年金があります。さらに、これらの優先事項は、「サイバーセキュリティ、小型株企業の不正、手数料体系の選択肢、リバース・チャージ等の継続的なリスク領域における投資家保護の重視を継続していることを反映」しています。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、デリバティブの利用に対する規則を提案

2015年12月、SECは、登録投資会社および事業開発会社によるデリバティブの利用に関して規則案を発行しました。この規則案は、「ミューチュアル・ファンドや上場投信等のファンドにデリバティブの利用を制限し、投資家のより手厚い保護につながるリスク管理の施策の整備を要求」するものです。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

SEC、代替取引システムに関する開示要求の強化を提案

2015年11月、SECは、米国証券取引法に基づく代替取引システムに関する要求を改訂する規則案を発行しました。具体的には、この規則案は「米国証券取引所に上場している株式(NMS株式)を取引する」代替取引システム(「ダークプール」を含む)について、ブローカー・ディーラーの運営者およびその関係会社の業務および活動について詳細な情報を公開することを要求するものです。

さらなる情報については、SECのウェブサイトの[プレスリリース](#)をご参照ください。

Appendixes

付録A—2016年に発効した会計基準の要約

以下の表は、2016暦年に発効したASUを一覧にしています(早期適用が認められていたとしても、これらのASUは2016年より前に早期適用されなかったという前提であることにご留意ください)。

ASU (発行年月)	対象	公開ビジネス事業体 に対する発効日	他のすべての事業体 に対する発効日
ASU 2016-03「無形資産 —のれんおよびその他(ト ピック350)、事業結合(ト ピック805)、連結(トピック 810)、デリバティブおよび ヘッジ(トピック815): 発 効日および移行ガイダン ス—非公開会社評議会 のコンセンサス」(2016年 3月)	非公開事業体	該当なし	発行時
ASU 2015-16「測定期間 調整の会計処理の簡素 化」(2015年9月)	事業結合が発生した報告 期間の末までに会計処理 が完了していない事業結 合の項目に関して暫定的 な金額を報告した事業 体、および測定期間中に 認識した暫定金額に修正 を行った事業体	2015年12月15日より後 に開始する事業年度(お よびかかる事業年度の 期中期間)	2016年12月15日より後に 開始する事業年度および 2017年12月15日より後に 開始する事業年度の期中 期間
ASU 2015-12「(パート1) 完全給付リスポンシブ投 資契約、(パート2)制度投 資の開示、(パート3)測定 日に関する実務的簡便法 —FASB発生問題専門委 員会のコンセンサス」 (2015年7月)	ASC 960、ASC 962またはASC 965が適用される報告事業体。2015年12月15日より後 に開始する事業年度より発効		

(表の続き)

ASU (発行年月)	対象	公開ビジネス事業体に 対する発効日	他のすべての事業体に 対する発効日
ASU 2015-10「テクニカルな訂正および改善」(2015年6月)	全事業体	移行ガイダンスは、ASUの修正の基礎により異なる。移行ガイダンスを要求する修正は、2015年12月15日より後に開始する事業年度およびかかる事業年度の期中期間より全事業体に対して発効する。	
ASU 2015-09「短期契約に関する開示」(2015年5月)	ASC 944で定義する短期契約を発行する全保険会社。この修正は短期契約の保有者(保険契約者)には適用されない。	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間
ASU 2015-07「1株当たり純資産価値(またはその同等物)を計算している特定の事業体への投資に係る開示－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2015年5月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)
ASU 2015-06「マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引が過去のユニット当たり利益に与える影響－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2015年4月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	
ASU 2015-05「クラウドコンピューティング契約において支払った手数料の顧客の会計処理」(2015年4月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する年次期間(およびかかる年次期間の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する年次期間および2016年12月15日より後に開始する年次期間の期中期間
ASU 2015-04「従業員確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」(2015年4月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間

(表の続き)

ASU (発行年月)	対象	公開ビジネス事業体 に対する発効日	他のすべての事業体 に対する発効日
ASU 2015-03「起債コストの表示の簡素化」 (2015年4月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間
ASU 2015-02「連結分析の修正」(2015年2月)	特定の法的事業体を連結すべきかどうかを評価しなければならない事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間
ASU 2015-01「異常項目の概念の廃止による損益計算書の表示の簡素化」(2015年1月)	全事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	
ASU 2014-18「事業結合における識別可能な無形資産の会計処理－非公開会社評議会のコンセンサス」(2014年12月)	ASCマスター用語集で定義する公開ビジネス事業体および非営利事業体を除く全事業体	該当なし	適用範囲内の最初の取引が2015年12月15日より後に開始する最初の事業年度に発生した場合、当該事業年度の年次財務報告ならびにその後の全期中期間および年次期間に選択適用が可能である。最初の取引が2016年12月15日より後に開始する事業年度に発生した場合、取引日を含む期中期間ならびにその後の期中期間および年次期間に選択適用が可能である

(表の続き)

ASU (発行年月)	対象	公開ビジネス事業体に 対する発効日	他のすべての事業体に 対する発効日
ASU 2014-16「株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するか ¹ の判断－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年11月)	株式の形式で発行された混合金融商品の発行体または当該商品に対する投資者である事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2015年12月15日より後に開始する事業年度および2016年12月15日より後に開始する事業年度の期中期間
ASU 2014-13「連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年8月)	ASC 810-10の変動持分事業体のサブセクションに基づき担保付資金調達事業体の連結を要求される報告事業体および公正価値を使用して担保付資金調達事業体の資産および負債を測定する報告事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	2016年12月15日より後に終了する事業年度および2016年12月15日より後に開始する期中期間
ASU 2014-12「報酬の条件が必要な勤務期間の後に業績目標を達成することができる ² と定めている場合の株式ベース支払の会計処理－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」(2014年6月)	報酬の条件が、権利確定に影響を与える業績目標を必要な勤務期間の後に達成することができる ² と定めている、株式ベース支払を従業員に付与する報告事業体	2015年12月15日より後に開始する事業年度(およびかかる事業年度の期中期間)	

付録B－基準書その他の公表物の一覧

以下は、本刊行物で言及した基準書およびその他の公表物の題名です。

FASB ASU

ASU 2017-01, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business* (ASU 2017-01「事業結合 (トピック805): 事業の定義の明確化」)

ASU 2016-20, *Technical Corrections and Improvements to Topic 606, Revenue From Contracts With Customers* (ASU 2016-20「トピック606『顧客との契約から生じる収益』のテクニカルな訂正および改善」)

ASU 2016-19, *Technical Corrections and Improvements* (ASU 2016-19「テクニカルな訂正および改善」)

ASU 2016-18, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Restricted Cash — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-18「キャッシュ・フロー計算書(トピック230): 制限付預金—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-17, *Consolidation (Topic 810): Interests Held Through Related Parties That Are Under Common Control* (ASU 2016-17「連結(トピック810): 共通支配下の関連当事者を通じて保有される持分」)

ASU 2016-15, *Statement of Cash Flows (Topic 230): Classification of Certain Cash Receipts and Cash Payments — a consensus of the Emerging Issues Task Force* (ASU 2016-15,「キャッシュ・フロー計算書(トピック230): 一定の現金収支の分類—発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2016-13, *Financial Instruments — Credit Losses (Topic 326): Measurement of Credit Losses on Financial Instruments* (ASU 2016-13「金融商品—信用損失(トピック326): 金融商品に係る信用損失の測定」)

ASU 2016-12, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Narrow-Scope Improvements and Practical Expedients* (ASU 2016-12「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 狭い範囲の改善および実務的簡便法」)

ASU 2016-11, *Revenue Recognition (Topic 605) and Derivatives and Hedging (Topic 815): Rescission of SEC Guidance Because of Accounting Standards Updates 2014-09 and 2014-16 Pursuant to Staff Announcements at the March 3, 2016 EITF Meeting (SEC Update)* (ASU 2016-11「収益認識(トピック605)ならびにデリバティブおよびヘッジ(トピック815): 2016年3月3日のEITF会合におけるスタッフのアナウンスメントに従った会計基準アップデート2014-09および2014-16によるSECガイダンスの廃止(SECアップデート)」)

ASU 2016-10, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Identifying Performance Obligations and Licensing* (ASU 2016-10「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 履行義務の識別およびライセンス付与」)

ASU 2016-09, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Improvements to Employee Share-Based Payment Accounting* (ASU 2016-09「報酬—株式報酬(トピック718): 従業員株式ベース支払に関する会計処理の改善」)

ASU 2016-08, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Principal Versus Agent Considerations (Reporting Revenue Gross Versus Net)* (ASU 2016-08「顧客との契約から生じる収益(トピック606): 本人か代理人かの検討(収益を総額で報告するか、純額で報告するか)」)

ASU 2016-07, *Investments — Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Simplifying the Transition to the Equity Method of Accounting* (ASU 2016-07「投資—持分法およびジョイント・ベンチャー(トピック323): 持分法会計への移行の簡素化」)

ASU 2016-03, *Intangibles — Goodwill and Other (Topic 350), Business Combinations (Topic 805), Consolidation (Topic 810), Derivatives and Hedging (Topic 815): Effective Date and Transition Guidance — a consensus of the Private Company Council* (ASU 2016-03「無形資産—のれんおよびその他(トピック350)、事業結合(トピック805)、連結(トピック810)、デリバティブおよびヘッジ(トピック815): 発効日および移行ガイダンス—非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2016-02, *Leases (Topic 842)* (ASU 2016-02「リース(トピック842)」)

- ASU 2016-01, *Financial Instruments — Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities* (ASU 2016-01「金融商品－全体(サブトピック825-10):金融資産および金融負債の認識および測定」)
- ASU 2015-17, *Income Taxes (Topic 740): Balance Sheet Classification of Deferred Taxes* (ASU 2015-17「法人所得税(トピック740):繰延税金の貸借対照表上の分類」)
- ASU 2015-16, *Business Combinations (Topic 805): Simplifying the Accounting for Measurement-Period Adjustments* (ASU 2015-16「事業結合(トピック805)測定期間調整の会計処理の簡素化」)
- ASU 2015-14, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606): Deferral of the Effective Date* (ASU 2015-14「顧客との契約から生じる収益(トピック606):発効日の延期」)
- ASU 2015-12, *Plan Accounting: Defined Benefit Pension Plans (Topic 960), Defined Contribution Pension Plans (Topic 962), Health and Welfare Benefit Plans (Topic 965): (Part I) Fully Benefit-Responsive Investment Contracts, (Part II) Plan Investment Disclosures, (Part III) Measurement Date Practical Expedient — consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2015-12「制度の会計処理:確定給付年金制度(トピック960)、確定拠出年金制度(トピック962)、福利厚生給付制度(トピック965):(パート1)完全給付レスポンシブ投資契約、(パート2)制度投資の開示、(パート3)測定日の実務的簡便法—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2015-10, *Technical Corrections and Improvements* (ASU 2015-10「テクニカルな訂正および改善」)
- ASU 2015-09, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Disclosures About Short-Duration Contracts* (ASU2015-09「金融サービス—保険(トピック944):短期契約に関する開示」)
- ASU 2015-07, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosures for Investments in Certain Entities That Calculate Net Asset Value per Share (or Its Equivalent) — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2015-07「公正価値測定(トピック820):1株当たり純資産価値(またはその同等物)を計算している特定の事業体への投資に係る開示—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2015-06, *Earnings per Share (Topic 260): Effects on Historical Earnings per Unit of Master Limited Partnership Dropdown Transactions — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2015-06「1株当たり利益(トピック260):マスター・リミテッド・パートナーシップのドロップダウン取引が過去のユニット当たり利益に与える影響—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2015-05, *Intangibles — Goodwill and Other — Internal-Use Software (Subtopic 350-40): Customer's Accounting for Fees Paid in a Cloud Computing Arrangement* (ASU 2015-05「無形資産—のれんおよびその他—自社利用のソフトウェア(サブトピック350-40):クラウドコンピューティング契約で支払った手数料の顧客の会計処理」)
- ASU 2015-04, *Compensation — Retirement Benefits (Topic 715): Practical Expedient for the Measurement Date of an Employer's Defined Benefit Obligation and Plan Assets* (ASU 2015-04「報酬—退職給付(トピック715):従業員の確定給付債務および制度資産の測定日に関する実務的簡便法」)
- ASU 2015-03, *Interest — Imputation of Interest (Subtopic 835-30): Simplifying the Presentation of Debt Issuance Costs* (ASU 2015-03「利息—利息の帰属(サブトピック835-30):起債コストの表示の簡素化」)
- ASU 2015-02, *Consolidation (Topic 810): Amendments to the Consolidation Analysis* (ASU 2015-02「連結(トピック810):連結分析の修正」)
- ASU 2015-01, *Income Statement — Extraordinary and Unusual Items (Subtopic 225-20): Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items* (ASU 2015-01「損益計算書—異常項目および通常でない項目(サブトピック225-20):異常項目の概念の廃止による損益計算者の表示の簡素化」)
- ASU 2014-18, *Business Combinations (Topic 805): Accounting for Identifiable Intangible Assets in a Business Combination — a consensus of the Private Company Council* (ASU 2014-18「事業結合(トピック805):事業結合における識別可能な無形資産の会計処理—非公開会社評議会のコンセンサス」)
- ASU 2014-16, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Determining Whether the Host Contract in a Hybrid Financial Instrument Issued in the Form of a Share Is More Akin to Debt or to Equity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-16「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債または資本のどちらに類似するか判断—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2014-13, *Consolidation (Topic 810): Measuring the Financial Assets and the Financial Liabilities of a Consolidated Collateralized Financing Entity — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-13「連結(トピック810):連結担保付資金調達事業体の金融資産および金融負債の測定—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2014-12, *Compensation — Stock Compensation (Topic 718): Accounting for Share-Based Payments When the Terms of an Award Provide That a Performance Target Could Be Achieved after the Requisite Service Period — a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force* (ASU 2014-12「報酬—株式報酬(トピック718):報酬の条件が必要な勤務期間の後に業績目標を達成することができる場合の株式ベース支払の会計処理—FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)
- ASU 2014-09, *Revenue From Contracts With Customers (Topic 606)* (ASU 2014-09「顧客との契約から生じる収益(トピック606)」)
- ASU 2014-07, *Consolidation (Topic 810): Applying Variable Interest Entities Guidance to Common Control Leasing Arrangements — a consensus of the Private Company Council* (ASU 2014-07「連結(トピック810):共通支配下のリース契約に対する変動持分事業体のガイダンスの適用—非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2014-03, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Accounting for Certain Receive-Variable, Pay-Fixed Interest Rate Swaps – Simplified Hedge Accounting Approach* – a consensus of the Private Company Council (ASU 2014-03「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):変動金利を受け取り固定金利を支払う一定の金利スワップの会計処理－ヘッジ会計アプローチの簡素化－非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2014-02, *Intangibles – Goodwill and Other (Topic 350): Accounting for Goodwill* – a consensus of the Private Company Council (ASU 2014-02「無形資産－のれんおよびその他(トピック350):のれんの会計処理－非公開会社評議会のコンセンサス」)

ASU 2014-01, *Investments – Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Accounting for Investments in Qualified Affordable Housing Projects* – a consensus of the FASB Emerging Issues Task Force (ASU 2014-01「投資－持分法およびジョイント・ベンチャー(トピック323):適格な低価格住宅プロジェクトに対する投資の会計処理－FASB発生問題専門委員会のコンセンサス」)

ASU 2010-20, *Receivables (Topic 310): Disclosures About the Credit Quality of Financing Receivables and the Allowance for Credit Losses* (ASU 2010-20「債権(トピック310):金融債権の信用品質および貸倒引当金に関する開示」)

ASU 2010-10, *Consolidation (Topic 810): Amendments for Certain Investment Funds* (ASU 2010-10「連結(トピック810):一定の投資ファンドに関する改訂」)

ASU 2009-17, *Consolidations (Topic 810): Improvements to Financial Reporting by Enterprises Involved With Variable Interest Entities* (ASU 2009-17「連結(トピック810):変動持分事業体に関与する企業による財務報告の改善」)

FASB ASC トピックおよびサブトピック

ASC 230, *Statement of Cash Flows* (ASC 230「キャッシュ・フロー計算書」)

ASC 235, *Notes to Financial Statements* (ASC 235「財務諸表に対する注記」)

ASC 250, *Accounting Changes and Error Corrections* (ASC 250「会計上の変更および誤謬の訂正」)

ASC 250-10, *Accounting Changes and Error Corrections: Overall* (ASC 250-10「会計上の変更および誤謬の訂正:全体」)

ASC 320, *Investments – Debt and Equity Securities* (ASC 320「投資－負債証券および持分証券」)

ASC 321-10, *Investments – Equity Securities: Overall* (ASC 321-10「投資－持分証券:全体」)

ASC 325-40, *Investments – Other: Beneficial Interests in Securitized Financial Assets* (ASC 325-40「投資－その他:証券化された金融資産に対する受益持分」)

ASC 326-30, *Financial Instruments – Credit Losses: Available-for-Sale Debt Securities* (ASC 326-30「金融商品-信用損失:売却可能負債証券」)

ASC 360-20, *Property, Plant, and Equipment: Real Estate Sales* (ASC 360-20「有形固定資産:不動産の売却」)

ASC 460, *Guarantees* (ASC 460「保証」)

ASC 470-10, *Debt: Overall* (ASC 470-10「債務:全体」)

ASC 470-20, *Debt: Debt With Conversion and Other Options* (ASC 470-20「債務:転換およびその他のオプション付債務」)

ASC 480, *Distinguishing Liabilities From Equity* (ASC 480「負債と資本の区別」)

ASC 480-10, *Distinguishing Liabilities From Equity: Overall* (ASC 480-10「負債と資本の区別:全体」)

ASC 505-50, *Equity: Equity-Based Payments to Non-Employees* (ASC 505-50「資本:非従業員への持分に基づく報酬」)

ASC 605, *Revenue Recognition* (ASC 605「収益認識」)

ASC 605-20, *Revenue Recognition: Services* (ASC 605-20「収益認識:サービス」)

ASC 605-45, *Revenue Recognition: Principal Agent Considerations* (ASC 605-45「収益認識:本人か代理人かの検討」)

ASC 605-50, *Revenue Recognition: Customer Payments and Incentives* (ASC 605-50「収益認識:顧客の支払およびインセンティブ」)

ASC 606, *Revenue From Contracts With Customers* (ASC 606「顧客との契約から生じる収益」)

ASC 610-20, *Other Income: Gains and Losses From the Derecognition of Nonfinancial Assets* (ASC 610-20「その他の収益:非金融資産の認識の中止による損益」)

ASC 715, *Compensation – Retirement Benefits* (ASC 715「報酬－退職給付」)

ASC 715-20, *Compensation — Retirement Benefits: Defined Benefit Plans — General* (ASC 715-20「報酬－退職給付：確定給付制度－一般」)

ASC 718, *Compensation — Stock Compensation* (ASC 718「報酬－株式報酬」)

ASC 720, *Other Expenses* (ASC 720「その他の費用」)

ASC 740, *Income Taxes* (ASC 740「法人所得税」)

ASC 740-10, *Income Taxes: Overall* (ASC 740-10「法人所得税：全体」)

ASC 805-10, *Business Combinations: Overall* (ASC 805-10「事業結合：全体」)

ASC 810-10, *Consolidation: Overall* (ASC 810-10「連結：全体」)

ASC 815, *Derivatives and Hedging* (ASC 815「デリバティブおよびヘッジ」)

ASC 815-10, *Derivatives and Hedging: Overall* (ASC 815-10「デリバティブおよびヘッジ：全体」)

ASC 815-15, *Derivatives and Hedging: Embedded Derivatives* (ASC 815-15「デリバティブおよびヘッジ：組込デリバティブ」)

ASC 815-40, *Derivatives and Hedging: Contracts in Entity's Own Equity* (ASC 815-40「デリバティブおよびヘッジ：事業体の自社株式の契約」)

ASC 820, *Fair Value Measurement* (ASC 820「公正価値測定」)

ASC 820-10, *Fair Value Measurement: Overall* (ASC 820-10「公正価値測定：全体」)

ASC 825, *Financial Instruments* (ASC 825「金融商品」)

ASC 825-10, *Financial Instruments: Overall* (ASC 825-10「金融商品：全体」)

ASC 840, *Leases* (ASC 840「リース」)

ASC 932-10, *Extractive Activities — Oil and Gas: Overall* (ASC 932-10「採掘活動－石油およびガス：全体」)

ASC 944, *Financial Services — Insurance* (ASC 944「金融サービス－保険」)

ASC 946, *Financial Services — Investment Companies* (ASC 946「金融サービス－投資会社」)

ASC 958, *Not-for-Profit Entities* (ASC 958「非営利事業体」)

ASC 960, *Plan Accounting — Defined Benefit Pension Plans* (ASC 960「制度の会計処理－確定給付年金制度」)

ASC 962, *Plan Accounting — Defined Contribution Pension Plans* (ASC 962「制度の会計処理－確定拠出年金制度」)

ASC 965, *Plan Accounting — Health and Welfare Benefit Plans* (ASC 965「制度の会計処理－福利厚生給付制度」)

ASC 970-605, *Real Estate — General: Revenue Recognition* (ASC 970-605「不動産－一般：収益認識」)

FASB ASU案

Proposed ASU 2017-200, *Debt (Topic 470): Simplifying the Classification of Debt in a Classified Balance Sheet (Current Versus Noncurrent)* (ASU案2017-200「債務(トピック470)：分類貸借対照表における債務の分類の簡素化(流動か非流動か)」)

Proposed ASU 2016-370, *Distinguishing Liabilities From Equity (Topic 480): I. Accounting for Certain Financial Instruments With Down Round Features and II. Replacement of the Indefinite Deferral for Mandatorily Redeemable Financial Instruments of Certain Nonpublic Entities and Certain Mandatorily Redeemable Noncontrolling Interests With a Scope Exception* (ASU案 2016-370「負債と資本の区別(トピック480)：I. ダウンラウンド特性を有する特定の金融商品の会計処理およびII. 特定の非公開事業体の強制償還可能な金融商品および特定の強制償還可能な非支配持分の無期限延期の範囲除外への置換え」)

Proposed ASU 2016-330, *Financial Services — Insurance (Topic 944): Targeted Improvements to the Accounting for Long-Duration Contracts* (ASU案2016-330「金融サービス－保険(トピック944)：長期保険契約に関する会計処理の的を絞った改善」)

Proposed ASU 2016-310, *Derivatives and Hedging (Topic 815): Targeted Improvements to Accounting for Hedging Activities* (ASU案2016-310「デリバティブおよびヘッジ(トピック815):ヘッジ活動の会計処理に対する的を絞った改善」)

Proposed ASU 2016-270, *Income Taxes (Topic 740): Disclosure Framework — Changes to the Disclosure Requirements for Income Taxes* (ASU案 2016-270「法人所得税(トピック740):開示フレームワーク—法人所得税に関する開示要求の変更」)

Proposed ASU 2016-250, *Other Income — Gains and Losses From the Derecognition of Nonfinancial Assets (Subtopic 610-20): Clarifying the Scope of Asset Derecognition Guidance and Accounting for Partial Sales of Nonfinancial Assets* (ASU案2016-250「その他の収益—非金融資産の認識の中止による損益(サブトピック610-20):非金融資産の部分的売却に関する資産の認識中止のガイダンスおよび会計処理の適用範囲の明確化」)

Proposed ASU 2016-210, *Compensation — Retirement Benefits — Defined Benefit Plans — General (Subtopic 715-20): Changes to the Disclosure Requirements for Defined Benefit Plans* (ASU案2016-210「報酬—退職給付—確定給付制度—一般(サブトピック715-20):確定給付制度に関する開示要求の変更」)

Proposed ASU 2015-350, *Fair Value Measurement (Topic 820): Disclosure Framework — Changes to the Disclosure Requirements for Fair Value Measurement* (ASU案2015-350「公正価値測定(トピック820):開示フレームワーク—公正価値測定に関する開示要求の変更」)

Proposed ASU 2015-330, *Business Combinations (Topic 805): Clarifying the Definition of a Business* (ASU案2015-330「事業結合(トピック805):事業の定義の明確化」)

Proposed ASU 2015-340, *Government Assistance (Topic 832): Disclosures by Business Entities About Government Assistance* (ASU案2015-340「政府援助(トピック832):政府援助に関するビジネス事業体の開示」)

Proposed ASU 2015-310, *Notes to Financial Statements (Topic 235): Assessing Whether Disclosures Are Material* (ASU案2015-310「財務諸表に対する注記(トピック235):開示が重要であるかの評価」)

Proposed ASU 2015-280, *Investments — Equity Method and Joint Ventures (Topic 323): Simplifying the Equity Method of Accounting* (ASU案2015-280「投資—持分法およびジョイント・ベンチャー(トピック323):持分法の会計処理の簡素化」)

Proposed ASU 2013-290, *Leases (Topic 834)* (ASU案2013-290「リース(トピック834)」)

その他のFASBの提案

Invitation to Comment 2016-290, *Agenda Consultation* (2016-290「アジェンダ・コンサルテーション」へのコメント募集)

Proposed Concepts Statement 2015-300, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 3: Qualitative Characteristics of Useful Financial Information* (概念基準書案2015-300「財務報告の概念フレームワーク:第3章:有用な財務情報の質的特徴」)

Proposed Concepts Statement 2014-200, *Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 8: Notes to Financial Statements* (概念基準書案2014-200「財務報告の概念フレームワーク:第8章:財務諸表に対する注記」)

Invitation to Comment 2012-220, *Disclosure Framework* (2012-220「開示フレームワーク」へのコメント募集)

FASB概念基準書

CON 8, *Conceptual Framework for Financial Reporting* (概念基準書第8号「財務報告の概念フレームワーク」)

EITF論点

16-B, “Employee Benefit Plan Master Trust Reporting” (第16-B号「従業員給付制度のマスター・トラストの報告」)

NAICの公表物

SSAP No. 103, *Transfers and Servicing of Financial Assets and Extinguishments of Liabilities* (SSAP第103号「金融資産の譲渡およびサービシングならびに負債の消滅」)

SSAP No. 86, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging, Income Generation, and Replication (Synthetic Asset) Transactions* (SSAP第86号「デリバティブおよびヘッジ、収益創出ならびに複製(合成資産)取引に関する会計処理」)

SSAP No. 54, *Individual and Group Accident and Health Contracts* (SSAP第54号「個人およびグループ医療保険契約」)

SSAP No. 51, *Life Contracts* (SSAP第51号「生命保険契約」)

SSAP No. 41, *Surplus Notes* (SSAP第41号「サープラス・ノート」)

SSAP No. 35, *Guaranty Fund and Other Assessments* (SSAP第35号「保証基金およびその他の賦課金」)

SSAP No. 2, *Cash, Drafts and Short-term Investments* (SSAP第2号「現金、為替手形および短期投資」)

非公開会社評議会の公表物

PCC Issue No. 15-02, “Applying Variable Interest Entity Guidance to Entities Under Common Control” (PCC論点第15-02号「共通支配下にある事業体に対する変動持分事業体のガイダンスの適用」)

SEC企業財務局の財務報告マニュアル

Topic 1, “Registrant’s Financial Statements” (トピック1「登録会社の財務諸表」)

Topic 2, “Other Financial Statements Required”; Section 2400, “Equity Method Investments, Including Fair Value Option” (トピック2「要求されるその他の財務諸表」第2400条「持分法投資、公正価値オプションを含む」)

Topic 5, “Smaller Reporting Companies” (トピック5「小規模報告企業」)

Topic 8, “Non-GAAP Measures of Financial performance Liquidity and Net Worth” (トピック8「財務業績、流動性および純資産の非会計基準測定尺度」)

Topic 10, “Emerging Growth Companies” (トピック10「新興成長企業」)

Topic 11, “Reporting Issued Related to Adoption of New Revenue Recognition Standard” (トピック11「新収益認識基準の採用に関連して発行する報告」)

Topic 13, “Effects of Subsequent Events on Financial Statements Required in Filings” (トピック13「届出で要求される財務諸表に対する後発事象の影響」)

SECレギュレーションAB(資産担保証券)

Item 1101(c), “Definitions; Asset-Backed Security” (項目1101(c)「定義:資産担保証券」)

SECレギュレーションS-X

Rule 4-08(h), “General Notes to Financial Statements: Income Tax Expense” (規則4-08(h)「財務諸表に対する一般的な注記:法人所得税費用」)

SECレギュレーションS-K

Item 402(c), “Executive Compensation; Summary Compensation Table” (項目402(c)「幹部の報酬:要約報酬表」)

Item 402(u), “Executive Compensation; Pay Ratio Disclosure” (項目402(u)「幹部の報酬:報酬比率の開示」)

Item 507, “Selling Security Holders” (項目507「売手の証券保有者」)

SECの最終規則

34-78961, *Standards for Covered Clearing Agencies* (34-78961「対象清算機関に関する基準」)

34-78716, *Access to Data Obtained by Security-Based Swap Data Repositories* (34-78716「証券派生スワップ・データ・レポジトリが取得したデータへのアクセス」)

34-78321, *Regulation SBSR — Reporting and Dissemination of Security-Based Swap Information* (34-78321「レギュレーションSBSR-証券派生スワップの情報の報告および拡散」)

34-78011, *Trade Acknowledgment and Verification of Security-Based Swap Transactions* (34-78011「証券派生スワップ取引の取引の認証および確認」)

34-77104, *Security-Based Swap Transactions Connected With a Non-U.S. Person's Dealing Activity That Are Arranged, Negotiated, or Executed by Personnel Located in a U.S. Branch or Office or in a U.S. Branch or Office of an Agent; Security-Based Swap Dealer De Minimis Exception* (34-77104「*米国の支店もしくは事務所または代理人の米国の支店もしくは事務所に所在する人員によってアレンジ、交渉、または執行される非米国人のディーリング活動に関連する証券派生スワップ取引に関する僅少の適用除外*」)

IA-4509, *Form ADV and Investment Advisers Act Rules* (IA-4509「*フォームADVおよび投資アドバイザー法規則*」)

SECの規則案および概念リリース

34-78963, *Definition of "Covered Clearing Agency"* (34-78963「*対象清算機関の定義*」)

34-78962, *Amendment to Securities Transaction Settlement Cycle* (34-78962「*証券取引決済サイクルの修正*」)

34-78309, *Disclosure of Order Handling Information* (34-78309「*注文取扱情報の開示*」)

33-10110, *Disclosure Update and Simplification* (33-10110「*開示の更新および簡素化*」)

IA-4439, *Adviser Business Continuity and Transition Plans* (IA-4439「*投資アドバイザーの事業継続および移行計画*」)

33-10107, *Amendments to Smaller Reporting Company Definition* (33-10107「*小規模報告企業の定義の修正*」)

33-10064, *Business and Financial Disclosure Required by Regulation S-K* (33-10064「*レギュレーションS-Kが要求する事業および財務の開示*」)

34-77776, *Incentive-Based Compensation Arrangements* (34-77776「*インセンティブに基づく報酬の取決め*」)

34-77157, *Covered Broker-Dealer Provisions Under Title II of the Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act* (34-77157「*ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法の第2編に基づく対象ブローカー・ディーラーに関する規定*」)

IC-31933, *Use of Derivatives by Registered Investment Companies and Business Development Companies* (IC-31933「*登録投資会社および事業開発会社によるデリバティブの利用*」)

34-76474, *Regulation of NMS Stock Alternative Trading Systems* (34-76474「*NMS証券代替取引システムの規制*」)

その他のSECの提案

33-10198, *Request for Comment on Subpart 400 of Regulation S-K Disclosure Requirements Relating to Management, Certain Security Holders and Corporate Governance Matters* (33-10198「*経営者、特定の証券保有者およびコーポレート・ガバナンス事項に関するレギュレーションS-Kの開示要求のサブパート400に対するコメント募集*」)

SEC職員会計公報

SAB Topic 13, "Revenue Recognition" (SABトピック13「*収益認識*」)

SEC 法令遵守調査・検査局

Examination Priorities for 2016 (2016年の検査優先事項)

SEC C&DIのトピック

Exchange Act Section 3(a) (米国証券取引法第13条(a)項)

Non-GAAP Financial Measures (非会計基準財務測定尺度)

Regulation AB and Related Rules (レギュレーションABおよび関連規則)

Regulation S-K (レギュレーションS-K)

Securities Act Forms (米国証券法フォーム)

Securities Act Rules (米国証券法規則)

Securities Act Sections (米国証券法セクション)

1934年米国証券取引法規則

Rule 10b-10 “Manipulative and Deceptive Devices and Contrivances; Confirmation of Transactions” (規則10b-10「操作および不正の手段および計略:取引の確認」)

13n-4, “Regulation SBSR; Duties and Core Principles of Security-Based Swap Data Repository” (規則13n-4「レギュレーションSBSR－証券派生スワップ・データ・レポジトリの義務および主要な原則」)

SECインダストリー・ガイド

SEC Securities Act Industry Guide No. 6, *Disclosures Concerning Unpaid Claims and Claim Adjustment Expenses of Property-Casualty Insurance Underwriters* (SEC証券法インダストリー・ガイド第6号「損害保険引受会社の支払備金および損害調査費準備金に関する開示」)

国際基準

IFRS 16, *Leases* (IFRS第16号「リース」)

IAS 17, *Leases* (IAS第17号「リース」)

IAS 12, *Income Taxes* (IAS第12号「法人所得税」)

付録C—略語

略語	用語
AFS	売却可能 (available for sale)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
AOCI	その他の包括利益累計額 (accumulated other comprehensive income)
APIC	株式払込剰余金 (additional paid-in capital)
ASC	FASBの会計基準コーディフィケーション (FASB Accounting Standards Codification)
ASU	FASBの会計基準アップデート (FASB Accounting Standards Update)
BOLI	銀行所有生命保険 (bank-owned life insurance)
C&DI	法令遵守および開示に関するSEC解釈 (SEC compliance and disclosure interpretation)
CACM	継続的に適用する報酬測定尺度 (consistently applied compensation measure)
CAE	損害調査費 (claim adjustment expense)
CECL	現在予想信用損失 (current expected credit loss)
COLI	会社所有生命保険 (corporate-owned life insurance)
DAC	繰延新契約費 (deferred acquisition cost)
DTA	繰延税金資産 (deferred tax asset)
DTL	繰延税金負債 (deferred tax liability)
EGC	新興成長企業 (emerging growth company)
EITF	発生問題専門委員会 (Emerging Issues Task Force)
FASB	米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FDIC	米国連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FHFA	米国連邦住宅金融局 (Federal Housing Finance Agency)
FVTNI	純損益を通じて公正価値で測定 (fair value through net income)
GAAP	一般に公正妥当と認められる会計原則 (generally accepted accounting principles)

略語	用語
GP	ジェネラル・パートナー (general partner)
IAS	国際会計基準 (International Accounting Standard)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBNR	既発生未報告保険 (incurred but not reported)
ICFR	財務報告に係る内部統制 (internal control over financial reporting)
IEP	AICPAの保険専門家パネル (AICPA's Insurance Experts Panel)
IFRS	国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standard)
LP	リミテッド・パートナー (limited partner)
MD&A	経営者の検討および分析 (Management's Discussion & Analysis)
NAIC	全米保険監督官協会 (National Association of Insurance)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration Commissioners)
NMS	全米市場システム (National Market System)
NOL	欠損金 (net operating loss)
OCC	通貨監督庁 (米国財務省) (Office of the Comptroller of the Currency (U.S. Department of the Treasury))
OCI	その他の包括利益 (other comprehensive income)
ORSA	リスクおよびソルベンシーの自己評価 (Own Risk and Solvency Assessment)
PBR	原則主義方式の準備金積立 (principle-based reserving)
PCAOB	公開会社会計監督委員会 (Public Company Accounting Oversight Board)
PCC	非公開会社評議会 (Private Company Council)
PCD asset	信用状態が悪化した購入金融資産 (purchased financial assets with credit deterioration)
ROU	使用权 (right of use)

略語	用語
SAB	SEC職員会計公報 (SEC Staff Accounting Bulletin)
SAC	主観的な返済期日繰上条項 (subjective acceleration clause)
SBS	証券派生スワップ (security-based swap)
SEC	米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)
SIFMA	米国証券業金融市場協会 (Securities Industry and Financial Markets Association)
SSAP	NAICの監督会計原則ステートメント (NAIC Statement of Statutory Accounting Principles)
TRG	移行リソース・グループ (transition resource group)
VIE	変動持分事業体 (variable interest entity)
XBRL	拡張可能な事業報告言語 (eXtensible Business Reporting Language)

以下は、本刊行物において言及された法律の略称の一覧です

略語	法律名
ドッド・フランク法 (Dodd-Frank Act)	ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法 (Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act)
米国証券取引法 (Exchange Act)	1934年米国証券取引法 (Securities Exchange Act of 1934)
FAST法 (FAST Act)	アメリカ陸上交通修復法 (Fixing America's Surface Transportation Act)
ハート・スコット・ロディノ法 (Hart-Scott-Rodino Act)	ハート・スコット・ロディノ反トラスト強化法 (Hart-Scott-Rodino Antitrust Improvements Act)
投資アドバイザー法 (Investment Advisers Act)	1940年投資アドバイザー法 (Investment Advisers Act of 1940)
JOBS法 (JOBS Act)	新規産業活性化法 (Jumpstart Our Business Startups Act)
米国証券法 (Securities Act)	1933年米国証券法 (Securities Act of 1933)

本資料に掲載されているのは一般的な情報のみであり、デロイトは、本資料により会計、ビジネス、金融、投資、法務、税務またはその他の専門的助言もしくはサービスを提供するものではありません。本資料はかかる専門的アドバイスまたはサービスに代替するものではなく、また貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定もしくは行為の基礎として利用されるべきではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。

デロイトは、本資料に依拠した利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Copyright © 2017 Deloitte Development LLC.

(日本語版について)

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそのグループ法人 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む) の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 9,400 名の専門家 (公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](https://www.facebook.com/deloitte)、[LinkedIn](https://www.linkedin.com/company/deloitte)、[Twitter](https://twitter.com/deloitte) もご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.